令和 2 (2020) 年度 自己点検・評価報告書

名城大学

目 次

第	1	章	理念・	目自	内・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	L
第	2	章	内部質	任語	正•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	7
第	3	章	教育研	F究約	狙織		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2 1	L
第	4	章	教育調	程	• 学·	修	成!	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2 5	<u>.</u>
第	5	章	学生の)受り	ナ入	れ	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4	. 1	L
第	6	章	教員·	教員	員組	織	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	. 7	7
第	7	章	学生支	泛援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6	í
第	8	章	教育研	究等	等環	境	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	5 9)
第	9	章	社会連	連携	・社	会	貢	献	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3 ()
第	10) 章	大学	運営	・貝	材務	Z T																							
	第	1 1	節 大学	運	営・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3 4	ŀ
	第	2 1	節 財務	ζ.																								9) 8	₹

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

評価の視点①:大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・ 研究科の目的を適切に設定しているか。

<大学の理念(立学の精神)の適切な設定>

本学は、1926(大正 15)年開設の名古屋高等理工科講習所を前身とし、現在までに 9 学部 9 研究科を擁する総合大学として発展してきた。その過程では、1954(昭和 29)年から 10 年間に及んだ学園紛争を経験し、紛争が終結した 1967(昭和 42)年 3 月に産学官各界の支援を得て、名城大学の発展を目指す意味を込めて「立学の精神」を宣言し、本学設置の意義と目的を改めて明確にした。

この立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」は、本学が真の意味での総合大学として、社会に有為な人材を育成することにその存在意義を見出すことを表しており、学校法人名城大学が設置する学校の基本理念として名城大学学則、名城大学大学院学則に位置付けられている。

<大学の目的の適切な設定>

立学の精神を踏まえ、大学及び大学院の目的を学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に次のように適切に定めている。

(大学)

本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の中心として、深く 専門の教育研究を行い、合わせて広汎な教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた 有能な人材を養成するとともに学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

(大学院)

本大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の理論及び応用を 教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

<立学の精神、大学及び大学院の目的と学部・研究科の目的の連関性>

各学部・研究科においては、立学の精神及び大学・大学院の目的を踏まえた「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」について、学部は学則第3条の2に、研究科は大学院学則第4条の2に適切に定めている。

この各学部及び研究科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」については、立学の精神を踏まえて明確化することを全学で確認しているとともに、近年から、後述する本学の内部質保証推進組織である「大学評価専門委員会」においても定期的な点検・評価を行うことで、これらの連関性を確認するとともに、これらの目的に沿った教育を行っている。

このように、立学の精神を普遍的理念とした上で、大学・大学院の目的と各学部・研究科

目的は適切に設定している。

評価の視点②:大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に 適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

< 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の教職員及び学生への周知、社会への公表 前述した通り、大学の理念・目的は、立学の精神及び学則に、学部・研究科の目的は学則 及び大学院学則において明示している。

大学の理念・目的、そして学部・研究科の目的は、主として名城大学ウェブサイトの大学概要ページに立学の精神や学則、大学院学則を掲載して、大学構成員に周知すると共に、社会に公表して周知を図っている。また、学生や受験生に対しては、名城大学ウェブサイト以外に「学生便覧」や「大学要覧」といったパンフレット・印刷物などで周知・公表するとともに、入学式、新入生ガイダンス、父母懇談会などで重ねて周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。

また、大学の理念である立学の精神について学生が認知しているかを確認することを目的に、2021 年度以降、後述する卒業後アンケート調査において、その認知度を把握することを予定している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

<中長期計画、その他施策の設定>

本学は、理念・目的を実現するための大学マネジメント体制として、2003(平成 15)年度から中長期の戦略プランの立案に着手し、2004(平成 16)年 12 月に「学校法人名城大学における基本戦略"Meijo Strategy-2015"」(通称 MS-15)を策定した。この MS-15 によって、学部・学科再編、研究科の設置、特色 GP への積極的な挑戦、学生の課外活動に対する支援、世界的な研究拠点づくり、きめ細かな就職支援、再開発計画に基づく教育研究環境の整備など、様々な取り組みを行い、中部地区を代表する大学として発展してきた。

その後、この MS-15 が完成年度を迎えるにあたり、MS-15 の成果と課題を検証した上で、 開学 100 周年にあたる 2026 (令和 8) 年を目標年とする戦略プラン 「Meijo Strategy -2026」 (通称 MS-26) を策定している。

この MS-26では、立学の精神を名城大学の普遍的理念と位置付けた上で、本学に関わる全ての人達と共有したい価値観として、「生涯学びを楽しむ(Enjoy Learning for Life)」を設定し、2026(令和 8)年に目指す将来ビジョンとして、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を掲げている。これは「名城らしい」あるいは「名城ならでは」の多様な経験の場をつくり、「多様性」を活かした「学びのコミュニティ」を創り広げる方向性を持って、全教職員が一丸となって取り組むことによって、2026(令和 8)年には、学内外に「名城の学びのコミュニティ」が溢れる日本有数の大学になることを目指すものである。

また、このビジョンを実現する上で、本学が果たすべき使命として、教育ミッション、研究ミッション、社会貢献ミッションの3つのミッションを設定している。

(教育ミッション)主体的に学び続ける「実行力ある教養人」を育てる (研究ミッション)「学問の探究と理論の応用」を通して、成果を教育と社会に還元する (社会貢献ミッション)社会との「人的交流」を通して、地域の活性化に貢献する

この MS-26 の特徴は、成果体系図というツールを用いて、戦略ロジックの流れを一覧できるようにビジュアルに表現し、多くの人々に親しみやすく理解しやすい形に工夫している点である。具体的には、ビジョンの実現のための 5 つの戦略ドメイン (人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革)を設定し、この戦略ドメイン毎に基本のゴールとしての目標を定め、行動目標、戦略計画へとブレイクダウンする形の 3 層で表現し、目的と手段の連鎖で整理している。

また、「MS-26 戦略プラン(全学版)」は文字通り全学レベルの戦略として位置付けられるが、これを踏まえ、全ての部署において「MS-26 戦略プラン(部署版)」を策定しており、全学と各部署と連動したマネジメントシステムを構築している点が特徴的である。更に、この「MS-26 戦略プラン(全学版・部署版)」は中長期の視点で策定しているが、これに基づき、全学及び各部署において、予算と連動した単年度の事業計画書を策定し、大学評価委員会、学長スタッフ会議及び常勤理事会でその成果を検証している。更に、全学レベルでは、「MS-26 戦略プラン(全学版)」に基づき、中期のロードマップを策定し、各センター等の事業計画書に反映させている。

MS-26 戦略プラン(全学版)では、事業ごとの成果を検証するため、戦略計画には成果指標を設定し、ビジョンの実現を可視化するため、「Key Performance Indicators(KPI)」を設定している。現在設定している指標は、「学生の大学に対する満足度」、「学生の学修成果」、「就職満足度」、「卒業後の帰属意識」、「教職員の帰属意識」を設定しており、毎年、「教職員の帰属意識」以外の指標は数値化して可視化している。2019 年度の数値は以下のとおりである。

2020 年度 KPI データ

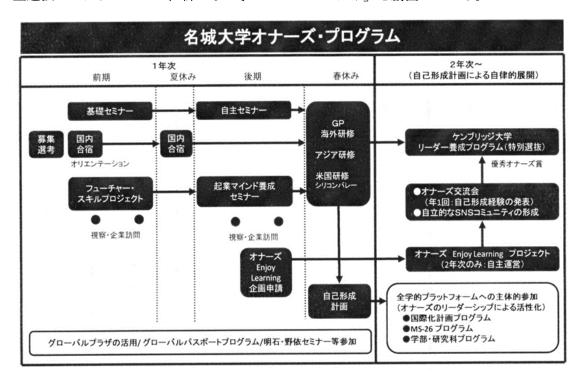
学生の大学に対する満足度	93.0%							
学生の学修成果 (全学ディプロマ・ポリシ	客観的判断	問題解決	主体的に 学び続ける力					
-)	90.3%	80.5%	87.4%					
就職満足度			92.0%					
業後の帰属意識			80.7%					

出典:2019 (令和元) 年度卒業時アンケート結果

なお、本学では、以前は戦略プランに基づくマネジメントと公益財団法人大学基準協会が 定めた大学基準に基づく自己点検・評価活動を通じた内部質保証をそれぞれ分けて運用し ていたが、2020年度から、戦略プランに内部質保証を包含し、一体的に運用していること を付言する(詳細は第2章で後述する)。このことによって、認証評価の結果等が中期計画 に的確に反映されるとともに、マネジメントサイクルがシンプルとなり、効率的に運用できるようになった。また、MS-26の折り返し地点である 2020 年度において、改めて各種事業の進捗状況を点検し、計画を見直すため、学内だけでなく学外有識者を構成員に迎えたワーキンググループを立ち上げ戦略の見直しを行った。

この理念・目的を言葉だけで終わらせないため、ビジョンの実現に直結する事業を展開しており、「学びのコミュニティ」を数多く増やすための取り組みを積極的に進めている。具体的には、2015 年度から、主に正課において、 各部署での諸施策のスタートアップ費用を支援することを目的とし、採択制によるMS-26 戦略プランの推進に係る事業である「学びのコミュニティ創出支援事業」に取り組んでおり、2020 年度実績で、全学で 84 件の取り組みを支援した。また、2016 年度からは、主に正課外において、仲間と一緒に何かをしてみたいと思っている学生の希望に対し、大学が助成金を配付、活動を支援する事業として、学生が 4 人以上のチームで課題解決にあたる「Enjoy Learning プロジェクト」にも取り組んでおり、毎年 10 件前後の取り組みを支援している。2020 年度においては、コロナ禍のため「Enjoy Learning プロジェクト」については募集せず、代替事業として、遠隔授業における学修意欲の向上を目指した「オンライン活用法コンテスト」を実施した。

更に、2018 年度から、急速なグローバル化や情報化が進む時代を主体的に生きる姿勢を持つリーダー人材の育成を目的に、池上彰教授をスーパーバイザーとする「名城大学チャレンジ支援プログラム」を立ち上げ、毎年、全学部から30名程度の学生を選抜し、学部横断型選抜プログラムとして、新たな「学びのコミュニティ」を創出している。



(2) 長所・特色

本学は、いち早く戦略マネジメントのシステムを導入し、試行錯誤を重ねながらマネジメントシステムを定着させてきた。本学のような大規模大学において、全学の方針と各部署の

計画とを連動させることに苦心したが、成果体系図というマネジメントツールを活用し、全学と部署間に一貫性を持たせている点は長所と言える。また、戦略プランの導入当初は、総合大学であるが故に計画が総花的でビジョンと計画との関連性が曖昧であったが、現行のMS-26 戦略プランでは成果体系図をシンプル化し、ビジョンを実現するための諸施策に絞って整理することで、学内外にわかりやすい形で可視化し、浸透させている。

戦略プランを全学レベルだけでなく、これに基づいて全ての部署ごとに戦略プランを策定しており、全学の方針に基づいて各部署で計画を策定する仕組みになっている。更に、成果を可視化するため、戦略計画ごとに成果指標を設定し、ビジョンの進捗度合いについては KPI を設定している。これらの指標については、毎年、ファクトブックに整理して経年変化も含めてチェックを行っている。

もう一つの特徴として、このビジョンを実現するための象徴的事業として、全学で採択制の「学びのコミュニティ創出支援事業」を展開していることが挙げられる。本事業は、2015年度から取り組んでおり、実績としては、2015年度78件、2016年度58件、2017年度73件、2018年度86件、2019年度88件、2020年度84件を採択し、支援した。審査の際には、ビジョンとの関連性も審査したうえで選定し、学内に学びのコミュニティに対する意識を醸成している。

また、正課外活動においても、学生が 4 人以上のチームで課題解決にあたる「Enjoy Learning プロジェクト」にも取り組んでおり、2019 年度は、「有松ミチアカリ~繋がりの灯」、「伝統工法を通じて地域活性化を図る取り組み」、「参加型「くすり教室」、「理科の面白さを実感しよう!!」など 10 件の取り組みを支援した。

更に、2018 年度から実施している「名城大学チャレンジ支援プログラム」については、 学部横断型選抜プログラムとして、新たな「学びのコミュニティ」を創出する上での大きな 長所として挙げられる。

(3) 問題点

本学では、開学 100 周年に向けたビジョンの実現のため、「学びのコミュニティ創出支援事業」を展開しており、堅調に新規申請件数も増え、「学びのコミュニティ」の創出に大きく貢献していたが、2020 年度は新規申請件数が減少した。これを受け、2021 年度の募集にあたり、募集区分の新設等を内容とする事業の見直しを行った結果、新規申請件数は前年度比5件減の20件となった。今後もビジョンの実現に向け、申請件数の増加、ひいては事業の更なる充実のための改善に努めたい。

【学びのコミュニティ創出支援事業申請件数】

L 7	A CONTRACT OF THE PROPERTY OF									
年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021			
新規申請	78 (78)	35 (29)	26 (23)	21 (21)	29 (27)	25 (25)	20 (20)			
継続申請	_	51 (29)	55 (50)	68 (65)	61 (61)	59 (59)	67 (67)			
合計	78 (78)	86 (58)	81 (73)	89 (86)	90 (88)	84 (84)	87 (87)			

※()内は、採択件数

ビジョンを実現するためには、毎年新たな「学びのコミュニティ」を創出する必要もある ことから、新規取り組みを増やすための工夫は課題である。

(4) 全体のまとめ

本学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を立学の精神として掲げ、大学の教育研究の展開及び運営を行っており、この立学の精神を踏まえ、学則及び大学院学則に、大学・大学院の目的及び人材養成目的を適切に定めるとともに、本学の内部質保証推進組織である「大学評価委員会」においても定期的な点検・評価を行うことで、これらの連関性を確認している。さらに、大学の理念・目的については大学及び学部・研究科のウェブサイトや大学案内を通して、広く社会に公表している。

また本学では、2004 年から他大学よりも先んじて中長期計画による戦略経営を行っており、将来を見据えた大学経営が定着している。現在は、立学の精神を普遍的理念として位置付けた上で策定された 2026 (令和 8) 年までの中長期戦略プラン「MS-26」の実現に向けて、計画を推進している。その中で、本学の計画として、5つの戦略ドメイン(人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革)を設定し、ドメインごとに基本目標、行動目標、戦略計画の3層を明示し、戦略計画については成果指標を設定している。これらに基づき、諸施策への方策・具体策、指標を設定し、年度ごとに事業計画を策定している。全学の戦略プランに基づき、すべての部署において戦略プランを策定しており、全学の方針との連関性を担保している。この MS-26 戦略プランにおけるビジョンは、立学の精神を普遍的理念として位置づけた上で、本学の強みを検証した上で掲げた将来像であり、大学構成員に広く共有している。

また、MS-26 については金科玉条とするのではなく、中間地点で見直しを行い、計画のブラッシュアップや時流に即した追加・修正を行い、計画の実体化を行っている。

上記のとおり、本学は、立学の精神に基づき、大学の目的及び学部・研究科における人材養成目的等を適切に設定・公表するとともに、それらを実現するために将来を見据えた中長期計画及び諸施策を明確にし、大学経営を行っている。

第2章 内部質保証

- (1) 現状説明
- ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1: 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその 明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織) の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織と の役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの 運用プロセスなど)

<内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

本学は、「大学評価に関する規程」において、全学における大学評価の目的を「教育研究 諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学の目的及び社会的使命の 達成に資すること」と定めている。

さらに、従来の全学的な点検評価体制の基礎の上に、改めて内部質保証の一層の強化を図るため、2014(平成26)年には、大学の理念・目的の実現に向けて、大学としての教育研究の質を自ら保証することを目的に「名城大学における内部質保証の方針」を策定し、質保証を以下の通り明文化し、大学ウェブサイトで公表している。

(名城大学における内部質保証の方針)

名城大学は立学の精神に則って、大学教職員が一体となって教育研究、管理運営における 水準の維持向上・改善を行う。そのために、全学において恒常的・継続的な自己点検・評価 を行うとともに、結果を公表することによって、社会に対する説明責任を果たすこととす る。

なお、この「名城大学における内部質保証の方針」は、大学評価委員会及び大学協議会において審議、承認され、その後も内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である大学評価委員会で定期的に確認されることによって、全学的な共有が行われている。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、 当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担>

上述の「大学評価に関する規程」や「名城大学における内部質保証の方針」の下で、教育研究活動及びその基礎となる諸条件の点検・評価活動を制度的に位置づけ、2015 (平成 27)年には第二期認証評価を受審した。その後、2018 (平成 30)年 11月には第三期認証評価を見据え、これまで以上に内部質保証を機能させるための新たな体制を整備することを目的に、「大学評価に関する規程」を一部改正し、2019年度から、新たな体制をスタートさせた。

具体的には、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進するため「大学評価委員会 |

の下に学長、副学長及び学部長等で構成する「大学評価専門委員会」を設置したこと、具体的な企画立案をするため「大学評価専門委員会」の下に「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置したこと、「大学評価専門委員会」及び「大学評価専門委員会ワーキンググループ」には外部の有識者を構成員に加えたこと、本学の自己点検・評価活動に関する評価を行うことを任務とする「質保証外部評価委員会」を設置したこと、である。

全体像としては、「名城大学内部質保証推進システム体系図(図 2-1)」で示しており、大学評価委員会や大学評価専門委員会を通じ、全学に示している。総合企画部及び大学教育開発センターが事務局を担っている。内部質保証に関わるそれぞれの委員会等の役割の概要は、以下の通りである。

内部質保証に関わる委員会等の役割概要

大学評価委員会	全学的な内部質保証に責任を負う組織として、大学評価の企画・
	立案・実施に係る方針の策定や、評価等について審議する。
大学評価専門委員会	大学評価委員会が定める方針に基づき、全学的視点による自己点
	検・評価を実質的に推進することを目的として、自己点検・評価
	活動の企画・立案・実施や、教育課程の編成に関する全学的な方
	針について審議する。
大学評価専門委員会	「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」で議論するため
ワーキンググループ	の具体的な企画、例えば有効な IR データの精査等を行う。
学部等評価委員会	学部・研究科内に設置され、学部・研究科の目的及び計画に基づ
	いた点検・評価を行う。学外有識者を構成員とすることを義務付
	けている。
質保証外部評価委員	本学が行う点検・評価活動に関する評価を行うことを任務とす
会	る。

上記の委員会の具体的な活動について、以下に詳述する。

全学の内部質保証推進組織である「大学評価委員会」は、大学評価の企画・立案・実施に係る方針を示した上で、学部・研究科・センター等から提出のあった「自己点検・評価報告書(部署版)」の点検・評価や、点検・評価を踏まえた全学レベルでの課題の抽出、全学的な自己点検・評価報告書の作成等、本学の教育研究活動の有効性の検証及び改善課題の明確化とそれらの改善を行っている。

次に「大学評価専門委員会」は、各学部・研究科における自己点検・評価結果をさらに全学的観点から点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策の妥当性等の検証を行い、その結果を反映した自己点検・評価報告書を「大学評価委員会」に上程することや、教育改善に役立つ IR データ (カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード、入試データ分析等)をもとに、実際に学部等で点検評価を行うための企画・立案等を行っている。「大学評価専門委員会ワーキンググループ」は、こうした一連の内部質保証を機能させるための全体設計や各部署に気づきを与えられる IR データを精査するなどの具体的な企画を行っており、外部有識者も構成員に含め、適切な助言等を得ながら改善に向けた活動を行っている。

一方、学部・研究科等における自主的・自律的な点検・評価活動として、各学部・研究科・教職センターに設置している「学部等評価委員会」は、大学評価専門委員会から提示された「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等の IR データを基に、理念、目的を確認した上で、学位授与方針対応表、履修系統図等を活用し、カリキュラム改革、毎年度の開講方針及び総括・次年度計画概要等に関する事項の審議を行っており、学部・研究科の教育の内部質保証に係る活動を実質的に推進している。また、学部等評価委員会は当該分野の自己点検・評価を行うとともに、外部有識者による外部評価も行うことで、教育活動の妥当性、客観性も担保している。各学部・研究科における「学部等評価委員会」の取り組みは内部質保証における非常に重要な役割を果たしており、さまざまな形で発信される大学としての教育研究に関わる政策等に対し、各学部長・研究科委員長を中心に、具体的な計画が議論され、実行されている。

以上のように、教学面を含む内部質保証の責任を担い、大学評価の企画・立案・実施に関する方針を策定し、点検・評価を実施する「大学評価委員会」、大学評価委員会が定める方針に基づき、自己点検・評価活動の企画・立案・実施や教育課程の編成に関する全学的な方針についての審議等、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する「大学評価専門委員会」、各学部レベルで教育の PDCA のプロセスを管理する役割を持つ「学部等評価委員会」、本学が行う自己点検・評価活動に対して外部評価を行う「質保証外部評価委員会」と、内部質保証を推進するための諸組織の役割は明確となっている。

<教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針>

次に、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針であるが、前述のとおり、本学は、2003(平成 15)年から中長期の戦略プランの策定に着手し、2015(平成 27)年をマイルストーンとする戦略経営を実践してきた。その後、2015 年の完成年度を迎えることを機に、開学 100 周年にあたる 2026(令和 8)年をマイルストーンとする MS-26 戦略プランを策定し、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」をビジョンとして掲げた。本学では、このビジョンを実現するための独自の戦略経営のマネジメントシステムを構築し、PDCA サイクルを展開してきた。その後、内部質保証の重要性が問われる中、2018(平成 30)年に MS-26 戦略プランの「組織経営改革」のドメインの「組織の活性化」の行動目標に、戦略計画として「内部質向上に向けた PDCA サイクルの推進」を位置づけた。このことは内部質保証に留まらず、内部質向上に向けた取り組みを MS-26 戦略プランの中に位置づけることで、戦略経営のマネジメントサイクルと内部質保証を一体的に回していく仕組みとなっている。

MS-26 戦略プランの特徴は、大学版と各部署版は同一のフレーム(成果体系図)を用いることによって、コミュニケーションツールとしての役割を果たしている点である。MS-26 戦略プランの前身の戦略プランでは、総花的な目標設定によって、目指すべきビジョンが曖昧であったという反省点を踏まえ、シンプルに改良した。この「MS-26 戦略プラン(全学版)」に掲げるビジョン「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく「学びのコミュニティ」を創り広げる」の実現に向け、各学部、研究科、各センターを含めた事務組織全てにおいては、「MS-26 戦略プラン(部署版)」を毎年点検し、必要に応じて見直しを行う。また、この「MS-26 戦略プラン(部署版)」には、公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準の

項目を包含する形で設計しており、一体的に PDCA サイクルが回るよう工夫している。

全学レベルの自己点検・評価活動としては、毎年、全学及び各学部・研究科の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を点検した上で、IR データを活用しながら教育課程の適切性等について点検・評価を行っている。学部では、学位プログラム単位で学位授与方針対応表及び履修系統図を策定しており、学位授与方針対応表にはナンバリングコードを付すことで、スコープとシーケンスの観点から点検・評価を行えるようにしている。また、IR データについては、アセスメント・ポリシーを軸に整備しており、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」にデータを集約することで、点検・評価しやすくなるよう工夫している。これらのデータの中心となる学生アンケート(毎年4月)、卒業時アンケート(毎年卒業時)、卒業後アンケート(卒業後4年)、就職先へのアンケートを総合企画部にて一元的にIR データとして活用していることも特徴と言える。

各学部、研究科における点検・評価活動については、「MS-26 戦略プラン(部署版)」自体が中長期の視点による戦略プランであることから、毎年、これに基づく単年度の「事業計画書」を作成し、予算要求と連動することで予算の裏付けを担保している。特に内部質保証の観点から、各学部、研究科に設置された「学部等評価委員会」において、当該年度の学部・研究科の計画・実践の総括と次年度計画概要を策定するという単年度の PDCA サイクルを実行し、学部等が定める教育目標や育成する人材像の実現に向けた教育活動等を進めている。この点検・評価の結果は、年度末に「自己点検・評価報告書(部署版)」として取りまとめ、内部質保証を図るための継続的な検証を行っている。

また、授業レベルの改善に当たっては、全学的に授業改善アンケートを実施し、その結果を教員個人の授業運営の改善に活用することを求めているとともに、全学及び各学部、研究科において、FD活動を活発化させ、授業改善に役立てている。授業のシラバスに関しては、開講学部・研究科が開講科目に対する責任を持ち、学部・研究科の教務委員会による点検を経て公開されている。特に、点検にあたっては、学部等の教育目標等に照らして、科目の到達目標と授業の整合性が取れているかという点を精査している。また、個々の教員の授業スキルの向上については、全学的に実施されている授業改善アンケートの結果を踏まえて、個々の教員によるデータに基づく授業改善を促進している。

各センター等及び事務組織においても、学部、研究科と同様に、毎年、「MS-26 戦略プラン(部署版)」を点検した上で、単年度の「事業計画書」を策定し、年度末には「自己点検・評価報告書(部署版)」として取りまとめ、点検・評価活動を行っている。

このように、教育の質保証については、大別して、全学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルの 3 つの階層における PDCA サイクルが有機的に結び合うような形で展開している。全学レベルでは、「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」、学位プログラムレベルでは、「学部等評価委員会」、授業レベルでは教員個々人が担っている。加えて、2018~2020 年度においては、(株)リクルートマーケティングパートナーズの協力を得て、各学部における 3 ポリシーを踏まえた大学の取り組みにおける適切性について意見聴取を行い、意見について各学部にフィードバックした。

以上から明らかなように、本学では、「大学評価委員会」という横断的な会議体が内部質 保証に責任を負う組織として全学的な自己点検・評価を行い、さらに、学部・研究科の学部 等評価委員会における自己点検・評価という重層的な仕組みを通じて内部質保証システムを構築しており、適切に運用している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1 : 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 評価の視点 2 : 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<全学内部質保証推進組織の整備>

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成の適切性>

本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織体制は、「大学評価委員会」とその下 部組織である「大学評価専門委員会」である。

「大学評価委員会」は、本学の理念・目的の実現に向けた諸活動に照らし、専門分野や職責等の観点から偏りのない点検・評価が行えるメンバーの構成を図っており、全学の内部質保証を推進する組織としての適切性を確保している。具体的には、学長を委員長とし、副学長4名、学部長、研究科長、社会連携センター長、入学センター長、学務センター長、障がい学生支援センター長、教職センター長、学術研究支援センター長、総合研究所長、キャリアセンター長、大学教育開発センター長、情報センター長、附属図書館長、国際化推進センター長、事務局長を委員としている。学長を委員長としており、学長のリーダーシップで内部質保証が推進できるとともに、各組織の長をメンバーとすることによって、全学における内部質保証に責任を負う体制になっている。大学評価に関する規程第1条・第2条(注1)を目的とする大学評価委員会は、大学評価組織を再編し発足しており、2018年11月には教育の質保証を目指し点検・評価活動を実質化する取り組みを組織的かつ恒常的なものとするため、同委員会の目的と目標の見直しを図っている。

- 注1:規程第1条・第2条(「この規程は、名城大学学則第2条及び名城大学大学院学則第3条に規定する自己点検・評価等に係る必要な事項を定め、内部質保証の観点を踏まえた適切な大学評価の推進を図ることを目的とする。」「大学評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学(以下「本大学」という。)の目的及び社会的使命の達成に資することを目的とする。」)
- 注2:名城大学は立学の精神に則って、大学教職員が一体となって教育研究、管理運営における水準の維持向上・改善を行う。そのために、全学において恒常的・継続的な自己 点検・評価を行うとともに、結果を公表することによって、社会に対する説明責任を 果たすこととする。

「大学評価専門委員会」は、大学評価委員会が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する組織として、2018 (平成30) 年11月に新たに発足した会議体である。「大学評価専門委員会」は、学長を委員長とし、副学長、各学部・研究科長、その他学長が必要と認める者で構成されており、大学全体の方針に基づいた各学部・研究科等の活動における特に教育水準の質保証の状況の確認やそれらの向上のための実効性の伴

った施策を講じる責任を担っており、現在その活動の実質化を進めている。

また、「大学評価委員会」及び「大学評価専門委員会」で議論するための具体的な企画を行うため、「大学評価専門委員会」の下に「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置している。副学長1名が委員長となり、教員3名、外部有識者1名、総合企画部事務部長で構成され、本学の内部質保証の全体設計をしていく上で、大きな役割を担っている。

さらに、学外の第三者的視点からの点検・評価を取り入れ、より内部質保証の客観性を担保することを目的とした体制として、副学長 1 名外部有識者 3 名で構成される「質保証外部評価委員会」を設置している。本学では、内部質保証において、学外の視点を入れることの重要性を認識しており、「質保証外部評価委員会」のように第三者的視点による点検・評価を行うことに加え、前述の「大学評価専門委員会ワーキンググループ」や「学部等評価委員会」にも外部有識者を構成員として加え、助言を得ている点は、本学の内部質保証制度の強みとも言える。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1:学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定の ための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2:方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3:全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み

評価の視点4:学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5:学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画

的な実施

評価の視点6:行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対

する適切な対応

評価の視点7:点検・評価における客観性、妥当性の確保

<3つのポリシー策定のための全学としての基本的考え方の設定>

本学は、学位授与方針(以下、「ディプロマ・ポリシー」とする。)、教育課程の編成・実施方針(以下、「カリキュラム・ポリシー」とする。)、学生の受け入れ方針(以下、「アドミッション・ポリシー」とする。)の 3 つのポリシーを策定し、学内外に広く公表している。 3 ポリシーの策定をめぐる本学のこれまでの経緯としては、2016 年 3 月 31 日に中央教育審議会から三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインが示されたことも受けて、同年 5 月から、3 ポリシーの全面的な見直しに着手し、本学の教育理念や社会的ニーズ、及び高大接続や教育の質保証などを踏まえて適切に表現し、学生が習得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果が明示されるよう、大学協議会の下に設置する「大学全体の 3 ポリシー検討ワーキンググループ」において、3 ポリシーの策定に係るガイドラインを示した。

3ポリシー策定のための全学としての基本的な考え方については、現在でも継続的に教育の質向上を目指した自律的な教学の検証サイクルの明確化に向けた取り組みとして、本ガ

イドラインに沿った3ポリシーの精緻化を進めている。

<内部質保証推進組織による学部・研究科等の PDCA サイクルを機能させる取り組み>

これまで述べてきたとおり、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「大学評価委員会」とその下部組織である「大学評価専門委員会」を中心に全学的視点から PDCA サイクルを展開しており、学部・研究科において、各学部・研究科の教員からなる「学部等評価委員会」による教育プログラムやカリキュラムを検証するための PDCA サイクルが機能し、相互補完的に点検・評価活動が行われている。

内部質保証において重要なことは、各部署、個々人が自主的に改善していく仕組みを構築することである。このことから、本学の内部質保証システムの特徴は、「大学評価委員会」からのトップダウンによる「やらされ感」を醸成しないよう工夫している点である。各学部長、研究科長を中心とする「大学評価専門委員会」が「大学評価委員会」と「学部等評価委員会」とのミドル・アップダウンの役割を果たすことで、特に「学部等評価委員会」が自主的に点検・評価活動が行えるよう工夫している。具体的には、「大学評価専門委員会ワーキンググループ」において、外部有識者のアドバイスを受けながら、各学部等で気づきが得られる IR データはどのように工夫すればよいのか検討し、「大学評価専門委員会」でも意見を聞きながら、「学部等評価委員会」にデータを提供している。このように、IR データを活用して、教育活動における気づきを重視したマネジメントを行うことで、形式的ではなく実質的に機能するよう取り組んでいる。

<認証評価機関、行政機関からの指摘事項等に対する適切な対応>

認証評価結果における認証評価機関からの指摘事項等については、各部署において、毎年 策定する「事業計画書」において、「認証評価時における大学基準協会からの指摘事項等の 改善計画」の欄に改善計画を記述し、年度末には「自己点検・評価報告書」に対応状況を記述して大学評価委員会において点検する仕組みを構築している。

また、2014 年度の大学基準協会による機関別認証評価結果における指摘事項について、必要となる改善計画や改善状況を大学評価委員会で確認のうえ、認証評価機関に報告している他、直近の認証評価を受審した大学の評価結果から課題を抽出し、適宜改善を行っている。2020 年度の具体的な改善活動としては、研究指導計画の策定や学位論文審査基準の見直し、単位制度の実質化に係る対応等を行っている。また、学部・研究科の新設に伴う設置認可または届出時に文部科学省によって実施される設置計画履行状況等調査において付される留意事項に対しては、学年進行に合わせた「履行状況報告書」等によって対応状況を報告しており、これまで誠実に対応している。加えて、毎年、大学基礎データと大学設置基準との照合を行っている。

このように、点検・評価における客観性、妥当性の確保については、第一に、全学の内部質保証推進組織である大学評価委員会自体が、学内における自己点検・評価に対して客観的に精査する役割機能を果たしている点において、学内での客観性を担保している。第二に、「質保証外部評価委員会」における学外の有識者による評価に留まらず、「大学評価専門委員会」、「大学評価専門委員会フーキンググループ」、さらには「学部等評価委員会」に外部有識者を構成員とし、常に学外の視点を取り入れる仕組みを構築している点は大きな特徴

である。

④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会 に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2:公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点3:公表する情報の適切な更新

<情報の公表>

教育研究活動の状況の公開については、学校教育法施行規則改正に伴う大学の教育関連情報の公開義務化を受け、情報公開の範囲等を「情報公開・開示規程」に定めており、ウェブサイトを中心に一元的かつ体系的な情報公表を行っている。

公表内容は、学生数等の基本情報、教育研究内容に関する情報・財務諸表、さらには MS-26 戦略プランを含めて、本学の営みが網羅できるよう設計されている。また、本学専任教員の教育研究業績等を蓄積する教員データベースとの連携も行っている。さらに、オンラインシラバスのシステムを通じて、各科目の担当者、授業の概要と方法、到達目標、授業スケジュール、成績評価方法等の情報を含む全科目のシラバスを公開し、教育活動の透明性を高めている。

本学の自己点検・評価結果については、自己点検・評価報告書にとりまとめ、大学基礎データとともに社会に公表している。なお、2015年度に受審した大学基準協会による第二期認証評価結果を本学ウェブサイト上で公表している。2019年度から新たな体制がスタートしたことに関わり、2019年度に作成した自己点検・評価報告書についても本学ウェブサイト上で公表している。

教育情報の公開については、各学部・研究科の3つのポリシーをはじめとする、学部・研究科・入試・学生生活・就職などの基本情報は「情報公開」というコンテンツとして本学 HPから閲覧できるようにし、6月~7月に毎年度更新している。更に、2014年度に導入された大学ポートレートにおいても、導入初年度から全学的に情報を収集の上、公開している。以後、毎年度3月~6月に全学的に情報を見直し、7月に更新した情報を公開するという手続を踏み、内容の充実に努め、積極的な情報公開を行っている。

本学では私立学校法や各種通知等による財政情報の公表の取り組みとして、予算・決算に関わる計算書類、事業報告書等について、ウェブサイトでの公表を行っている。なお、当然のことながら、正確で信頼できる情報を公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、情報の正確性及び信頼性を確保するための仕組みや体制が敷かれている。具体的には、大学基礎データ等の自己点検・評価結果については、大学評価委員会での最終的な精査によって、社会への情報公開における正確性・信頼性を確保している。また、財務情報については、監査法人及び監事の監査を受けたうえで公開しており、社会への情報公開における正確性・信頼性を確保している。このように、それぞれ点検の仕組みを構築することによって公表情報の正確性及び信頼性を担保している。

<公表情報の正確性、信頼性の確保及び適切な更新>

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、 当該情報に関する議決を行う最終会議体のタイミング等と連動し、最新情報への更新を行っている。例えば、教育研究活動の情報については4月1日または5月1日を基準日とするものが多く、自己点検・評価の結果は大学評価委員会を経て、財務状況については次年度5月末の理事会を経て、それぞれに必要な手続きをとったうえで、速やかに毎年度、更新が行われている。このように必要な会議体による審議を経ることで情報の正確性、信頼性を確保している。

⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性>

全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性については、全学の内部質保証推進組織である大学評価委員会及び大学評価専門委員会が自らの点検・評価を行うことによって確認しているが、さらに、本学は大学全体の活動への点検・評価の一環として「質保証外部評価委員会」による点検・評価を実施することによって、多角的な点検・評価の実施を可能し、内部質保証システムの適切性に対する点検・評価を行うことができるようになった。質保証外部評価委員会の具体的な活動としては、具体的には、大学評価委員会のもとでまとめられた「内部質保証に関わる自己点検・評価書」の内容を基に、質保証外部評価委員会が改善点等の指摘をすることにより、本学の内部質保証システムに関する客観的な検証の機会を確保する。

<点検・評価における適切な根拠の使用>

大学評価委員会、大学評価専門委員会等による全学レベルの内部質保証の点検・評価活動においては「MS 自己点検・評価報告書」、「内部質保証に関わる自己点検・評価報告書」、「カリキュラムの自己点検・評価のためのダッシュボード」「ファクトブック」を基にした点検・評価を行っており、全学レベルで重点的に改善すべき課題を抽出するとともに、改善の方向性を示した。

また、学部等評価委員会においても、大学評価専門委員会から提示された「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等の IR データを基に、適切に点検・評価を行うとともに、外部有識者による外部評価を受けている。外部評価については 2019 年度から実施しており、すべての学部・研究科の評価を行っている。これらの外部評価における指摘事項については、所管組織及び大学評価委員会において内容の確認を行い、改善要否を整理したうえで確実な改善に繋げていく仕組みにしている。このように、学内者によるセルフスタディとしての自己点検・評価と外部有識者による点検・評価の両輪による検証の仕組みを運

用することによって、全学的な PDCA サイクルの適切性及び有効性を確保している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

前述のとおり、大学評価委員会、大学評価専門委員会等による全学レベルの内部質保証の点検・評価活動により、「全学レベルでの自己点検・評価活動を踏まえた課題」を抽出している。これらの課題については、大学評価委員会から所管部署に改善の指示を出すことで、解決に向けて取り組んでいる。2020年度の改善・向上の実績として、学びのコミュニティ創出支援事業の見直し、一部の修士・博士前期課程及び博士後期課程において収容定員の適正化、大学院全体及び各専攻のポリシーの策定・見直し、WEB留学の実施、退学率等に関するIRデータの作成と大学評価委員会等における共有、学生個々人の成長の可視化に向けた学修ポートフォリオの構築、各学部に対する科研費申請率向上にかかる意見聴取、等を実現している。

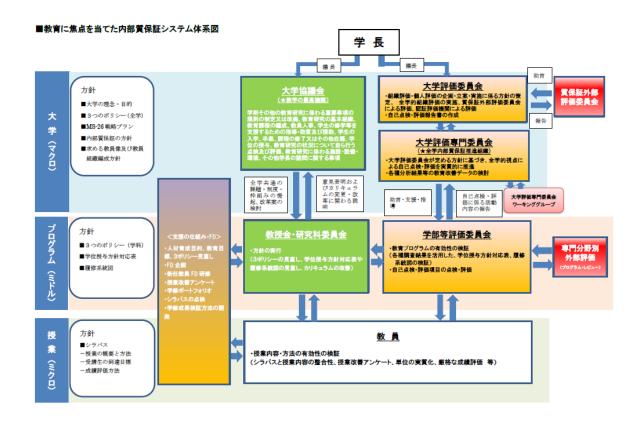
さらに、2020 年度には、質保証外部評価委員会による点検・評価に基づき、成績評価の全学的な基準の策定、シラバスの改善(授業の素点と授業の学修成果の関係を明確化)、大学院修士課程の学位授与方針対応表の作成の着手、立学の精神と学部・研究科の人材育成目的や3つのポリシーの関連性についての点検・評価体制の構築、等の改善の実現が挙げられるとともに、2021 年度に向けた改善についても検討している。

このように、内部質保証システムの適切性については定期的に点検・評価を行っているとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

図 2-1 内部質保証推進システム体系図

【内部質保証システム体系図】 学 長 質保証外部評価委員会 大学評価委員会 (★全学内部質保証推進組織) 構成員:学長、副学長、学部長、研究科長、社会連携センター長、入学センター長、学務センター長、障がい学生支援センター長、教職センター長、学術研究支援センター長、総合研究所所長、キャリアセンター長、大学教育開発センター長、情報センター長、附属図書館長、 国際化推進センター長、事務局長 任 務:組織評価・個人評価の企画・立案・実施に係る方針の策定、全学的組織評価の実施、質保証外部評価委員会による評価、認証評価機関による評価 大学評価専門委員会 構成員:学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長、学長が必要と認め た者 任務:自己点検・評価活動の企画・立案・実施に関すること、教育課程の 自己点検・評 エ が、自じ点域、計画に関ジュニュニュニステルに関チョン・ストルーニス 編成に関する全学的な方針に関すること (大学評価委員会が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・ 価に係る活 方針・改善依頼等 動内容等の 評価を実質的に推進、各種分析結果等の教育改善データの検討、自己 点検・評価報告書の作成) 報告 教育の質保証等に係 教育の質保証等に 係る取組の報告 る助言・支援・指導 学部・研究科・教職センター 総合企画部 総務部 涉外部 教授会•研究科委員会 財務部 施設部 入学センタ ・方針の実行 (3ポリシーの見直し、学位授与方針対応表 や履修系統図の見直し、カリキュラムの改善) 障がい学生 学務センター 保健センター 支援センタ 大学教育 開発センタ・ 学術研究 キャリア センター 支援センタ 学部等評価委員会 ・教育プログラムの有効性の検証 (各種調査結果を活用した、学位授与方針対 応表、履修系統図の検証) ・自己点検・評価項目の点検・評価 社会連携 情報センター 附属図書館 センタ・ 国際化推進セ 【学部・研究科・教職センター】 ① 学部等評価委員会において点検・評価の実施 ② 教授会において、点検・評価結果に基づく改善 策の策定及び実行 【学部・研究科以外の組織】 所属等の責任の下で、 ① 自己点検・評価の実施 自己点検・評価結果に基づく改善策の策定及び 2

図 2-2 教育に焦点を当てた内部質保証システム体系図



(2) 長所・特色

本学では、「MS-26 戦略プラン」において示された中長期の目標と、それに基づく個々の部門による事業計画によって、年度単位の事業計画が明示され、また、これらの事業計画に基づく予算編成を通じて、事業計画を適正に反映した学内の資源配分が行われてきた。この事業計画に基づく実際の施策の成果は、自己点検・評価報告書や点検・評価を通じて分析・検証・評価され、改善すべき問題や学部レベルで取組むべき問題等の課題の抽出が行われ、次期の目標にフィードバックされている。

また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制について、全学レベル、学位プログラムレベル及び個人レベル各々の PDCA サイクルが回るように制度設計されている。まず、全学レベルでは「大学評価委員会」が設置され、緻密で広範な自己点検・評価を実施しているところである。また、内部質保証を実質的に推進するため、「大学評価委員会」の下に「大学評価専門委員会」を設置し、さらに具体的な企画立案を行う「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を置いた。この「大学評価専門委員会」と「大学評価専門委員会ワーキンググループ」には外部有識者に含んでおり、適宜、助言等を得ながら改善している点は特徴として挙げられる。更に、本学の教育プログラムの妥当性及び適切性等の点検・評価を行うため、本学独自に「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を開発し、2018年度に策定した「アセスメント・ポリシー」に基づき、学修成果を可視化している。この「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」は、毎年、データを更新するだけではな

く、「大学評価専門委員会」や「大学評価専門委員会ワーキンググループ」での意見を踏まえて、データの追加、見やすさの工夫なども行っている。また、この「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」にデータを集約するため、学生アンケート(毎年4月)、卒業時アンケート(毎年卒業時)、卒業後アンケート(卒業後4年)、就職先へのアンケートを学長室にて一元的に IR データとして活用していることも特徴と言える。特に、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」において、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとに GPA を算出して可視化している点は長所として挙げられる。

学位プログラムレベルでは、それぞれの学部・研究科ごとに「学部等評価委員会」が設置され、ここには必ず外部有識者を構成員に加えることにしている。これにより、本学の教育プログラムの妥当性及び適切性等の点検・評価を行い、次期カリキュラム改革に向けた教学課題の特定と明確化を進めている。

教員の個人レベルでは、授業改善アンケート結果に対して個々人がコメントを付し、学生にフィードバックしている。更に、毎年、教員業績評価として教育・研究・社会貢献・管理運営業務を各学部等でポイント化した項目による自己評価を実施しており、各学部等で設定した評価項目に基づき、自己評価を行っている。

更にこうした自己点検・評価活動全体に対する客観的な点検・評価を行うことを目的に、独立組織として「質保証外部評価委員会」を設置していることも特徴の一つである。加えて、2018年度~2020年度には、㈱リクルートマーケティングパートナーズの協力を得て、各学部における3ポリシーを踏まえた大学の取り組みにおける適切性について意見聴取を行い、意見について各学部にフィードバックした。このように、大学、学部とも内部質保証の各段階で学部有識者の点検・助言を加えていることは本学の内部質保証システムにおける大きな長所といえる。

これら一連の取り組みにおける一番の特徴は、戦略プランに基づくマネジメントサイクルの中に内部質保証のマネジメントサイクルを組み入れて、一体的に運用していることである。あくまでも大学のビジョンを実現するための取り組みを大前提として、その一環として認証評価等の内部質保証を位置付けている。これにより、マネジメントサイクルがシンプルとなり、構成員に対する戦略プランと内部質保証の位置付けが理解され、効率的に運用できるようになっている。

また、「大学評価委員会」や「質保証外部評価委員会」からの指摘事項に基づき、研究科の定員見直しや成績評価基準の策定、研究指導計画の策定といった諸課題について、権限を持って改善を促しており、実際の改善に繋げている。

(3) 問題点

学修成果検証におけるエビデンスとして「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」を提供し、各学部・研究科で客観データ及び主観データの活用が進められているものの、他大学との比較検討には用いられていない。今後、他大学とのベンチマーキングの視点を入れたデータ作成も検討していく必要がある。こうした内部質保証に対する構成員の理解を深めるため、2019年度のFDフォーラムでは、「学生の成長につながる教育の質保証について考える一第三期認証評価を踏まえて一」をテーマに実施するとともに、本フォーラムの内容については、FDニュースとして学内構成員に周知しているが、こうした取り組みを

継続的に実施していく必要があると考えている。

(4) 全体のまとめ

本学では理念・目的のもと、MS-26 戦略プランと公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準に沿って、教育研究やその他の諸活動及び大学運営に関する計画・実行・検証・改善を一体化して展開している。内部質保証を推進するにあたっては、大学という組織の重層的な構造を基本としながら、全学レベル、学位プログラムレベル、個人レベルそれぞれにPDCAサイクルを展開している。

特に「大学評価委員会」と「学部等評価委員会」を中心に、各分野・領域の自律性を尊重した PDCA サイクルを運用することは、とりわけ学部・研究科・センター等の部署を多数有する大規模な総合大学に対応した仕組みとなっている。また、内部質保証を実質的に推進する「大学評価専門委員会」の下には具体的な企画立案を行う「大学評価専門委員会ワーキンググループ」を設置し、外部有識者の助言等を踏まえながら実質化させている。「学部等評価委員会」と「大学評価専門委員会ワーキンググループ」は、外部有識者を構成員として助言を得ている点は、本学の内部質保証制度の強みとも言える。

「大学評価委員会」から示された方針に基づき、各学部・研究科では「学部等評価委員会」、センター等においては各部署が点検・評価を行い、その結果を大学評価委員会で集約して全学レベルで点検・評価を行っている。また、「学部等評価委員会」には外部有識者を構成員に含むことを義務付けており、客観性を担保している。

教員個人においては、授業改善アンケート結果に対して個々人がコメントを付し、学生にフィードバックしていることに加えて、2019年度から毎年、教員業績評価を実施しており、各学部等で設定した評価項目に基づき、自己評価を行っている。

こうした一連の自己点検・評価活動全体に対する客観的な評価を行うことを目的に、独立 組織として「質保証外部委員会」を設置しており、2020年度に第一回目の評価を受けてお り、その評価結果から認識した課題については適宜改善を行っている。

以上のことから、本学の理念・目的の実現に向けて、全学の組織が主体的・自律的に計画・実行・検証・改善を進めており、総体として内部質保証システムが機能していると判断できる。なおかつ、内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断でき、大学として内部質保証システムの安定的な運用に引き続き努めていく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状の説明

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状 況は適切であるか。

評価の視点1:大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)

構成との適合性

評価の視点2:大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3:教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への

配慮

<大学の理念・目的と学部 (学科又は課程) 構成及び研究科 (研究科又は専攻) 構成との適合性>

本学の教育研究組織は、立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を実現するため、教育研究や科学技術の動向、社会の要請を踏まえた幅広い教育研究組織を設置している。2020(令和2年)年時点において、天白キャンパス(法学部、経営学部、経済学部、理工学部、農学部、法学研究科、経営学研究科、経済学研究科、経営学研究科、経営学研究科、経営学研究科、経営学研究科、経営学研究科、経営学研究科、経営学研究科、経済学部、薬学研究科、農学研究科、総合学術研究科)を中心校地として、八事キャンパス(薬学部、薬学研究科)、ナゴヤドーム前キャンパス(都市情報学部、人間学部、外国語学部、都市情報学研究科、人間学研究科)の3キャンパスに、9学部23学科、9研究科20専攻を設置し、教育研究組織を構成している。立学の精神「穏健中正」の実現に向け、文理のバランスがとれた総合大学となっており、MS-26のビジョンである「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を実現し得るものとなっている。各学部及び研究科の教育研究上の目的は、立学の精神を具現化すべく、名城大学学則及び名城大学大学院学則に規定し、それに基づき、教育研究活動を展開している。また、各学部及び研究科の教育研究上の目的については、大学評価委員会において、立学の精神との関連性の点検を毎年度行っている。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

本学では、教育研究機関としての学部、大学院の他に、学内外の学際的共同研究を推進し、個々の専門領域を越えた多様な人材交流に基づく研究成果を社会に還元することを目的とした附置研究所として、「総合研究所」を設置している。この「総合研究所」には、2020(令和2)年5月1日現在、6つの研究センター(次世代エネルギーマテリアルイノベーションセンター、プラズマバイオ応用研究センター、国際共修センター、スポーツ医科学研究センター、難治性疾患発症メカニズム研究センター、アンメットニーズ創薬分子研究センター)を設置しており、文系から理系に渉って幅広い研究プロジェクトを推進している。これら総合研究所の研究センターについては、研究期間の区切りとして設定した3年ごとに成果を評価し、立学の精神および本学のビジョンの観点や社会的要請や研究成果も踏まえ、継続の要請がある場合にはプロジェクトの継続性の可否を判断している。中には、より発展的に研究組織の改変を行い、学外大型研究プロジェクトであるCOIへの参画も果たしている。ま

た総合研究所の附置研究所としての機能と一線を画し、「光デバイス研究センター」、「ナノマテリアル研究センター」、「自然災害リスク軽減研究センター(NDRR)」などを設置している。これらの機関では、学問の動向や社会的要請を踏まえつつ、より本学の独自性の高いプロジェクト研究を推進している。これらの事業で得られた成果を学部と大学院の教育研究にフィードバックするとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成を目指した取組に発展できるように整備充実を図っている。

また、センター等の組織については、教職センター、体育科学センター、社会連携センター、入学センター、学務センター、大学教育開発センター、学術研究支援センター、キャリアセンター、国際化推進センター、保健センター、障がい学生支援センター、情報センター、附属図書館を設置し、文理融合型総合大学としての機能を最大限に発揮することができるよう、教育研究組織を全学的に支援する組織編成としている。これらの組織についても学部と同様に毎年自己点検・評価が行われている。

<学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえた教育研究組織整備>

1967 (昭和 42) 年の立学の精神の宣言以降、本学は社会や時代の要請に対応しつつ、立学の精神に沿った人材育成を行うべく、学部・研究科の設置・再編を行ってきた。

近年では、2016(平成28)年4月に外国語学部を設置している。外国語学部は、「英語力」「国際理解」「実践力」をキーワードとする実践性を重視した教育によって、自らの言葉で世界と対話・協働し、新たな価値をつくりだすGlobal Communicator【世界人材】の育成を行うことをその目的としている。また、2020(令和2)年度には、わが国が目指す「持続可能な経済社会システムの構築」への更なる貢献を目的に、理工学部環境創造学科を改組し、先端的な学問領域としての「環境工学」に特化した理工学部環境創造工学科を設置した。

加えて、同年度には 2022 (令和 4) 年度に、①急速に進展する高度情報社会に対応する魅力ある教育研究の展開を目的に、理工学部情報工学科を改組し情報工学部情報工学科を設置すること、②都市情報学部都市情報学科に観光系科目群を設置するとともに、収容定員を増加 (880 名→940 名) することを決定した。

センター等の支援組織においては、本学に対する社会の期待と大学教育・研究における社会資源活用の重要性の増大を背景として、従来の社会連携面での不足を補い、強みを一層強化するため、また、本学の MS-26 に掲げるビジョンの一つである「社会貢献」を進めるため、2017 (平成 29 年) 4 月から、新たに「社会連携センター」を設置した。同センターを中心に、従来の社会連携事業の継承と情報発信、新たな社会連携事業の創出、社会と教員・学生とのスムーズかつ組織的なマッチングなどの課題に対応するとともに、組織的に社会連携活動を推進し、学部・大学院をはじめとする各部署において社会連携活動が円滑に実施できるように支援し、社会資源を教育・研究・学生活動につなげ、社会課題の解決を促進するプラットフォームとしての役割を担っている。この他、障がいのある学生が他の学生と平等に学びの機会が得られるようサポートする「障がい学生支援センター」も時代の要請に則して2017 (平成29年)4月に設置した。2020年度においては、本学の体育に関わる正課の活動への支援を行うことを目的に体育科学センターを、周年事業の企画立案を推進するために開学100周年事業室を、新たに設置している。

以上のことから、本学の理念・目的に照らして、学部・研究科・附置研究所、その他の組織の設置状況は適切に整備していると判断できる。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価>

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

MS-26 戦略プランでは、「組織・経営改革」のドメインに「組織の活性化」を行動目標として掲げており、中長期戦略に基づく学校法人名城大学の目指す総合学園づくりに向け、教育・研究組織の再編等を行ってきた。

第一に、新たな学部や研究科を設置する際には、従来は名城戦略審議会の下に新学部等準 備委員会を設置し、多くの会議体を経て意思決定を行っていた。その後、設置案件の意思決 定を迅速にするため、プロセスの見直しを図った。この見直しによって、学長・副学長・事 務局長・総合企画部事務部長で構成される「学長スタッフ会議」において、学生確保見込み や人材需要等を踏まえて、法人との調整を経ながら設置に向けた検討を行っている。この後、 教育組織の新設に関する最終的な意思決定は、大学協議会、常勤理事会、評議員会の審議を 経て、理事会で行っている。これらの点検・評価に基づく改善・向上に対応する事例として、 2022年4月に設置を予定している情報工学部の設置準備が挙げられる。情報工学部の構想 に関しては、学長スタッフ会議を中心に関連学部及び法人とも連携しながら検討を進めた。 第二に、既存の学部・研究科の再編や廃止の場合は、再編や廃止を判断するにあたっての 一律的な基準を設定することはしていないが、対象となる組織の教育研究に関わる学問の 動向や社会的な要請、志願動向といった情勢分析やデータの分析によって、再編や廃止の意 思決定を行っている。具体的には、2016(平成28)年度の法学部応用実務法学科の募集停 止をした際には、当該学部または研究科の教授会での総括・次年度概要を軸にした学科など の見直しの審議、総合企画部や財務部等関係部署間の協議を経て、大学協議会、常勤理事会 を経て、理事会で決定している。また、2016(平成 28)年度の大学・学校づくり研究科の 募集停止、2017(平成 29)年度の法務研究科の募集停止においては、教育研究と経営の両 面から、個別組織にとどまらず大学・法人として検討すべき課題であることからも、再編や 廃止の決定は、大学協議会、常勤理事会、評議員会の審議を経て、理事会で行った。

各学部・研究科等の自己点検・評価は、各部署で作成する「自己点検・評価報告書」に基づき、MS-26 と内部質保証、教育課程・学修成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援の観点について、センターも MS-26 と内部質保証に関する事項についての自己点検・評価が毎年行われている。また、前年度の「質保証外部評価委員会からの指摘事項」に基づき、大学評価委員会においても評価を実施している。なお、「自己点検・評価報告書」の入力様式は、「根拠資料」を記述することが求められており、エビデンス・ベースでの自己点検・評価を実施する基盤が形作られている。これらから、各部局の現状を踏まえた PDCA

サイクルを有効に廻す仕組みは構築されており、 全学的に点検・評価結果に基づく改善・ 向上が図られていると判断する。

(2) 長所・特色

新学部等設置及び既存学部等改組においては、その影響が法人経営及び教学運営に大きく影響を与えることから、法人・教学双方における慎重な議論を経て、本学の教育研究活性化に資する組織変更を行っている。2016(平成28)年4月にはグローバル化を踏まえた外国語学部の設置、2022(令和4)年4月にはSociety5.0を踏まえた情報工学部の設置を構想しており、絶えず時代のニーズに沿った学部改組を進めている。更に、センター組織においても、社会環境の変化や課題解決に向け、2017(平成29年)4月には「社会連携センター」及び「障がい学生支援センター」、2020(令和2年)4月には「体育科学センター」を設置するなど絶えず見直しを図っている。また、学部・研究科とは別途、研究センターを公募制で厳格な審査の上設置し、3年ごとに成果を検証して継続を決める仕組みは、「学問の動向や社会的要請」に基づく機動的な教育研究組織の優れた事例である。

また組織の適切性については、部署単位で毎年作成する「自己点検・評価報告書」を学内 共有することを通じて自己点検することに加え、全学の自己点検内容を外部識者に意見聴 取するなど、多方面からの意見をもとに改善活動を推進している。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学は、立学の精神である「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を実現するため、9 学部 23 学科、9 研究科 20 専攻、5 の附置研究所を設置し、教育研究組織を構成するともに、学部・研究科と関連する活動を支援するため、各種のセンター等を設置している。立学の精神「穏健中正」の実現に向け、文理のバランスがとれた総合大学となっており、MS-26 のビジョンである「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を実現し得るものとなっている。また、各学部及び研究科の教育研究上の目的は、立学の精神を具現化すべく、名城大学学則及び名城大学大学院学則に規定し、それに基づき、教育研究活動を展開している。また、各学部の教育研究上の目的については、大学評価委員会において、立学の精神との関連性の点検を毎年度行っている。

これらの教育研究組織の適切性については、大学評価委員会による自己点検・評価報告書に基づく点検・評価と、それに基づく改善・向上を図っている。

以上のことから、大学基準を充足しているといえる。

第4章 教育課程・学修成果

- (1) 現状説明
- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、 当該学位にふさわしい学修成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与 する学位ごと)及び公表

<学位授与方針の適切な設定及び公表>

本学では、立学の精神に基づき、大学全体の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を定めるとともに、各学部・研究科においても、大学全体の方針を踏まえつつ、それぞれの「教育研究上の目的」に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ「学位授与に関する方針」を学位毎に定めている。これらの方針は、修得すべき知識、技能、研究倫理等の学修成果を明確に示すものであり、全学的な方針を踏まえた上で部局ごとの特徴を反映し、授与する学位の学術性を適切に保証している。

大学全体のディプロマ・ポリシーでは、立学の精神のもとに以下の能力を身につけた学生 に学位を授与すると定めている。

(名城大学のディプロマ・ポリシー)

名城大学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という立学の精神に基づき、次の資質・能力を身につけた学生に学位を授与します。

- ①幅広い教養を身につけ、広い視野に立って物事の公正な判断をすることができる。
- ②専門分野に熟達し、社会における諸問題の解決のためにその知識・能力を活用できる。
- ③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。

(名城大学大学院のディプロマ・ポリシー)

名城大学大学院は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」 という立学の精神にもとづき、次の資質・能力を身につけた学生に学位を授与します。

- ①高度で専門的知識及び高い倫理観を身につけ、学術的見地に立って物事の公正な判断を することができる。
- ②専門分野における研究能力又は高度専門職業人として必要な能力を有し、社会における諸問題の解決のためにその能力を活用できる。
- ③主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、共に成長することができる。

この大学全体のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学部・研究科では授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定めている。

このように、2020年度3月現在、学部では9学部中9学部、大学院では9研究科中9研究科のすべての学部・研究科において、課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示した学位授与方針の適切に

設定するとともに、全学及び各学部の学位授与方針は本学ウェブサイトで統一的な整理がなされて公表されている他、各学部学科、研究科の学生便覧に掲載され、履修ガイダンス等で説明がなされている。

各学部・研究科の学位授与の方針を含む三つの方針は毎年、大学評価委員会などで改定の必要性の有無を検討し、教授会や研究科委員会などにおいて審議し、決定している。その後、各学部・研究科の方針は大学協議会や大学評価委員会に報告し、全学的に内容の確認を行っている。大学全体の学位授与の方針についても、学部・研究科の方針を見直す際に、大学執行部が改定の必要性の有無を検討し、大学協議会で審議することになっている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び 公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2:教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<教育課程の編成・実施方針の設定及び公表>

本学では、各学部・研究科ごとに、学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)ならびに入学に関する方針(アドミッション・ポリシー) とともに、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、本学ウェブサイト上で公表している。本学の大学全体の「教育課程編成・実施の方針」について、以下の通りである。

(名城大学の「教育課程編成・実施の方針」)

名城大学は、各学科の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、次のような教育課程を編成し、実施します。

- ① 人文・社会・自然科学、語学、情報技術、体育等からなる教養教育課程を体系的に編成し、様々な価値観に触れ、物事を正しく理解し表現できるようにする。
- ② 専門教育課程を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・能力を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ③ 初年次教育や演習・実験・実習科目を中心に能動的学修の要素を取り入れることにより、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ④ 学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行うとともに、学修行動調査や GPA、 修得単位数に基づく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学 修を進めることができるようにする。

(名城大学大学院の「教育課程編成・実施の方針」)

名城大学大学院は、各専攻の教育目標を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身につけさせるため、コースワークとリサーチワークを適切に配置し、次のような方針で教育課程を編成し、実施します。

- ① コースワークでは、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、豊かな学識と高度な専門知識及び高い倫理観を獲得し、物事を正しく理解し表現できるようにする。
- ② リサーチワークでは、研究指導体制を整備することにより、専門分野における研究能力 又は高度専門職業人として必要な能力を確実に修得し、問題解決のために活かすこと ができるようにする。
- ③ 少人数・双方向の授業体制及び能動的学修の実施により、生涯にわたって主体的に学 び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ④ 学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行う。学位論文の審査にあたっては学 位論文審査基準を設け、客観性を担保する。また、学生の進路や関心等にもとづく個別 指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができる ようにする。

2020年度3月現在、学部では9学部中9学部、大学院では9研究科中9研究科のすべての学部、研究科において、大学全体の方針を踏まえつつ、それぞれの「学位授与に関する方針」に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ「教育課程編成・実施に関する方針」を学科毎に定めている。三つの方針の設定、見直しをめぐる経緯、見直しのプロセスは、前述した大学執行部及び3つのポリシー策定ワーキンググループにおいて策定したガイドライン等の経過のとおりである。その後、更に、アセスメント・ポリシーを設けることで、教育課程で学修した内容の評価の仕方についての記述を課程ごとに盛り込み、全学的な観点から、「学位授与の方針」で求めている「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」をどのように評価するのかを記載している。

本学の「教育課程編成・実施の方針」では、「学位授与の方針」に掲げる能力を修得するのに必要な教育課程をどのように体系的に編成しているのかを番号ごとに記述することで、「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」のつながりを明確化している。大学全体の学位授与方針の中には、上述のように、「幅広い教養を身につけ、広い視野に立って物事の公正な判断をすることができる。」が含まれるが、この教育目標を達成するには、現実社会に生起し自ら直面しうる社会的諸問題に適用してこれを解決できる社会的問題解決能力を身に付けさせることが必要であり、このような能力を十分に身に付けさせるため、未知の課題を与えて自由に考えさせる授業や少人数を相手にした問答形式を活用した授業等を通じて、学生の主体的参加を促すとともに、実践的応用力を身に付けさせることを重視している。具体的には、ゼミナールにおける卒業研究や卒業論文の執筆を通して、自らの頭で考える作業を本格的に実践させるとともに、ゼミナール以外でも、テーマ研究と論文執筆を内容とする少人数授業を数多く設けている。また、採択制による事業「学びのコミュニティ創出支援事業」の募集を行っており、その内の募集テーマの一つとして、アクティブ・ラーニングの授業増加や学生の授業時間外の学修時間を増やしたりするための取り組みを設

定し、予算支援を行っている。

これらの教育課程の編成・実施方針については、学生便覧及びウェブサイトにおいて明示しており、すべての授業科目は学生便覧及びシラバスにて確認ができるとともに、オープンキャンパス等で、高校生を対象に各学部の教育課程の体系を易しく説明している。

③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育 課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1:各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮
- ・教養教育と専門教育の適切な配置
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2 : 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適 切な実施

<教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性>

教育課程の編成にあたっては、大学全体のカリキュラム・ポリシーや後述する「教養教育カリキュラム編成時の指針」を踏まえ、各学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針に基づき、教養教育科目、専門科目を開設している。

教養教育科目

教養教育科目については、全学委員会である「教養教育連携推進委員会」において、「教養教育カリキュラム編成時の指針」として学部や大学の枠を超えて幅広く学ぶ科目についての方針を定めるとともに、それらが適切に構築されているか毎年度点検を行っている。

本指針は、具体的には、「基軸科目」、「人文・社会科目群」、「自然科学科目群」、「言語コミュニケーション科目群」、「情報技術科目群」、「健康とスポーツ科目群」、「キャリア教育科目群」の7つの科目群から構成されており、4年間の在学期間を通じて各学部の専門教育を補完しながら分野横断的に学びを発展させる機会を広く提供している。そのうち、「基軸科目」において、大学教育の入口において高校生から大学生への移行を支援する導入教育を行っており、さまざまな学問分野への知的関心を刺激する側面も持たせている。例えば、経済学部では、基軸科目「現代社会に生きる」において本学在学生としてのアイデンティティーを形成することを促すとともに、学生自らが大学で学ぶ意味を客観的に捉えるよう意図さ

れており、学ぶことへの真の動機付けを担う科目となっている。なお、一部の学部では学問分野の特性上、本指針にある科目群を専門科目に配置している学部もあるが、指針を遵守しており、教養教育課程を適切に配置している。

専門教育科目

専門教育科目については、各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーにおいて、それぞれのディプロマ・ポリシーに示す学修成果を学生に身につけさせるため、科目を配置し、教育を実施することを定めている。各学部・研究科で教育課程の編成方針の検討を重ね、科目の設置を決定するというプロセスによって現在に至っているが、すべての学部において 1 年次生を主な対象とする演習科目「基礎ゼミナール」等を大学での学びに必要なスキル(ノートテーキング・レポート作成・ディスカッション・プレゼンテーション・ディベートなど)の習得等を目的とした科目を開講しており、各学部の専門領域へのスムーズな導入を図る入門的な科目を通じて、専門教育の基礎となる知識を修得させることで、次年度以降のより専門的な内容へとつなげている。いずれの学部も、社会と時代環境の変化に応じて、カリキュラム検討委員会・教授会・研究科委員会等の組織による審議を通じて、慎重な検討の上、教育課程の編成方針の変更を反映すべくカリキュラム改革につなげるという不断の努力が行われてきている。

<教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮>

<教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり>

学部には、3つのポリシーを具体化したカリキュラム、科目・教育内容を体系性・順次性をもって示すため、学部では学位授与方針対応表と履修系統図を整備するとともに、ナンバリング制度を導入して学位授与方針対応表には科目ごとにナンバーを付すことで、学生の系統的な履修を促している。大学院においても、毎年、3ポリシーを踏まえたコースワークとリサーチワークによる教育課程の体系性について点検・評価を行っている。

教育課程の編成に当たっては、授業科目の体系性と履修の順次性を示すために、2017 年度入学生からは全学部において、学位授与方針対応表と履修系統図の作成を行い大学ウェブサイトに明示している。学位授与方針対応表においては、すべての授業科目にナンバリングコードを付すことで「学部・学科」、「学年」、「部門(教養・専門)」、「領域」、「科目番号」の分類及び学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示するとともに、学修成果と特に関連が強い科目について、「◎」を付すことで関連付けを行っている。この学位授与方針対応表については授業担当者にも共有することで、学位授与の方針に示された学修成果の達成状況を把握し、評価できるようにする。

学位授与方針対応表と履修系統図については、学修成果に対応する科目が適切に設定されているかを点検・評価することを目的として、全学における内部質保証に責任を担う組織である大学評価委員会及び大学評価専門委員会において、IR データに基づき学位授与方針対応表と履修系統図を点検・評価し、教育課程の体系性の確保に努めている。

<単位制度の趣旨に沿った単位の設定>

単位制度については、「大学設置基準」を踏まえて1単位の授業科目を45時間の学修を

必要とする内容をもって構成することを前提に、「講義」、「演習」、「実習」などの授業科目の性質や、当該授業による学修成果をシラバスに明示している。授業時間外学修などを考慮した単位数の計算基準などの趣旨説明については「学生便覧」に明記して学生に周知し、自学自習を促すよう徹底している。

<個々の授業科目の内容及び方法>

授業科目の内容方法については、本学では、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」で教育内容と評価方法について掲げており、授業科目の特色・内容、履修形態についても、その方針に基づき、各学部・研究科で運用されている。また、いずれの課程においても、方針③「初年次教育や演習・実験・実習科目を中心に能動的学修の要素を取り入れることによって、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。」を踏まえて、それぞれの課程に応じた授業科目を開設している。

<授業科目の位置づけ(必修、選択等)>

必修・選択科目の配分は、専門とする学問の性質(研究方法や育成すべき人材の専門能力等)により異なり、また、必修・選択に単純に区分することができないこともあり、各学部の報告に見られるように教育効果を考慮し、独自の構成となっている。

<各学位課程にふさわしい教育内容の設定>

(学士課程) 初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

各学部では、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」を踏まえたそれぞれの「教育課程編成・実施の方針」で、「教養教育」と「専門教育」に分けて定義することで各学位プログラムにとってのそれぞれの位置づけを明確化しているほか、多くの学部で特に初年次科目をどのような方針で設定するかについても記述している。また、指定校制推薦入学や AO 入試など、早期に合格発表を行う入試で入学予定の学生に対して、学修の継続性や学修意欲の維持などを目的として入学前教育を実施している。入学前教育の内容については、各学部が内容を決定・実施する「入学前オリエンテーション」と全学的に提供する学修コンテンツ「MEC プログラム」に大別される。なお、「MEC プログラム」については9学部中7学部が参画しており、大学教育開発センター委員会において内容を検討・決定し、教材を提供している。また、「MEC プログラム」に参画していない2学部についても、学部独自に入学前教育の内容を検討・決定し、入学前教育を提供している。また、教養教育と専門教育の適切な配置については、前述した「教養教育カリキュラム編成時の指針」に基づき、各学部において、教養教育科目はおおむね30単位以上を修得することになっており、専門教育とのバランスに配慮している。

初年次教育として、基礎ゼミ等を通じて、大学における学修方法等を指導している。これ らの適切性は、外部有識者の意見を得て学部等評価委員会を中心に検討を重ね、その結果は 大学評価委員会に報告される。また、必要に応じてカリキュラム改正を実施している。

(修士課程、博士課程) コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮 大学院全体のカリキュラム・ポリシーに基づき、コースワークとリサーチワークを適切に 配置した教育課程を編成している。

基礎学部を持つ研究科は、学部教育の基本理念を継承する形で運営されており、教育課程・教育内容についても、各研究科と学部との連携を念頭に置いたものとなっている。例えば理工学部は、大学院進学率が比較的高いことから、カリキュラム編成において、特段の工夫を凝らしており、どの専攻においてもコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラムとなっている。高度な専門知識を習得するだけでなく、学識の範囲を拡大するためのコースワークも科目として設置し、段階的にリサーチワークへ重心が移せるよう、コースワークとリサーチワークの組み合わせによる適切なカリキュラムとなっている。

上に述べた通り、9 学部 9 学部中すべての学部において、「教養教育カリキュラム編成時の指針」や「教育課程編成方針」に従い、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

教養科目の「キャリア教育科目」は、学部専門科目で身につけた専門知をキャリアデザインへと展開していく過程を支援する科目群として、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成する教育の一環となっている。この科目群は具体的には、1・2 年次から履修できる「キャリア形成論」及び「インターンシップ」などから構成される。各学部・研究科の専門教育においても、インターンシップや「社会フィールドワーク」、「FSP(Future Skills Project)」、「女子学生のための理工系キャリアアップセミナー」、「エアライン就職サポート【MCAP】」といった取組を実施しており、直接的・間接的に学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成に努めている。

<数理・データサイエンス・AI 科目の検討>

政策動向や社会的なニーズを踏まえつつ、本学のすべての学生が AI・データサイエンスが社会にもたらす価値や、デジタル技術が生き渡った社会における諸課題について俯瞰的に知識を身につけ、新しい社会の中でそれぞれの専門を生かしていくことを目指し、全学部において、2022 年度から、数理・データサイエンス・AI に関連する科目を設置することを検討している。本科目の具体的な内容については、大学協議会の下に「データサイエンス教育検討WG」を設置し、教育コンテンツなどの具体的な検討を進めている。

④ 学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1:各学部・研究科において授業内外の学生の学修を活性化し効果的に教育を行 うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び 方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示) 及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織 等の関わり

<各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)>

単位の実質化を図るための措置として、「大学設置基準」の趣旨を踏まえて、すべての学部・学科で、過剰な履修登録を抑制し、適切な学修効果が得られるよう、1年間の履修登録の上限数をすべての学部で50単位未満に設定している。この単位数は各授業における学修時間数に加えて、授業外での学修時間数を考慮し、各学部が設定しており、学生便覧にて学生に周知している。また、すべての学部において、成績優秀者については、原則として年間4単位まで上限緩和を認めている。教職科目や資格関係科目については、多くの学部で履修上限の例外としているが、専門のカリキュラムと資格取得を両立させるためには必要との判断に立っている。なお、履修上限の対象外としている科目については、オリエンテーション・ガイダンス時に単位制度の趣旨の説明を行い、一層の自学自習時間を確保することが必要である旨、指導を行っている。

<シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)>

シラバスについては、授業の概要と目的や授業計画、テキスト、参考文献、成績評価方法 及び評価基準、オフィスアワーなどが適切に記載されるべく、全学で統一のフォーマットを 定め、いつでも閲覧が可能となるようウェブ上で公開している。また、シラバスや授業形態 については、各学部・研究科で第3者チェックを行うことで適切に確認がなされ、教育効果 の向上や改善等に繋げている。

<学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法>

各学部・学科および研究科は、学生・大学院生の学習を活性化し効果的に教育を行うための方策として各種の取り組みを実施している。具体的には、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた授業を開講するとともに、Web 上の授業システムとして「WebClass」等のLMS(Learning Management System)を導入し、授業内で活用している。

また、2015 年度からスタートした MS-26 戦略プランの推進に係り、掲げるビジョンの実現に向け、各部署での諸施策のスタートアップ費用を支援することを目的として、採択制による事業「学びのコミュニティ創出支援事業」の募集を行っており、その内の募集テーマの一つとして、アクティブ・ラーニングの授業増加や学生の授業時間外の学修時間を増やしたりするための取り組みを設定し、予算支援を行っている。

<適切な履修指導の実施>

< (学士課程)授業形態に配慮した1授業あたりの学生数>

履修指導については、各学部は入学時にオリエンテーションを実施し、カリキュラムに基づき履修方法、卒業要件等について説明を行っている。併せて、履修登録スケジュールや履修登録システムの利用方法も説明しており、本学の制度を理解させている。学部・学科のガイダンスは、入学時のみならず、毎年度3月に各学部は各学年のガイダンスを実施し、丁寧な履修指導を継続して実施している。また、各学部・研究科は、オフィスアワーを設定してその時間に学修上の相談に応じるほか、個別的な約束に基づく面会にも随時応じて、学生のニーズに対応した体制をとっている。授業形態に配慮した1授業あたりの学生数については、2021年度、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、過年度に履修者の多い授業の講義を2分割する等の対応を行っている。

< (修士課程、博士課程) 研究指導計画 (研究指導の内容及び方法、年間スケジュール) の明示とそれに基づく研究指導の実施>

大学院では、各研究科で工夫を凝らし、少人数制の教育を実施し、学生の主体的参加を促しており、それ以外の科目についても演習や文献調査などを交え、学生が主体的に取り組める教育を実施している。適切な研究指導を行い、コースワークとリサーチワークの適切な組合せによる幅広い知識の習得を示すものと考えられる研究指導計画及び学位論文審査基準を研究科ごとに定めており、研究科便覧等に明示して学生に周知している。2020年度には、全学における内部質保証に責任を担う組織である大学評価専門委員会が、研究指導の方法とスケジュールをより分かりやすく学生に周知することを目的として、研究指導の方法、内容およびスケジュールを明文化した研究指導計画を整備するよう依頼し、これを受けて、各研究科が研究指導計画を作成し、それを2021年度の「研究科便覧」から掲載し、学生に明示している。

<各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり>

第2章でも述べた通り、全学の内部質保証推進組織は、全学及び各学部・研究科の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を点検した上で、IRデータを活用しながら教育課程の適切性等について点検・評価を行っている。具体的には、学

位プログラム単位で策定された学位授与方針対応表及び履修系統図について、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等の IR データを基に点検・評価を行っており、必要に応じてディプロマ・ポリシー毎の科目配置の改善を促している。

<副専攻制度>

本学は、現在、9学部9研究科を擁する総合大学としての特徴を活かし、多様な経験ができる場を正課、正課外問わず数多く設置し、特色を出してきた。さらに、総合大学としての多様性の強みを活かすためには、学部・学科の垣根を越え、他学部、他学科の学生との「学びのコミュニティ」を創出し、幅広い学びの場を提供することも必要と考えられる。現在、その一環として副専攻制度を導入し、学生が所属する学部・学科の専門分野以外の特定の分野等について体系的な教育を実施し、広い視野を持つ人材を育成している。しかしながら、現在、理工学部及び外国語学部での導入に留まり、全学的な拡がりに繋がっているとは言えない。

【副専攻制度履修者数】

2020 年度	2019 年度	2018 年度	2017 年度
11 名	5 名	1名	0 名
(理工:0名、	(理工:1名、	(理工:1名)	(理工:0名)
外国語:11名)	外国語:4名)		

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1:成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの 設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2 : 学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等 の関わり

<単位制度の趣旨に基づく単位認定>

本学では、「大学設置基準」の定めるところの 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容を踏まえた単位認定を行うため、シラバスに授業時間外の学修を示したうえで、明示した評価方法による成績評価に基づく単位認定を行っている。

成績評価基準・評価方法は、個々の科目の評価方針をシラバスに示している。

<既修得単位の適切な認定>

本学の他学部や国内外の他大学において修得した既修得単位の認定にあたっては、教員がその可否をその科目に関する資料等を用いて精査している。いずれの学部・研究科においても、認定可能単位の種類や数についてあらかじめルールを定めている。

<成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置>

学士課程の成績評価は、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえた 各授業科目の位置づけにふさわしい到達目標に照らして、学生の学修到達度を評価して行っている。各授業科目の到達目標ならびに評価方法はシラバスに明記している。教員は、明示した評価方法に基づき成績評価を行うことによって、成績評価の厳格性を担保することに努めている。

成績評価のグレードについては、学則において素点との対応関係を明記し、絶対評価として行うこととしている。具体的には、100点法で、Aは80~100点、Bは70~79点、Cは60~69点、Fは60点未満に対応し、このうちFは不合格として単位を授与しない。また、以下の通り成績評価基準表を策定している。

≪成績評価基準表≫

評価	基準	素点
A	授業目標の水準を十分に達成でき、際立っている	100~90
	授業目標の水準を十分に達成できている	89~80
В	授業目標の水準を概ね達成できている	79~70
С	授業目標の最低限の水準を達成できている	69~60
F	授業目標の最低限の水準を達成できていない	59~0

GPA の算出方法は学生便覧等において学生に周知しているとともに、成績評価に基づく 学期ごとの GPA と通算 GPA を成績一覧表に記載し、学生に通知している。

(GPA の換算方法)

100~ 90 点 =4

89 ~ 80 点 =3

79 ~ 70 点 =2

69 ~ 60 点 =1

59 点以下、欠席、欠格 =0

GPA 算出式: $(4 \times 単位数) + (3 \times 単位数) + (2 \times 単位数) + (1 \times 単位数) + (0 \times 単位数) / 履修登録科目の総単位数$

GPA は従来の単位修得数による学修到達度判定の不十分さを補う指標となっており、履修上限の緩和、奨学金受給者の選定、履修指導の対象者の基準等に用いている。

各学位課程においては成績発表後に成績疑問調査期間を設けており、成績評価に対して 疑問がある学生は、学務センターに疑問調査を願い出ることとしている。また、成績評価の 客観性及び厳格性を担保する措置としては、成績評価分布を教授会で共有するとともに、教 員間の成績評価分布の平準化を図っている。

<卒業・修了要件の明示>

卒業・修了要件は学生便覧に明示している。学位授与方針に対応して構成された教育課程の編成・実施方針のもとで設置された各カテゴリーの科目を必要数修得して卒業要件を満たすことによって、学位授与方針に則った卒業認定がなされている。

大学院では、学位論文審査基準を研究科・専攻ごとに定めており、これによって各研究科 委員会が学位授与方針に基づき、学位論文審査基準を定め、研究科便覧として年度当初のオ リエンテーション、ガイダンス等で学生に配布し指導を行っている。

<学位授与を適切に行うための措置>

学位授与の要件は、それぞれの教育目標にしたがい、各学部・研究科が定めており、その個別的認定も責任をもって行っているところである。学位の授与に係るそれぞれの手続の適切性・客観性の確認や、卒業論文の作成を要件にするかどうかについても、各学部の考え方に任せている。

大学院の学位認定については、指導教授以外に複数の審査員を加えることとなっており、 とりわけ博士学位審査については、審査請求も研究科委員会に報告され、受理の可否が同委 員会にて審議される等、指導教授の恣意が働くのを予防する仕組みが各研究科ともに備わ っており、各研究科の審査規定に詳細に明文化されている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

評価の視点 2 : 学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法の開発 発

≪学修成果の測定方法例≫

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学修成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3:学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関 わり

- <各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の適切な設定>
- <学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法の開発>
- <学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり>

教育目標に沿った成果が上がっているかどうかを検討する際に学修成果の把握と評価が 不可欠であることから、本学では、2018 年度にアセスメント・ポリシーを策定した。

(大学全体のアセスメント・ポリシー)

大学及び学科レベルでは、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとの GPA の数値に加えて、単位取得状況、学修行動調査、卒業時調査及び学生アンケートにより評価する。科目レベルでは、シラバスに記載してある方法で成績評価を行う。評価は、テストやレポートなど科目の内容に合わせた方法で実施する。卒業研究については、各学部が定める評価基準に基づいて卒業論文等の成果を評価し、大学及び学科レベルでは、その集計値で評価する。

このアセスメント・ポリシーに基づき、教育目標に沿った学修成果が上がっているかどうかを測定するための指標として、大学評価委員会において、学部の学生の成績評価、成長実感、予習・復習の時間、就職率・就職満足度等を調査等で集約し、IR 情報としてまとめた「カリキュラムの自己点検評価のためのダッシュボード」を作成している。また、外部調査(GPS-Academic、PROGテスト、ジェイサープ)、学生アンケート、卒業時アンケート、卒業後アンケート(卒業後4年が経過した卒業生へのアンケート)、就職先へのアンケートと多様な調査を確実に行い、全体として教育目標が達成されているか、教育目標に沿った学修成果が上がっているかについて判断し、その結果に応じて、教育課程や教育内容、教育方法の質的向上につなげる努力を行っている。この他、2021年度から学生個人の成績をチャート化し、キャリアの視点で成績だけでなく学修の積み重ねが可視化できるよう自己分析を促すツールとして学修ポートフォリオの全学導入をしており、学修成果の可視化と評価についてさらに充実させている。

次に研究科においては、学修成果の指標としては、口頭試問や修了時アンケート等によって教育効果を測定することになる。また、常に十分なディスカッションを行い、研究発表の機会を豊富に提供し、学生にチャレンジするように奨励することが、各研究科において行われている。博士学位の取得については、各研究科において、在学中の学術誌への論文掲載義務、成果報告会での報告義務等を厳格に課している。また、学位論文の審査については、すべての研究科で指導教員以外の者を含む複数で審査し、その結果に基づき研究科委員会で合否を決定し、最終的には大学協議会において審議している。その手続きも含め、客観性が担保された厳格な評価がなされているといえる。

さらに、2021 (令和3) 年度には、大学評価専門委員会からディプロマ・ポリシーに定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報についての関係の整理をすべての学部・研究科に対して依頼することで、学修成果を適切に評価する体制を一層整備することを予定している。

このように、すべての各学部・研究科において、教育目標に沿った学修成果が上がっているかどうかを測定するための指標を設けており、これを教育課程、教育内容・方法の改善に

つなげるため、各種委員会における議論の対象としている。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

・学修成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく定期的な点検・評価・学修成果の測定結果の適切な活用>

各学部・研究科の「学部等評価委員会」において、前述した学修成果等のIR情報をまとめたダッシュボードや外部調査(GPS-Academic、PROGテスト、ジェイサープ)、学生アンケート、卒業時アンケート、卒業後アンケート(卒業後4年が経過した卒業生へのアンケート)、就職先へのアンケート各種調査結果等を題材に、教育の成果を広い見地から研究し、カリキュラム編成や成績評価のあり方についての検証を行っている。また、すべての学科、研究科の「学部等評価委員会」において、外部の有識者を構成員とした専門分野別評価を行っていることも特色ある点検・評価の一部として挙げられる。例えば人間学部・人間学研究科では、高等教育研究を専門とする他大学教員に依頼し、カリキュラムやその内容の外部評価を受け、教育の取り組みについての意見聴取する場を設定している。この外部有識者による点検・評価の結果は、当該学部はもとより、大学評価委員会を通じてすべての学部や研究科の点検・評価結果を共有し、改善・向上に繋げている。

また、教員の授業方法の改善は、FDによって進められている。すべての学部・研究科にFD取組を推進する組織が設置され、全学のテーマに沿ったFD活動や独自のFD活動を展開するとともに、全学的な取組として、FDフォーラムやFD学修会、学生による授業改善アンケート、新任教員研修やFDニュースの発刊といった取り組みを展開し、教育方法や技術についての向上させる試みが普及している。中でも、学生による授業改善アンケートは、近年、従来の紙媒体に代わりウェブサイトを使用し、学生・教職員とのコミュニケーションのツールとして全学部で実施されている。

各学部・研究科では、このように、教育目標に沿った学修成果が上がっているかどうかの 測定を経て、必要な教育課程、教育内容・方法の改善・向上につなげるため、学部等評価委 員会、FD・SD 委員会、カリキュラム検討委員会、教授会、研究科委員会等を中心とした議 論を行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上記の点検・評価に基づく改善・向上の一例として、2019 年度に法学部において大学評価専門委員会からの指摘を受け学位授与方針対応における科目の配置を是正したこと、2020 年度に外国語学部において外部評価委員からの指摘を受け、各授業科目が学位授与方針及び教育課程編成方針のどの項目に該当するかをシラバスに示し、関連性を明確に把握できるように改善をしたこと等が挙げられる。このように、点検・評価結果に基づいた改善・向上についても適正に行われている。

(2) 長所・特色

本学は、1967(昭和 42)年に宣言された立学の精神「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する。」を普遍的理念として位置付け、社会で活躍できる「実学」を重視した教育を行ってきた。また、現在、9 学部 9 研究科を擁する総合大学として、学びのコミュニティの中で多様な経験を積むことで学生を成長させていくための学びの場を数多く創り上げてきた。それが本学の目指すビジョンであり、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく「学びのコミュニティ」を創り広げる」の意味するところである。これを実現するため、2015 年度から、全学で採択制の「学びのコミュニティ創出支援事業」を展開しており、学生の能動的学修や課題解決型学修を支援しており、2019 年度実績で 92 件の事業を支援した。この事業の取り組みの成果は、写真・映像等を含めた報告書の提出を義務付けており、随時、大学のウェブサイトで成果を公表している。

こうした各学部の取り組みによる学修成果を可視化するため、本学では開学 100 周年をマイルストーンとする「MS-26 戦略プラン」の進捗度を確認するための KPI 指標の可視化の一環として、学生アンケート(毎年4月)、卒業時アンケート(毎年卒業時)、卒業後アンケート(卒後4年)、就職先へのアンケートを IR データとして活用している。これらのアンケートは、2018年度に設定したアセスメント・ポリシーに基づき、「カリキュラムの点検・評価のためのダッシュボード」等に体系的に整理し、主に全学レベル及び学位プログラムの点検・評価活動に役立てている。特に学位授与方針対応表にはナンバリングを付して体系性を確認できるようにすることに加えて、学修成果と特に関連科目との関連付けを明確にし、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとに GPA を算出して可視化している点も特徴的である。また大学評価委員会からの指摘を受け、2021年度からは、入学した学生が卒業するまでの成長のプロセスが可視化できるよう「学修ポートフォリオ機能」を整備する等、着実に改善を行っている。

(3) 問題点

本学は、現在、9学部9研究科を擁する総合大学としての特徴を活かし、多様な経験ができる場を正課、正課外問わず数多く設置し、特色を出してきた。さらに、総合大学としての多様性の強みを活かすためには、学部・学科の垣根を越え、他学部、他学科の学生との「学びのコミュニティ」を創出し、幅広い学びの場を提供することも必要と考えられる。現在、その一環として副専攻制度を導入し、学生が所属する学部・学科の専門分野以外の特定の分野等について体系的な教育を実施し、広い視野を持つ人材を育成している。しかしながら現在、理工学部の学科間、経営学部・外国語学部間での導入に留まっている。なお、都市情報学部では2022年度から新設する観光系科目群の他学部生の履修を可能とし、所定単位を修得した学生への副専攻制度を導入することを決定している。また、2年次以上及び年間履修許可登録単位数10単位以内で他学部履修制度を導入しているが、履修者数は十分な数とも言えない。単位の実質化の観点から、多くの科目を履修することは好ましくはないものの、ルールの範囲内で多様な学びを推奨していきたい。また、2022年度からの数理・データサイエンス・AI教育科目の設置を目指し、「データサイエンス教育検討WG」での具体化も進める必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、各学部・研究科の学位授与方針や教育課程の編成・実施方針について、大学執行部及び3つのポリシー策定ワーキンググループにて策定した三つの方針のガイドラインに則り、適切に設定、運用、公表している。

教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成や教育内容の提供については、すべての学部において学位授与方針対応表と履修系統図をもとに毎年、スコープとシーケンスの観点から点検・評価を行っている。加えて、ナンバリング制度を導入しており、学位授与方針対応表にナンバーを付している。また、すべての学部において基礎ゼミナール等による少人数教育を導入し、課題発見・解決能力、情報発信能力、コミュニケーション能力等を身につけるための知的訓練に重きを置く形の少人数教育を充実させており、初年次教育面と、専門教育の仕上げの両面において大きな成果を上げていると評価できる。

学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、履修登録上限単位数の適切な設定を行うとともに、シラバスにおいても授業の目的や到達目標、授業内容及び方法、授業準備の指示や、成績評価方法及び基準も厳密に示している。また、1 授業あたりの学生数の配慮やオフィスアワー等も適切に運用し、加えて、研究科においては学位論文審査基準も明確に定めて公開しており、適切に運用している。

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置として、成績評価基準・評価方法は、個々の科目の評価方針をシラバスに示して厳密に行っている。グレードについては全学統一基準を定めるとともに、素点に基づいて GPA を計算しており、その詳細は各学部・研究科、科目担当者が全学の基準に基づき定め、これを学生便覧等に明示している。

学修成果の把握の手法として、とりわけ効果が上がっていると認められるのは、IR 情報をまとめた「カリキュラムの自己点検・評価のためのダッシュボード」であり、点検・評価において大きな役割を果たしている。学修成果と特に関連付けられる科目に「◎」を付し、ディプロマ・ポリシーの科目群ごとに GPA を算出して可視化している点も特徴的である。また、すべての学部学科で GPS-Academic や PROG テスト、ジェイサープといった外部調査や各種アンケート調査、2021 年度から実装した学修ポートフォリオを活用し、学修成果の把握及び向上に努めていることも評価できる。

各学部では、教育目標に沿った学修成果が上がっているかどうかの測定を経て、必要な教育課程、教育内容・方法の改善・向上につなげるため、学部等評価委員会、FD 委員会、カリキュラム検討委員会、教授会、研究科委員会等を中心とした議論を行っている。大学院についても、毎年、3 ポリシーを踏まえたコースワークとリサーチワークの組み合わせの適切性も含めた点検・評価を行っており、不断の検証による見直しと改善のための努力も十分に払われていると評価することができる。また、教員の授業方法の改善についても、FD によって進められており、学部・研究科の FD 活動に加え、FD フォーラムや FD 学習会といった講演のみならず、学生による授業改善アンケート、新任教員研修や FD ニュースの発刊といった取り組みを展開している。学生による授業改善アンケートについては、2019 年度に学生から意見を聞く機会も設け、回収率などの改善につなげている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1:学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針

の適切な設定及び公表

評価の視点2:下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

・入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像

・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定 及び公表>

本学では、立学の精神、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえ、本学全体としての入学者受入れの方針を課程毎に定め、ウェブサイト、入学試験要項などにおいて公表している。本学の入学者受入れの方針は、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体的に学修に取り組む態度」という学力の三要素を軸に組み立てられている。

各学部・研究科において、本学の立学の精神や大学全体の3つの方針を踏まえ、各学部・研究科の理念等を踏まえた3つの方針、すなわち、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受け入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を設定している。

学生の受け入れ方針は、「入学試験要項」などの刊行物や本学ウェブサイトなど、それぞれの媒体の特徴を活かして広く社会に公表している。さらに、入学センターが中心となり、各学部の教員とも連携して高校訪問・入試説明会・学内見学会・オープンキャンパス等の活動を展開している。これらはいずれも、受験生や高校教員等へ学生の受入れ方針を直接かつ具体的に明示し、求める学生像や入学までに修得しておくべき知識等を伝える機会になっている。

< 入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示>

各学部・研究科の入学試験制度ごとに出願資格を設定し、入学するにあたって求められる知識・水準等について、ウェブサイトへの公開の他、「入学試験要項」において明示しており、本学を志願する学生に対して、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容、水準及び判定方法を明らかにし、公開している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、 入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1:学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 評価の視点2:入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な 整備

評価の視点3:公正な入学者選抜の実施

<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

本学の学生募集は、入試担当副学長のもと入学センターが中心となり、各学部の教員とも連携して、高校訪問・入試説明会・学内見学会・オープンキャンパス・模擬講義・進学相談会等の実施を通じ、大学の教育・研究についての理解を深めてもらうよう活動している。これらのうち、最も規模が大きく、効果的であるのはオープンキャンパスである。参加者の受験率が極めて高いため、本学としては特に重点を置いており、天白・八事・ナゴヤドーム前の各キャンパスで年間1~2日開催している。なお、2020年度においては、コロナ禍を踏まえWEBオープンキャンパスやオンライン相談会等、新しい取り組みを実施している。

入学者選抜は、主として学校推薦型選抜と総合型選抜(英語ディスカッション、スポーツ、チアリーダー)、一般選抜によって行っている。学校推薦型選抜及び総合型選抜は、学生の受け入れ方針に基づいた試験方式を設定している。基本的には高等学校 3 年間の学修成果及び高校生活全般に渡る諸活動等を評価する試験方式であり、各学部のアドミッション・ポリシー、教育目標、教育課程に対応した内容で学部ごとに実施されている。

一般選抜は、本学志願者生の約90%が受験しており、本学以外の試験会場を全国16か所に設置するなど、多様な受験機会を提供している。試験方式として、A・B・C・F・Mの5つの方式がある。このうち A・B・M 方式は、本学独自の試験問題を使った試験であり、C方式は、大学入学共通テストを利用した試験、F方式は両試験結果を合算する試験である。以上の他、多様な素養を持った人材を受け入れるために、外国人留学生特別、社会人特別などを実施している。いずれについても、文部科学省「大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、各学部のアドミッション・ポリシーに整合する入学試験を実施している。

入学試験の透明性を確保するために、学校推薦型選抜の推薦基準、一般選抜の試験科目・ 出題範囲・配点を「入試ガイド」や「入学試験要項」に明示している。合否判定については、 各学部の入試委員会または拡大入試委員会を経て、教授会で適正に行っている。

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

学部については、全学的な入学者選抜実施体制として「入学センター」を配置している。このセンター管理のもとで、担当入試担当副学長や学長から任命された入学センター長、各学部選出の入試担当教員や事務職員を構成員とした「入学センター委員会」において、全学的な方針策定や学部間調整を行ったうえで、次年度に実施する「入学試験基本事項」の最終決定は大学協議会において承認している。これら全学的な方針を踏まえ、各学部入試委員会及び教授会において、アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験の責任体制や試験の問題作成を含む事前準備、試験執行、判定資料の作成、不測の事態に対する対応等に関して細かく基準を定めている。合否判定は、合格者数が入学定員と照らして適切な人数となるように、事前に入学センターから全国の大学入学試験状況についての情報提供を行っている。研究科については、各研究科委員会において、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜が行えるよう、試験方針や入学試験に関する準備・実施、合否判定に至るまでの事項を検討し、次年度に実施する入学試験方式を「入学試験基本

事項」として取りまとめ大学協議会において決定している。このような体制を通じて、適切 に学生募集及び入学者選抜を行う体制をとっている。

また、中長期的な入学政策の策定に向けた体制について、高大接続システム改革による入学者選抜改革への対応と次期学修指導要領に対応した入学試験問題の検討などを進め、中長期的な入学者構造・選抜のあり方について戦略的に政策化することを目的として、大学協議会のもとに「高大接続改革 WG」を設置し、全学的な議論を行い、学校推薦型選抜・総合型選抜において学力試験を課す等の改善を行った。

<公正な入学者選抜の実施>

学部における入学者選抜にあたっては、公正な入学者選抜のための取り組みとして、一般 選抜では入学試験問題及び解答例の事後公開の実施、総合型選抜では講評の作成・公開を行っている。これらの情報は冊子やウェブサイト等で公開しており、入学者選抜の透明性の確保に努めている。

研究科における入学者選抜にあたっては、各研究科での議論を経て全学組織である大学協議会で方針を確認したのち、研究科委員会において「入学試験要項」を毎年度策定し、情報公表することで、入学者選抜の公平性・適切性を確保している。なお、試験実施に当たっては、試験監督・試験採点は複数名で実施・確認し、合否判定は会議等機関決定を経ており、入学者選抜の公平性・適切性を担保している。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

受験生への合理的な配慮として、学部では、公平な入学試験実施のため、病気・負傷や障がい等のある受験生への対応として、配慮の申し出を受け付けており、入学試験要項において案内を掲載している。配慮の具体例としては、試験時間の延長や、医療器具の試験場への持込許可等が挙げられる。

大学院においても、障がいのある受験生などへの特別措置については、入学試験要項に明示するととともに、対象者が発生した場合は、研究科委員会で審議し、適切かつ公平な対応を取ることにしている。また、入学後の学修に際して配慮を希望する者に対しては、出願前に受験を希望する学部・研究科の事務室との面談を設定し、受け入れ体制や条件などについて説明を行っている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1: 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<入学定員に対する入学者数比率>

43

<収容定員に対する在籍学生数比率>

<収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応>

大学としての社会的責務を果たすとともに、私立大学として経営面の安定を図るため、入学定員を適正な範囲内で充足すべく、合格判定を行っている。具体的な定員管理のプロセスとしては、概ね過去の定着率や入学辞退者状況などを慎重に勘案しながら、合否判定案を教授会で審議し合格者を決定している。入学者数が入学定員を割り込むことが見込まれる場合には、追加合格の措置を講じることで各学部の入学定員充足率は 1.00 を確保できるようするよう努めている。2020 年度の学部合計の収容定員に対する在籍学生数の比率は、1.03である。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数の比率の平均は 1.03である。大学院合計の収容定員に対する在籍学生数の比率は、2020(令和 2)年 5 月 1 日現在、0.65である。課程別にみると、修士課程 0.70、博士課程 0.45 となっている。

適正な範囲内で管理されていると判断できるが、入学定員充足率については、適宜、学長の下に情報が集められ、学部・研究科ごとに分析し、今後の対応を検討するよう指示している。

【学部】

在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理するため、入学者受入れにあたっては、入学センターと入試委員会が緊密に連携し、過年度の入学試験結果及び入学者数を踏まえて判定案を慎重に練りあげ、これをもとに教授会で最終判定を行っている。

収容定員の適正な管理については、学部入試委員会、学部教授会で、過去の入学試験結果 及び入学者数を踏まえ、在籍者数が入学定員、収容定員と大幅に乖離しないように慎重に合 否判定を行っている。

【研究科】

2020 年度の修士課程の収容定員に対する在籍学生比率は 0.70、博士課程は 0.45 である。 過去 5 年間の推移は、修士課程で 0.98、0.93、0.84、0.73、0.70、博士課程で 0.45、0.44、 0.40、0.46、0.45 となっており、博士課程のみならず、修士課程においても、ここ数年は未 充足状態にあり、その度合いも年々大きくなっている。

2020 年度の修士課程の入学定員に対する入学者数の比率は 0.68、博士課程は 0.23 である。過去 5 年間の平均は修士課程 0.78、博士課程 0.33 となっている。

以上のように、修士課程・博士課程においては定員未充足の状況が続いており、各研究科において他大学院との合同ガイダンスの実施及び研究科紹介リーフレットの作成等の学生募集活動に取り組んだものの、学生募集状況の改善が見られなかったことから、2022 年度から収容定員の変更を決定しており、定員管理の適正化を図った。

<編入学定員に対する編入学生数比率>

編入学は薬学部及び外国語学部を除く学部で実施しており、募集定員はいずれの学部も「若干名」としている。編入学生数は例年全学で数名程度であり、在学生の学修環境への影響は限定的である。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく定期的な点検・評価、改善・向上>

入学者受入れの方針に基づく学生確保の適切性については、入学後の学業成績に関する追跡調査結果などを参考にしながら、入学センター委員会や各学部における入試委員会において検証が行われ、適宜必要に応じて入試制度の見直しがなされている。また、大学評価専門委員会が中心となり、各学部に対して入試に係るIRデータを提供することで、各学部で入試形態別の在学生成績分析を実施し、優秀な人材確保に向けた入試活動の改善の一助としている。

学生募集及び入学者選抜の公正性・適切性について、全学レベルでは、月例の入学センター委員会で検証している。この委員会は、各学部から 2 名ずつ選出された入試委員の教員と入学センター職員で構成されており、前年度の入試結果を踏まえて、次年度の学生募集と入試方式について全学的立場で検討し、決定している。こうした検討・決定をする過程で、必要なデータの収集・分析・意見交換を行い、学生募集・入学者選抜の適切性及び学生の受け入れ方針との整合性について検証する他、入学試験の総括にもとづき、公正性を検証している。これらの点検・評価の結果、2022年度から本学独自の試験問題を使った新たな試験方式として K 方式を導入するといった改善も図っている。

(2) 長所・特色

入学者受け入れの方針の実現を前提としつつ、適切な教育環境の確保及び経営面に大きく影響を与える入学定員管理に直結する入試合否判定について工夫を行っている。本学では、定員確保に向けた追加合格実施時は、受験生への影響を最小限とすべく、速やかな合格発表を行うために、2020年度から追加合格方法を全学統一、時間単位の工程表を作成し実施している。その結果、2020年度は学部 1.03 倍、2021年度は 1.05 倍と概ね適切な入学者数を確保した。

学部では、一般選抜や学校推薦型選抜、総合型選抜に加えて、資格取得者が受験できる入試、外国人留学生入試、社会人入試、飛び入学の制度等を実施しており多様な入試機会を設けている。大学院では、秋季入学を認めている研究科もあり、学部と同様に多様な入試機会を設けている。

(3) 問題点

2020 年度の修士課程の収容定員に対する在籍学生比率は 0.70、博士課程は 0.45 である。 過去 5 年間の推移は、修士課程で 0.98、0.93、0.84、0.73、0.70、博士課程で 0.45、0.44、 0.40、0.46、0.45 となっている。2022 年度から収容定員の変更を決定しているが、引き続き、定員充足に向けて取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

学士課程においては、学部・学科ごとに策定したアドミッション・ポリシーに基づき、入 学試験委員会を中心組織として、適切な入学者選抜制度を設定し、公平かつ公正に入学者選 抜を実施しており、適切な定員管理によって学生を受け入れている。また、アドミッション・ ポリシー、入学者選抜制度とその実施体制、定員設定について定期的に点検・評価している。 学力の3 要素を多面的・総合的に評価する入試のさらなる拡充、一般入学試験における 主体性等評価の導入等、今後さらに検討すべき課題はあるが、学士課程に関する本学の学生 受け入れは良好な状態にある。

修士・博士課程においては、研究科・専攻ごとに策定したアドミッション・ポリシーに基づき、大学院入学試験委員会を中心組織として、適切な入学者選抜制度を設定し、公平かつ公正に入学者選抜を実施している。また、アドミッション・ポリシー、入学者選抜制度とその実施体制、定員設定について定期的に点検・評価している。

入学者受入れの方針は、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を踏まえ、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体的な態度」という学力の三要素を軸に組み立てられており、全学のみならず各学部・研究科においてもそれぞれ学科・専攻ごとに定め、Web サイトや一般入試要項などで公表している。

学部入試、大学院入試とも学生の受け入れの方針に基づき、学力の三要素と選抜方法を適切に対応させながら、幅広く多様な人材を求めるべくさまざまな入試を実施している。入学者選抜の実施体制は、入試・学生募集を担当する副学長の下、各学部・研究科と入学センターが連携し実施しており、責任体制は明確にされている。公正な入学者選抜を実施するために、試験監督者や面接委員に対して注意事項なども含めて事前に周知・徹底している。

適正な学生数の受け入れにおいて、学部と大学院では状況が異なる。学部では入学定員及び収容定員の適切な管理を徹底するよう、入学センター委員会で各学部へ要請し、定員管理を厳格に行っている。大学院については、収容定員に対する在籍学生数比率が研究科ごとに異なり、課題を抱えている研究科もあるが、収容定員の見直しも視野にいれ、改善に向けて鋭意取り組んでいる。ただし、全研究科において入学者数が入学定員を下回る状況にあり、志願者増そして入学者増に向けた具体的で効果的な取り組みは急務の課題である。まずは志願者増に向けて、さらにはそれを入学者増に向けて、大学院入学試験委員会を中心にあらためて必要な改善策を再検討し、実行に移していく必要がある。

以上のことから、一部の課題は残るものの、大学基準は概ね充足しているといえる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①:大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等 の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2:各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、

連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

<大学として求める教員像、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の設定>

本学では、いわゆる就業規則である「学校法人名城大学職員規則」に加え、特に教育職員については、理念・目的である立学の精神に基づく教育目標実現のために、全学として「求める教員像」及び「教員組織編成方針」を以下の通り策定し、立学の精神に基づく教員像や教員組織の編成に関する方針を明確に定めている。

この方針は、理念・目的実現に向けて分かり易く明文化したものであり、その内容は学長 スタッフ会議で策定し、学部長会において確認し、各学部の教育職員に共有している。

(求める教員像)

以下に掲げる教員像に留意し、学部等において教員の採用活動を行う。

- 1. 立学の精神及び人材の養成に関する目的、並びに「卒業の認定に関する方針(学位授与方針)」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」を十分理解し、その実現に向けて尽力する者
- 2. 本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、その向上に努める者
- 3. 優れた研究能力及び業績を有し、専門分野についてより深く探究する意思のある者
- 4. 教育研究の成果を 広く社会に還元し、社会の発展に寄与する能力及び意欲を有する者
- 5. 大学運営に関し、積極的に協働できる者

(教員組織編成方針)

以下に掲げる大学全体の方針を踏まえ、学部等において教員組織編成を返答する。

- 1. 立学の精神及び各学部等の人材の養成に関する目的、並びに全学及び各学科の「卒業の認定に関する方針(学位授与方針)」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」を踏まえた体系的な教育課程編成に必要かつ十分な教員配置であること
- 2. 組織的・継続的な FD 活動を実施し、教員資質の向上に努めること

さらに、本方針をより具体的に捉えるため、学部長会(令和元年度第7回)において、 以下の通り、各種教員比率の目標値を定めている。

- ① 所属組織における女性教員や外国人教員等教員構成の多様性に配慮すること (上記のうち、若手教員、女性教員、外国人教員については、2019年5月時点の各種 教員比率を最低限維持することとし、2024年5月までに大学全体の比率を次のとお りとする。若手教員:15.0%、女性教員:15.0%、外国人教員:5.0%)
- ② 教職課程、資格認定等の基準、非常勤講師依存率、ST 比、外部評価の点検・評価項目、 大学設置基準等に留意し、多面的に検討すること
- ③ 教員の募集・任用・昇任等にあたっては、大学・学部等の諸規定に基づき、公正かつ適切に行うこと
- ④ 多様な雇用形態も考慮の上、優秀な人材の確保に努めること

前述の全学方針を受けて、学部ごとに「求める教員像」「教員組織の編成方針」が策定されている。なお、多くの学部・研究科では教育を担当する教員は大半が学部と研究科の双方に籍を置いている。主たる所属組織は学部単位であるが、研究科所属時には厳格な教員資格審査が行われる。

点検・評価項目②:教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、 適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1:大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2:適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の 適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3:教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数については、大学設置基準、大学院設置 基準の必要教員数を満たしている(大学基礎データ表 1)。

本学の教育職員は、「学校法人名城大学職員規則」第2条において、「教育職員(名城大学0の教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員及び終身教授並びに名城大学附属高等学校の学校長、教諭、司書教諭、養護教諭、特任教諭及び講師をいう。)」として定められている。

教員の人事制度と教員定数(採用枠)の設定については「常勤理事会」が責任を負い、人 選や身分の設定については「教授会」が責任を持って審査、提案し、決定する仕組みとなっ ている。教員定数(採用枠)の設定については、原則として学部単位で設定される。採用年 度の前々年度の末迄に、学部長会において、各学部の専任教員採用枠が一覧表として示され、 大学設置基準等で定められている基準数や教育課程編成の維持向上に必要な教員配置の確認が行われる。その後、各学部の教員組織編成方針について、学長・学部長・総合企画部で面談を行い、学長スタッフ会議・学部長会で各学部間の教員配置の適正な配分が調整・確認された後、常勤理事会に諮っている。また専任教員採用枠を増やす場合には、その理由と必要性を明示して、教育及び経営上の視点から学部長会・常勤理事会で検討し承認されなければならない。なお、大学院を担当する専任教員採用枠についても、関連する学部の採用枠として設定され、多くの教員が学部と研究科の両方における専任教員としての役割を担うことになる。そのため、学部教授会と研究科委員会との連携のもとで、学部教育と大学院教育の両面にわたる役割を担い得る教員を人選し、教員を組織していくことになる。

専任教員の新規採用にあたっては、専任教員採用枠に基づき、各学部教授会が人事採用計画を策定し、採用人事ごとに学科等で教員資格を審査する「選考委員会」を立ち上げ、各教授会の審議・議決を経て、法人によって採用され、各学部に所属する。したがって、学部・学科と研究科・専攻の一体性が高い学部・研究科においては、「求める教員像」と「教員組織編成方針」についての教授会及び研究科委員会の共通了解を基本としながら、人選と身分については審査教授会において審査が行われている。独立研究科においては教員定数が研究科ごとに設定され、人選と身分についても研究科委員会において審査が行われる。加えて研究科の教員については、修士課程と博士後期課程の教育を担当するための要件が各研究科委員会の定める内規等として成文化されている。任用時や昇任審査時だけではなく、教育課程改正時等に大学院の研究指導資格審査を全研究科において行い、最終的には大学協会で審議している。また、教職課程教育等の全学に共通する教育については、全学横断的に教員定数を定めて教員組織の編成を行っており、大学全体がバランス良く教員体制を整備できるように計画を策定している。

本学の専任教員の定年(平成 17 年度以降入職者)は、「学校法人名城大学職員規則」第 20 条第 1 号で満 65 歳と定められている。ただし、教育研究上、優れた業績を有し、教育上の能力を有すると認められ、授業上必要である場合、再雇用をすることができ、定年後 3 カ年までの延長が認められる。この場合、再雇用の審査は、1 年ごとに行われる。

本学では、前述のような専任教員を各学部・研究科、教職センターに配置しており、大学設置基準、大学院設置基準に定められた必要数を充足しており、学部・学科の教育の質保証に努めている(大学基礎データ表 1)。なお、専任教員数は、2020 年 5 月 1 日時点で 491 名である。以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しており、教員の採用基準等においても、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員個人に求める能力・資質等や役割分担、責任の所在も明確化していると判断できる。

<適切な教員組織編制のための措置>

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置

大学設置基準によれば、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授 又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師 または助教に担当させるものとされている。本学の場合、各学部などにおける専門科目の教 員配置については学部長の下で調整したうえで対応している。学部によって科目担当教員 の専兼比率は多少異なるが、主要な専門科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整 えられており、大学設置基準の条件を満たすことはもとより、教員組織の編成方針に基づく 適切な配置になっていると判断できる(大学基礎データ表 4)。

・国際性、男女比

教員組織の多様性の確保については、次の通りである。国際性の指標として、外国人教員の比率については5%を目標としており、2020年度現在は4.1%となっている。男女比は全学で2024年度までに女性教員比率を15%にまで高めるという採用目標値を設定した。これらの取り組みを通じて、女性教員比率は2016年度の11.7%から2020年度の13.1%にまで高まり、改善が進みつつある。学部別では、人間学部が36.4%ともっとも高く、外国語学部が22.2%と続いている。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

本学では、専任教員の責任担当授業時間数が「専任教員の担当授業時間数に関する内規」 第3条に一週当たり教授で10時間、准教授、講師及び助教は8時間と定められている。

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

各学部専任教員の年齢構成としては、教育・研究を充実させつつバランスを保っている。 (大学基礎データ表 5) 若手教員の比率は、12.1%となっている。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

専任教員が大学院を担当する、または大学院教員を任用するにあたっては、全学の「大学院教員資格審査規定」を踏まえて、各研究科が科目担当に関する選考基準に関する内規等を定めており、教育課程改正時等に大学院の研究指導資格審査を全研究科において行い、最終的には大学協議会で審議している。

<教養教育の運営体制>

本学では、学士課程教育における教養教育の重要性を確認し、全学的な教養教育に関する 諸施策を協議・決定する機関として、学長を委員長、副学長、各学部から選出された委員を 構成員とする「教養教育連携推進委員会」を設置し、教養教育運営とそれを支える教員体制 上の課題等について検討を行っている。

本委員会では、民主的市民としての基本的資質を培うことを目的に、「名城大学における 教養教育部門カリキュラム編成時の指針」を策定し、多様な知識領域への導入ならびに動機 づけとなることを目的とする「基軸科目」等を展開する等教養教育について諸施策を協議・ 決定している

これらを推進する日常的な運営は、各学部の教務委員会、教授会等が担っており、カリキ

ュラム・ポリシーや「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」に則り適切に授業を編成し、担当者の決定、調整を行っている。

点検・評価項目③:教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1:教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準

及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2:規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

本学は、名城大学学則及び名城大学大学院学則に掲げる目的を実現するため、学校法人名城大学職員規則、教員資格審査規程、特任教授規程等を大学全体に適用される規程として制定している。これらの規程は、学校教育法第92条及び大学設置基準等法令に定められた教員の資格要件等を踏まえて作成されている。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

各規程に基づき、各学部・研究科では、人事に関する手続きの内規・申し合わせ等を制定しており、これらに基づき、各教授会などの下に設置される選考委員会などで厳格な審査が行われ、教授を構成員とする審査教授会において審議・決定している。その結果を基に、学長が理事長に推薦を行い、理事長がこれを任用している。

教員の職位については、「教員資格審査規程」において、学校教育法第92条に準拠して、教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員それぞれの資格を明記している。これに則って、教員の教育・研究・実務上の知識、能力、実績を総合的に審査することとなっており、大学教育、大学院教育としての水準を担保できるような制度設計がなされている。教員人事を進めるに当たっては研究業績を評価することはもちろんであるが、「教員資格審査規程」にも明示しているとおり、それ以外の教育歴なども評価の対象としている。

教員の募集・採用は、学長と学部長・研究科長との間での面談を経た上で学部長会において策定される「教員組織編成方針」や常勤理事会における経営的視点等での検討を通じて、各学部・研究科等の人材養成目的を踏まえつつ、教学構造・カリキュラムに沿って各機関の教員組織に関する計画(教員組織編成方針)を各教授会が策定し、所属専任教員の年齢構成を加味しながら、募集職位を決定し、教員を募集している。教員の募集方法については、特定の実務上の能力が要求される専門職人材を除き、多くの採用人事は公募制を採用し、教育理念・目的・目標を理解し、教育研究に熱意をもって臨む人材の確保に繋げている。募集に際しては、選考日程・応募資格(求める人材像)・審査手続などを明示している。

教員採用・昇任の基本的な手続きは、学部・研究科等に所属する教員と、センター等に所属する教員とで一部異なり、次のとおりである。

- (1) 学部・研究科に所属する教員
- ① 教授会において方針策定
- ② 募集·応募

- ③ 審査教授会下に選考委員会を設置し、候補者の教員資格審査を実施
- ④ 選考委員会の選考結果に基づき、審査教授会による候補者の採用・昇格案審議決定
- ⑤ 候補者を学長に推薦した上で、理事長による採用決裁

(2) 学部・研究科に所属しない教員

学部・研究科に所属しない教員(教育系のセンターに所属する教員)については、全学枠として、各学部・研究科の人事とは別に全学的な見地から人事政策がとられ、採用・昇任が行われている。これらの人事においても、「学校法人名城大学職員規則」および各職位の教員の資質・能力を規定した「教員資格審査規程」、手続きは「センター教員資格審査要項」「審査学部長会要項」が適用される。

- ① センター等において方針策定
- ② 募集·応募
- ③ センター長等から審査学部長会へ、候補者の教員資格審査審議依頼
- ④ 審査学部長会の発足 (必要に応じて)審査学部長会下に教員資格審査を行う委員会 を設置し、候補者の教員資格審査を実施
- ⑤ 審査学部長会による候補者の採用・昇任案審議決定
- ⑥ 大学協議会における候補者の採用・昇任承認
- ⑦ 候補者を学長に推薦した上で、理事長による採用決裁

教員の昇任に関しては、「教員資格審査規程」および「大学院教員資格審査規程」に基づき各学部内で内規を定め、研究実績だけではなく、教育実践や社会貢献等の業績も対象となる。これらの規程に基づき、各学部等で適切に審査を行っている。

さらに大学院を担当する教員については、名城大学大学院学則において、科目担当者の資格と学内手続きを定めている。

以上の手続きを経て、最終的には任命権者である理事長の決裁によって手続きを完了している。なお、契約教員を任用する場合は学校法人名城大学職員規則および契約教員要項、 非常勤講師を採用する場合は大学非常勤講師要項によって、理事長が契約の締結を行うこととなっている。

以上、本学教員の募集、採用、昇任等の基準や手続を定めた各種規程は整備・運用されていることから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④:ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1:ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施 評価の視点2:教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

< FD 活動の組織的・多面的実施による教員の資質向上・教員組織の改善・向上>

本学では、シラバス作成を担当するすべての教員に対して、「シラバス作成要項」を配布 し、シラバスの適切な執筆を促しているほか、各開講責任学部・研究科の執行部が、シラバ

ス内容を点検している。また授業運営に関して、基礎演習等複数クラスが開講される科目に ついては、各学部・研究科において科目担当者会議等による教授内容及び方法・成績評価の 確認・調整等が行われている。 学生からの評価と授業改善については、授業の第 13~15 回 時点において授業改善アンケートを全学共通項目で実施している。アンケート結果は、教員 個々人にフィードバックする他、アンケート結果に対しての教員コメントをまとめた「授業 改善アンケート結果報告書」を発刊し、附属図書館や学務センター等に配置し学生が閲覧で きる環境を整えている。授業内の対話や学生へのフィードバックについては、本学の学修支 援システムである Webclass のアンケート機能、掲示板機能、メッセージ機能も活用されて いる。さらに、全学においても大学教育開発センターが中核となり、年に1度、教育の取組 みの中から課題を取り上げて共通テーマを設定し、全学部・研究科の教員、事務職員、他大 学の教職員が参加する「FD フォーラム」や、アクティブ・ラーニング等を題材にした学内 者向けの「FD 学修会」を実施している。また、新任教員向けの「新任教員 FD 研修」等を 開催しており、受講を強く推奨している。これらの活動は、大学内外の教育改善の動きを共 有する場として、有効に機能している。その他、教育改革の最新動向などをまとめた「FD ニュース」、優れた教育実践を共有する「名城大学教育年報」、名城大学 FD 活動報告書の発 刊など、教育情報の発信に努めている。

上記のような全学的な取り組みに加え、学部・研究科・センターに設置されたの「FD・SD 取組を推進する組織」において、大学教育開発センター委員会が策定した FD 活動についての重点方針に基づく FD 活動を組織的に展開している。これらの組織の具体的な活動として、アクティブ・ラーニングやハラスメント、障がい学生や LGBT 等の多様な学生支援に関する FD 研修等、学部・研究科の状況に応じた適切な FD 活動が行われている。

私立大学等改革総合支援事業で定めている基準日に基づけば、2020 年度実績(2019 年 10 月から 2020 年 9 月)の FD 参加率は 95.9%となっている。

<コロナ禍における FD 活動>

2020 年度においては、新型コロナウィルスの感染拡大を受け、WebClass や Google サービスを活用した遠隔授業に関する FD 学習会を計 3 回行った。また、教員及び学生を対象に、遠隔授業に関するアンケートを実施した上で、遠隔授業における成果や課題を抽出し、大学協議会及びF Dニュースを通じて教職員と共有した。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

本学では教員業績評価制度を導入しており、「教育」「研究」「社会貢献」「管理・運営」の活動実績として、教授法の工夫や FD 活動への参加、著書・論文・学会等活動・科学研究費、社会貢献活動等の実績を各学部学科で定める評価基準に基づき自己評価を行い、学部長がそれらを確認し、その結果を大学評価委員会に報告し意見交換することで、本学全体の教育研究活動の活性化を進めている。2020 年度においては大学評価委員会及び各学部を中心とし、評価項目の見直し等、教員業績評価制度の改善を実施している。

また大学として、教職員の教育改善に対する意識を高め、組織の活性化を図り、本学の教育の質の向上に資することを目的として「教育功労賞要項」を制定し、各学部及び研究科等における教育活動及び教育改善に大きく貢献したと認められる者及びグループを表彰して

いる。本表彰制度の受賞歴は昇任審査等に加味されるよう、すべての学部の教員資格審査内 規に明記されている。

点検・評価項目⑤:教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく定期的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上>

教員組織の適切性については、大学評価委員会において実施する 3 ポリシー等に基づく 点検評価を行った教育課程の適切性に基づき、学部長会において毎年度教員組織の点検・評 価を行っており、各学部長から年次報告を求め、全学としての成果を点検・評価している。 また、2020 年度においては、大学評価委員会及び各学部を中心とし、評価項目の見直し等、 教員業績評価制度の改善を実施している。特に、2019 年度から 2024 年度までの 5 か年計 画では、教員構成の多様性に配慮することを目的にして、若手教員:15.0%、女性教員:15.0%、 外国人教員:5.0%の採用比率を目標値として定めるとともに、教職課程、資格認定等の基 準、非常勤講師依存率、ST 比、外部評価の点検・評価項目、大学設置基準等に留意した教 員採用を勘案して点検・評価を行うことを併せて確認している。

これらの点検・評価を通じて、2021 年度においては、都市情報学部の観光系科目充実に伴い、2 名の新規採用を純増するといった改善・向上も行っている。

(2) 長所

専任教員採用は、教学上の必要性と経営上の制約のバランスを取りながら、毎年教学・法人間で検討・確認の上決定している。通常の教員組織整備計画に加え、MS-26 における教学政策上の課題を推進するため、2020年度については、全学で合計 5名の学長枠を設定した。設定にあたっては、「研究の充実」と「教育の充実」の2つの教学的課題を設定し、学長が具体的な採用計画を策定し、学長スタッフ会議、学部長会、常勤理事会において検討し決定している。教員業績評価は、学部や研究専門分野の特性に十分留意しつつ、教育研究活動が全学的に活性化するよう、大学評価委員会において学部間の評価レベルについて毎年確認している。

本学では、ST 比を、専任教員一人あたりの在籍学生数によって計算している(専任教員には有期雇用教員・嘱託講師を含む)。学生定員管理及び「教員組織編成方針」に基づく経年的な取り組みによって、全学的には ST 比は着実に減少してきた。2020年度の全学の ST 比は 30.1、法学部では 38.9、経営学部では 40.9、経済学部では 46.2、理工学部では 29.6、農学部では 35.3、薬学部では 25.0、都市情報学部では 33.7、人間学部では 40.9、外国語学部では 20.5 となっている。

コロナ禍を踏まえ、遠隔授業に関する FD 学習会や遠隔授業に関するアンケート FD を実施した。特に、2020 年度前期に実施した遠隔授業に関するアンケートでは、大学協議会及び FDニュースを通じて教職員と共有し、2020 年度後期授業改善アンケートの授業満足度

は74.0%と、前年度72.6%と比較して向上した。

(3)問題点

現在、大学院も含めて FD についての理解を深めるため、全学では、毎年、FD フォーラム、FD 学修会、新任教員研修等を行い、各学部・研究科においても全学のテーマに沿った FD 活動を行っている。私立大学等改革総合支援事業で定めている基準日に基づけば、2020年度実績(2019年10月から2020年9月)の FD 参加率は95.9%と、100%には至っていない。極力、100%に近づけるように努力していく。また、ICT を活用した授業形態についてのスキルアップへ取り組みや、教育職員採用・昇任に関してポリシー実現に向けた教員組織編成方針の見直しについては継続して行うこととする。

(4) 全体のまとめ

本学では、立学の精神の実現のために、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しており、教員の採用・昇格の基準等においても、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員個人に求める能力・資質等や役割分担、責任の所在も明確化している。

教員数は各設置基準を満たし、教育研究上十分な成果を上げられるために必要な規模を確保できるよう、毎年度常勤理事会と学部長会との間の調整を経て設定されている。教員組織の年齢構成については、毎年度の自己点検・評価活動のなかで明示的に年齢構成を考慮したチェックが行われ、著しい偏りを生じないように運営されている。教員の募集、採用、昇格等の基準や手続や各種規程は整備・運用されていることから、適切に行っていると判断できる。

FD 活動は学部・研究科内と全学レベルの双方で適切に行われており、研究活動を活性化するための方策も講じられていることから、教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげていると判断できる。教員組織の適切性については、毎年定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上により、学部・研究科内の FD 活動は適切に行われており、研究活動を活性化するための方策も講じていることから、教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげていると判断できる。

第7章 学生支援

- (1) 現状説明
- ① 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1: 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学として の方針の適切な明示

<学生支援に関する大学としての方針の適切な明示>

本学では、学生支援体制の充実について、名城大学の基本戦略 MS-26 の 5 つの柱(戦略 ドメイン)の一つ「教育の充実」の中に位置づけており、基本目標を「多様性と実践性を大事にする基礎教育と専門教育を通して、コミュニケーション力と問題解決力を持つ人材を育成する」と定めており、その具体的な行動目標として、「学修・課外活動・学生生活支援サービスの充実」を明示している。この行動目標は、修学支援、生活支援、進路支援をはじめ多岐にわたる学生支援を盛り込んだ総合的な行動目標となっており、それぞれの支援に対して具体的な戦略計画、数値目標等を設定している。

2020 (令和 2) 年度の各行動目標における戦略計画として、①課外活動における多様な経験の促進、②学修・学生生活に関する支援体制の整備、③ICT の活用による学修支援を掲げている。それぞれの戦略計画に対しては、進捗指標を設定し、計画の進捗を把握しつつ、目標達成に向けた学生支援活動を展開している。当該方針については、大学のウェブサイトにも掲載し、広く学内外に周知している。

また、障がいのある学生への支援については、上記の方針に加え、以下の3つの目標を設定して、修学支援を行っている。

- ①合理的配慮を踏まえ、障がいのある学生に健常者と平等の修学機会を提供する。
- ②障がいのある学生の卒業後を見据えた自立を支援する。
- ③一般学生を障がいのある学生の支援活動に参加させることを通じて、すべての学生の成長を促進する。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針は適切に明示していると判断できる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、 学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1:学生支援体制の適切な整備

評価の視点2:学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援

- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3:学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の軟備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4:学生の進路に関する適切な支援の実施

・キャリア教育の実施

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援は、学部教務担当や学務センター、大学教育開発センターにおいて、留年者及び休・退学者の対応、補習・補充教育や自主的な学修の促進に関する支援などを行い、各学部で成績不振者に対する学修指導面談などを行っている。また、奨学金等の経済的支援は学務センター生活支援グループ、就職支援はキャリアセンター、ボランティア・学生生活支援・スポーツ振興は学務センター、障がいのある学生への対応は障がい学生支援センター、心理相談・ハラスメントを含む健康面の相談は保健センター、教職・学芸員課程をサポートする教職センター、海外からの多様な学生に対する修学支援や海外への留学を希望する学生への支援、海外英語研修や学内英語学修施設の運営、オンラインを活用した課外での英語学修機会など海外とのやりとりに関係する案件を取り扱う国際化推進センターを設置し、各種学生支援を担当する部署を明確に定め、適切に役割を遂行している。また、単独の部署で処理できない問題は、関係部局が連携する体制を構築している。

以上のことから学生支援体制は、適切に整備しているといえる。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育

少しでも早く大学での学びに適応できるよう、正課授業に加え、さまざまな形での学修機会を提供している。学校推薦型選抜及び総合型選抜合格者に対しては、合格後、学修習慣を維持し、入学後に円滑に大学教育を開始できる機会として、入学前学修プログラム(Meijo Encouraging Program:略称 MEC)を実施している。MEC の開講科目は、英読チャレンジ、アクティヴ英文法、日本語表現、数学、物理、化学、生物などである。また、入学後のリメディアル教育として、高校における未履修科目や、理解不足の科目について補習授業を行う「名城サプリメント教育」を実施し、希望者には自由に参加させている。名城サプリメント教育の開講科目は、数学、理科(物理・生物・化学)及び日本語表現である。各学部においても独自の支援体制を構築し、学生支援にあたっている。

英語学修の成果測定を希望する学生が多く見受けられることから、天白キャンパス及び ナゴヤドーム前キャンパスでは、学内において TOEIC IP 試験を実施し、受講学生は英語 学修の到達具合を確認し、引き続き、学修に努めている。

・学生の自主的な学修を促進するための支援

主に正課外において、仲間と一緒に何かをしてみたいと思っている学生の希望に対し、大学が助成金を配付、活動を支援する事業として、学生が 4 人以上のチームで課題解決にあたる「Enjoy Learning プロジェクト」にも取り組んでおり、毎年 10 件前後の取り組みを支援している。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

多様な留学生に対する修学支援としては、まず日本語科目を初級、中級、上級にグレード 分けをして能力別クラス編成を行っている。加えて日本語のレベルが日本語検定 N2 に満た ず学部授業が受けられない交換留学生への対応として、英語にて日本の文化、芸術、科学技 術などを総合的に学ぶ「国際日本学」科目を開講している。

その他、専門科目の理解を深め、より良い日本語での論文作成が可能となるように、アカデミックライティング講座も開講している。さらに、日本人学生によるピアサポートシステムとしてのスチューデントアシスタント(SA)制度を通じて、学生生活全般に係る諸々の相談、スピーキングパートナーとして言語のサポート、日本人学生と触れ合う機会を提供する、等の仕組みを設けている。またタワー75 には「SA ラウンジ」を設け、留学生と日本人学生が学びを共にする機会を提供している。

成績不振学生や出席状況の芳しくない正規留学生には、毎月一回行っている在留資格確認時に国際化推進センターが随時ヒアリングを行い、日頃からケアするとともに、必要に応じて保健センターと連携し、メンタルカウンセリング等も取り入れながら細やかな対応を行っている。

一方、日本人学生については、各学部・研究科が行う「国際専門研修」、国際化推進センターが扱う「海外英語研修」等のプログラムや海外協定校への交換留学制度も提供しており、これらの制度に参加するための経済的負担軽減を目的とした奨学金も整備している。

2020 年度は、コロナ禍の影響から、対面での海外留学ができなかったため、大学から経費補助を行い、フィリピンの英語講師による英語のマンツーマンレッスンに加えて、リアルな現地事情を学修するオンラインを活用した留学プログラム(LIVE 留学)を実施した。

これらの研修には自己の能力の伸長を測定するための英語試験、および留学による行動 変化や能力変化を把握するための留学アセスメントも留学前後に実施している。

国内キャンパスでは、英語を日常的に使用できる環境を提供することを目的として、天白・ドーム前の両キャンパスに「グローバルプラザ」を設置し、英語に関する各種プログラムを実施している。なおここでは、英会話補助者として外国人留学生をアルバイト雇用し留

学生の経済支援と同時にコミュニティの形成にも寄与している。

この他、本学附属高等学校生徒と留学生の交流、フィールドワークや地域貢献を目的とした地域小学生との交流も実施している。

また、海外からの学生への住居支援、日本人学生の異文化交流を目的とした国際寮も計画 しており、2019年度には他大学(上智大学・豊田工業大学)の外国人留学生寮を視察し、 設置の方向性を継続的に検討している。

これらの運営は、国際化戦略推進会議、国際交流委員会において「名城大学国際化計画 2026」を策定し、国際化推進センターを中心に、計画に沿った各種施策に取り組んでおり、 国際的な経験に富んだ国際専門職員を配置し、専門的な見地から海外派遣プログラムの準備を進めるとともに、幅広い視野から、留学意識の啓発などに取り組んでいる。

・障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援の実施体制としては、障がい学生支援センター(センター長1名、事務部長1名、課長1名、事務職員1名、障がい学生支援アドバイザー1名)を設置し、関係部署(各学部、総務部、施設部、入学センター、学務センター、キャリアセンター、大学教育開発センター、保健センター)と連携しながら支援を行っている。障がい学生支援センターは、大学全体の合理的配慮に関するコーディネーション、障がい学生への助言、障がい学生支援に関する啓発などを行っている。障がいのある入学志願者については、入学試験受験上の配慮、入学後の修学生活の相談に応じ、適切な情報の提供を行い、入学後は、面談の上、修学支援につなげている。

・成績不振の学生の状況把握と指導、留年者及び休学者の状況把握と対応、退学希望者の 状況把握と対応

学部ごとに、基礎ゼミナール、専門ゼミナールの教員による担任制を導入しており、学生の快適な学生生活を支援し、留年者及び退学・除籍数を減少させる役割も担っている。また、成績一覧表を保証人へ送付することによって学修状況を家庭でも把握してもらい、父母懇談会でも確認してもらうなど、父母とも連携を図っている。

加えて、各学部で設定した修得単位数及び GPA、欠席過多等を基準として、個人面談・ 指導を行う修学指導を実施しており、休学・退学を希望する学生に対しては、担当教員によ る面談を行い、学生の状況を把握した上で適切な対処を行っている。このように、以後の学 修への影響が大きい基礎科目において欠格となる前に、教職員が一体となって早期対応を することによって、留年防止が図られている。授業料延納願を提出した学生や成績不振の学 生等、留年及び休・退学の可能性がある学生に対しても状況を把握している。なお学務セン ターからは 9 月に実施状況の報告依頼を行い、学修指導状況の把握に努めている(締め切 り:翌年1月上旬)。

・奨学金その他の経済的支援の整備、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

大学独自の給付型奨学金を次の通り、令和 2 年度実績で在籍者全体の 10%に相当する 1,573 名(うち大学院生 756 人、留学生 524 人) に支給している。

①学業・スポーツ優秀者(主として学部学生)に対するもの

学業優秀 A 奨学生、学業優秀 B 奨学生、学業優秀奨励制度、学業優秀奨学生、強化クラブ等育成奨学生(スポーツ)、修学援助奨学生(スポーツ)、法学部中山健男奨学金

②経済的困難者・自然災害被災者(主として学部学生)に対するもの

修学援助 A 奨学生、修学援助 B 奨学生、メイドー・MCS・長谷川奨学金、利子補給奨学生、大規模自然災害経済支援奨学生

③留学生に対するもの

国際交流に係る奨学金などの経済的支援措置として、交換留学など海外派遣プログラムに参加する学生を対象とした派遣交換留学奨学生、海外研修奨学生、海外英語研修派遣支援 A 奨学生、海外英語研修派遣支援 B 奨学生、受入れ留学生を対象とした受入れ交換留学奨学生、私費外国人留学生 A 奨学生、および学内英語学修施設におけるアルバイトなどが挙げられる。

④大学院生に対するもの

学業優秀 C 奨学生、赤崎奨学金、大学院奨学生、本学卒業等補助奨学生、大学院法務研究科学業優秀特別奨学生、大学院法務研究科入学時 A 奨学生、大学院法務研究科入学時 B 奨学生

⑤その他、寄付等によるもの

校友会奨学生、社会人学生奨学生、総合数理プログラム奨学生、学部・研究科独自の奨学金(法学部「資格取得等取得奨学金」、農学部「成績優秀者奨学金」、法務研究科「入学時奨学金」など)

この他、奨学金等の経済的支援措置として、日本学生支援機構の貸与型奨学金を斡旋している。利用者は学部・研究科在籍者全体の28%に相当する4,336名である。

これらの支援制度については、ホームページ、メール、掲示板等を活用して学生への周知 を行っている。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

・学生の相談に応じる体制の整備

学生生活におけるさまざまな悩みや問題についての相談に対応するため、学務センター、学部事務室、保健センター等が学生からの相談に応じる体制を整えている。また、学務センターが所管部署となり、学生参画の正課外プログラムの一環として、「学生協力員」による学生支援を実施している。具体的な活動としては、友達づくりイベント、ピアサポーター育成研修、新入生インフォメーションでの相談等が挙げられる。2020年は、SNS を利用し新入生の相談を受けた。

- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

ハラスメントや学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮を含む健康面の相談は保 健センターが所管している。

ハラスメントは、カウンセラーが窓口対応を行っているが、迅速かつ適切に問題を解決する必要があるため、別途、人権委員会が対応する場合もある。

また、学生の健康面の配慮については、全キャンパスに保健室を設置し、看護師やカウンセラーを配置するなど、学生が安全で有意義なキャンパスライフを送ることが出来るよう支援している。

・留学生に対する学生生活支援について

前述の日本人学生による留学生対象のスチューデントアシスタント (SA) 制度は、学修支援に加え、文化の違いや生活習慣に慣れずに悩む学生を支援する役割も担っている。

また、コロナ禍において一部活動に制限があるものの国際化推進センターによる支援として、留学生歓送迎パーティ、フィールドトリップ、日本文化体験、SA ラウンジでのランチ交流、スピーキングパートナーなど、留学生が孤立せず年間を通じて日本人学生と交流できる取組を数多く実施している。

2020 年度については、コロナ禍による各種の影響によって精神的に追い込まれた留学生をサポートするため、在留資格確認の機会を活用し、学生の状況を確認するとともに、必要に応じて保健センターとも連携し、メンタルカウンセリング等も取り入れながら細やかな対応を行った。また、コロナ禍の影響によって、留学生の収入も減少していることから、経済的に困窮する留学生をサポートするため、修学援助 A 奨学生の留学生に対する選考基準の緩和や日本国政府による水際対策への対応として、空港から留学生寮などへの移動の補助や隔離期間のための部屋の用意などのサポートを行った。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

・キャリア教育の実施

キャリア教育については、学生の進路・就職指導及び斡旋、求人先開拓、インターンシップや各種資格取得講座等に関する業務を行うための全学的なキャリア支援体制として、天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスにキャリアセンターを設置するとともに、薬学部(八事キャンパス)においては、薬学部事務室職員がキャリアセンターと連携しながら、対応をしている。キャリアセンターの職員の育成としては、学生に適切なアドバイスができる専門的なキャリアカウンセラーの資格取得を奨励しており、既にキャリアセンター所属の9名が同資格を保持し、学生の信頼に値する適切な支援に寄与している。

これらの体制の下、社会に貢献できる人材の育成をめざし、学年や就職活動時期に応じた キャリア支援プログラムを次の通り実施している。なお、例年は対面で実施しているが、令 和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの支援プログラムをオンライン(ライブもしくはオンデマンド)で実施した。

①低学年を対象としたキャリア形成サポート

学生が、入学後の早い段階から自分の特性や適性を理解し、自分の進路について自発的に

深く考える場として、1年生向けキャリアガイダンスや2年生向けプレ就職ガイダンス、第一線で活躍する企業人を招いた座談会「人間図鑑」を行い、卒業後の進路を見据えて目標を持って有意義な学生生活を過ごすことができるような体制を整えている。

②3・4年生及び大学院博士前期(修士)課程の学生を対象とした就職支援

3・4 年生(薬学部は 5・6 年生、大学院博士前期(修士)課程は 1・2 年生、以下同様)に対して、就職ガイダンスを通して就職活動における心構え・進め方を理解させ、また、面談においては自分を見つめ直す機会を提供するとともに具体的な業種・職種を絞り込めるようにするために、次のような就職支援を展開している。

(a) 就職ガイダンス

3年生を対象に、就職活動の時期に応じた、ガイダンスを年4回行っている。

第1回	「就活のはじめの一歩を知ろう!」(4 月に動画視聴 3,401 回、参加率 92.8%)	
第2回	「IS 前に最新の就活動向をつかもう!」(6 月にライブ 1,132 人、 動画視聴 511	
	回、ライブ参加率 44.8%)	
第3回	「あらためて就活準備で必要なことと支援を知ろう!」(10 月に動画視聴	
	1,038 回、参加率 28.3%)	
第4回	「いざ就活本番へ!」(1 月にライブ 1,190 人、動画視聴 892 回、ライブ参加	
	率 56.8%)	

以上の他に、地元企業等への就職を希望する学生を対象とした UIJ ターン就職ガイダンス (7月実施 オンライン 参加学生数 43名) も開催している。

(b) 就職指導担当制による学生面談

3年生からは、個別の適性を考慮して、キャリアセンターの専任職員を担任のような形で割り振り、就職活動状況・進路決定状況の把握をしつつ就職支援を行っている。

具体的には、今後の就職活動を円滑に進めることができるよう、学生が就職活動に対して一歩を踏み出し、希望する進路に進めるよう指導する個人面談(令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策を鑑み、8 月から 9 月に電話による面談を実施)を行っている。

また、4年生も含め、随時、学生本人の希望に添った就職先の紹介や、採用試験を受ける上での個別の相談に応じるとともに、進路決定状況の把握に努めている。

なお、実学的志向が強い理工学部・薬学部においては、所属する学科や指導教授・就職委員による指導が中心となっている。こうした学部の特性を踏まえた上で、キャリアセンターは、教員と連携しながら就職支援にあたっている。

(c) 就職支援講座等

3年生に、就職活動のスケジュールなどが管理できる就職手帳と就職マニュアルを兼ねた「Meijo キャリアガイド」を配布するとともに、業界研究セミナー、履歴書・エントリーシートの書き方講座、WEBSPI 受検会、筆記試験対策講座、面接対策講座、グループディスカ

ッションなど、実際の就職活動に際して必要と思われる様々な支援講座を実施している。

(d) 就職アドバイザー制度

就職している卒業生及び就職が内定している 4 年生が就職アドバイザーとなり、在学生の就職相談に応じる制度を構築している。これまでに 10,000 名以上が登録しており、随時対応を行っている。令和 2 年度はアドバイザーを招いた相談会が実施できなかったため、2 月に実施したバーチャル合同説明会に参加企業に勤める卒業生に多数参加していただいた。

(e) 学内企業研究セミナー

多種多様な業界から大手企業や地元中小企業など約700社を招いて、11月および2月の授業の出席に影響の少ない日程13日間、本学学生のみを対象とした学内企業研究セミナーを開催し、内定に結びついている(延べ出席者数約6,200名)。

③全学年を対象としたキャリア形成支援

(a) インターンシップ

夏季・春季の年 2 回、事前研修を行った上で、企業や地方公共団体等に学生を派遣し、就業体験をさせるインターンシップを実施している。受け入れ先については、本学が独自に開拓した企業の他に、岐阜県インターンシップ推進協議会などのコーディネート機関も利用し、幅広い研修の場を提供している。令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染拡大によって受入企業にも影響がおよび参加学生が大幅に減少した (ガイダンス出席者数 83名、参加学生数 23名)。また、インターンシップ終了後には、事後研修を行い、学生が学んできたことを自分で見つめ直す機会を設けている。

(b) 資格取得支援

各人のキャリア形成を見据えて自分の能力を磨き、可能性を広げようとする学生のために、公務員講座から高難度の国家試験、IT、英語関連資格など 70 を超える多彩な講座を格安な受講料で開講している。延べ 1,500 名の学生がこれらの講座を受講し、キャリアセンター把握分だけでも公務員試験等に 317 名、行政書士を含む各種資格試験に多数合格している。

(c) 障がい学生に対する支援

障がいのある学生が「働くということ、就職するということ」を学生自身が自ら「考える」ための気づきの場として、「障がい学生のためのキャリアガイダンス&仕事理解セミナー」を 12 月に開催し、6 名の学生と 3 名の保護者が参加した。第 1 部は障がい者雇用の現状や採用環境について情報を共有し、第 2 部では障がい者の採用を積極的に行っている代表企業 4 社に協力いただき、ブース形式にて学生が直接採用担当者から話を聞くことで自身の会社理解を深める機会を提供している。

(d) 外国人留学生に対する支援(文部科学省委託事業「留学生就職促進プログラム」) 2017 年度から名古屋大学が中心となり、名古屋工業大学、岐阜大学、名城大学の4大学 (参画大学)と愛知県、岐阜県の他、民間団体の愛知県経営者協会、岐阜県経営者協会、中部経済同友会、中部経済連合会、JETRO 名古屋が加わったコンソーシアムを形成しスタート。2018年度からは、南山大学が新規参加大学として、JETRO 岐阜、愛知県社会保険労務士会が新規団体として加わり、2019年度からは愛知県立大学が新規参加大学として加入。事業の趣旨を踏まえ、本学では留学生就職促進プログラムの「ビジネス日本語教育」「キャリア教育」「インターンシップ」を中心に、留学生を対象にした支援プログラムを開講、2019年度は全体で延べ 154名の留学生がプログラムへ参加。実際に外国人留学生が日本で就職活動をするに当たって困難となっている、「日本語能力」、「就職活動の仕方」、「企業との接点」を本プログラムの現状改進と掲げ、これらを中心として留学生の就職支援を行っている。また、一部の学部では、ホテル、レストランのサービス業で働くインターンシップや、TOEIC公開テストの受験料補助等も行っている。また、令和3年度から、名古屋中公共職業安定所と名城大学との外国人留学生国内就職支援に関する協定を締結し、外国人留学生の国内企業への就職を効果的に支援するための連携を図る予定となっている。

(e) 保護者のための就職説明会

2年生および3年生の保護者(理工学部、薬学部を除く)を対象とした就職説明会を10月にオンラインで開催し、450名の保護者が参加した。刻々と変化する就職市場において保護者支援の在り方やキャリアセンターの就職支援、また4年生内定者の就職体験報告パネルディスカッション等を通して、就職活動への理解と支援につなげていただく機会としている。

(f) 企業との就職情報交換会

大手企業や内定・採用実績のある企業等の採用担当者を招き、採用状況や企業が求める人材や学生の就職活動状況等についての情報交換を行っている。今年度で14回目を迎え、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、規模を縮小し、企業側からは167社(167名)、本学からは各学部の就職担当教員や職員等86名が参加した。

企業アンケートでは企業担当者全員が「次回も参加したい」と回答し、情報交換を通して 企業とのより良好な関係を構築している。

(g) 教職課程及び学芸員課程の支援

教職課程及び学芸員課程の支援については、教職センターが教職課程を置く学部、学科等を 8 つのグループに分け、それぞれのグループに教職課程の担任を置いている。主要科目を担任が担当するなどによって、4 年間を一貫した教職指導ができるようにしている。進路支援についても、この担任制を活用して学生からの相談等にあたっている。この他、教員採用試験に係る指導に積極的に取り組んでおり、中でも、教員採用試験対策講座「勉強会」では、センター専任教員をはじめ他学部教員、現職・退職の高校教員等を講師として、年間を通して開講している。併せて、二次試験対策集中講座、センター専任教員による小論文指導、面接指導も行い、教員採用試験の内容をほぼ網羅している。また、小学校教諭免許取得希望者を対象に、業者委託による小学校教員資格認定試験対策講座を実施している。その他、進路支援の一環として、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県各教育委員会 1担当者による採用

試験説明会を開催している。この他、本学 OB の現職教員を講師として招く教職実践報告会や3年生を対象にした「教員採用試験対策オリエンテーション」を開催して、教員の採用試験受験に向けた意識形成を図っている。

さらに、各学部等においても、就職委員会等を中心にキャリア支援体制を整えており、多くの学部においてキャリア形成に関する科目を実施している。個々の学部の事例として、法学部「名城進路講座」、経営学部および経済学部「起業講座」などでは各専門分野で活躍する卒業生を含む外部講師を招いてのキャリア教育を実施している。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく点検・評価及び改善・向上>

学生支援の適切性については、各所管部署において自己点検・評価報告書(部署版)に事業の進捗状況や達成度等を作成するとともに、それぞれの業務を所掌する全学委員会(学務センター委員会、大学教育開発センター委員会、キャリアセンター委員会、教職センター委員会、国際交流委員会、障がい学生支援センター委員会等)で適切に活動の点検・評価を行った上で、「次年度に向けた課題及び改善事項」を基にした改善・向上に繋げている。

例えば、大学教育開発センター委員会では、例年 FD 参加していない教員が一定数存在することから 2019 年度の自己点検・評価書における「次年度に向けた課題及び改善事項」のひとつを、「FD 活動の活発化を継続していくとともに、FD 活動参加率を極力 100%に近づけていく。」ことを記載し、FD 学習会の実施回数を増やすとともに、各学部・研究科等の参加率の向上について対応を促している。

さらにキャリア支援においては、キャリアセンター職員及び薬学部担当職員が一同に会して毎週定期的に打ち合わせ会を行い、より良い進路・就職支援の企画・実施に努めている。このように各組織による点検・評価と改善・向上に向けた取り組みを、最終的には、本学の内部質保証を推進する組織である大学評価委員会で自己点検・評価報告書(部署版)に基づく活動の点検・評価を行うとともに、必要に応じた改善の指示を行うことによって、重層的な PDCA サイクルが機能するように努めている。

(2) 長所・特色

進路実現に向けた支援では、担当制を採用し、個別学生へのきめ細かい支援を実施している。また、本学学生を対象とする企業説明会を開催することで学生・企業双方においてメリットのある機会創出を実現している。

個別指導担当制(理工学部・薬学部を除く)によって、個人面談を中心とした「顔の見える対応」でキャリアセンター職員が一人ひとりの学生に寄り添い、就職活動の準備期から学生の納得する進路実現に向け、共に並走することで、高い実就職率と就職先満足度を誇って

いる(2020年度卒業生の就職先に対する満足度97.4%)。また、企業との就職情報交換会では、各学部の学部長やキャリア委員が企業関係者と長時間個別に面談し、企業の求める人材像の把握や各学部の情報提供に努め、これを各学部のキャリア教育に反映させていることも長所といえる。

コロナ禍の令和 2 年度(2020 年度)は、Web 対応を拡充しての学生支援を実施した。中でも就職活動における孤立化を防ぐため、学生一人ひとりの「ちょっと聞きたい・知りたい・話したい」に応えるため、オンラインサロン「どこでもキャリセンの部屋」を開設した。さらに Web 会議システムを使い、キャリアセンター職員が就職活動に関する様々な質問や相談に応じている。また、学生の就活準備度合の差をなくすための就職支援を行うツールとして名城キャリアプリのオリジナルコンテンツを開発した。学生が利用しやすいアプリを通して最新情報を配信することで、様々な角度から学生の就職活動、キャリア形成を支援し、困難な状況下でも多くの学生が希望する進路を実現している。

各学部では、特に、初年次教育について工夫を凝らし、学修意欲喪失による中途退学の抑制に努めている。大学としては、秋に成績不振者(各学部が定める基準:修得単位・GPAに基づき、被面談者を選定)への学修指導(面談指導)を統一的に実施し、学修の継続が図られるように指導することを皮切りに、学部単位では1年生の欠席に注視し、欠席が続く場合は面談指導、年間の単位取得状況等を勘案して、危機感を持たせるためにイエローカードを発行するなど、学部での工夫も加え、学生が標準修業年限で卒業できるように努めている。

英語をツールとして使用できるようになることを目的とし、いつでも英語が話せ、英語に触れられる環境をグローバルプラザにおいて提供している。グローバルプラザでは、英語ネイティブ講師による英語コミュニケーションプログラムをはじめ、ワークショップ、アドバイジング、多読図書などの機能を用意している。2020年度はコロナ禍による影響もあり、利用者合計は延べ5,522名であったが、2018年度は23,452名、2019年度は21,066名の利用があった。

コロナ禍の影響から対面による活動ができない時期や、海外留学ができないことへの対応と併せて、オンラインを活用したプログラムを提供した。1 つはグローバルプラザにおけるグループ英会話で、延べ828名の学生参加があった。2 つ目は、外国人英語講師によるマンツーマンレッスンに加えてリアルな現地事情を学修する LIVE 留学を開催し、夏季春季合わせて155名の学生参加があった。 コロナ禍への対応として急遽開始したオンラインプログラムであったが、会期や参加費用などの都合によって、海外派遣プログラムへの参加が難しい学生を中心に一定の需要があることが確認できたため、今後も継続的に実施することを予定している。

多様な学生が海外派遣プログラムに参加できるよう、海外英語研修A・B奨学生、国際専門研修制度などを通じ、経済的な負担軽減を図っている。2020年度については、コロナ禍による影響によって、海外派遣学生数は 0 名であったが、過年度については、海外英語研修:2018年度219名、2019年度174名、国際専門研修:2018年度350名、2019年度239名であった。

これらの制度を通じて、より多くの学生に海外英語研修や国際専門研修への参加機会を 提供することによって、中長期留学参加学生の増加に向けた土壌形成も目指している。

(3) 問題点

毎年度の退学者は300人台で推移しているものの、「標準修業年限内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数」についての退学者の推移を確認すると、一部の学部で留年者及び退学者の割合率が目立つ。この対応に対しては、特定学部への対応ではなく、全学的な取組が必要と考え、学務センター委員会において、9学部を擁する総合大学の利点を生かし、転学部によって学生に本学での学修を継続するためのセカンドチャンスを与える観点で活用することを確認した(検討:令和元年度第9回学務センター委員会(R1.1.16開催))。若干名で実施する試験であるため、多数の学生に対応できるものではないものの、本学で学修を継続する一方策に据え、効果を検証中である。

グローバルプラザについては、より幅広く、より多くの学生に利用されるよう、グローバルプラザ内で提供するプログラムの内容や学生へのアプローチの方法を工夫することが求められる。また、開設以来、英語を学ぶ施設としての役割を主に果たしてきたが、将来的には、「グローバル」という名称に沿い、英語等の外国語を使用しながら、多様な文化背景を持つ留学生と日本人学生が交流し、多様性への気づきを与える場としての役割も担いたい。また、前述の「国際化計画 2026」において、中長期派遣留学(1 セメスター以上)の派遣者数を年間 200 名輩出すること、および短期派遣留学である海外英語研修や国際専門研修の派遣者数をさらに増やすことが課題である。対応として、中長期派遣留学については、交換留学協定校の拡充や加盟校間の留学を促進するコンソーシアムである UMAP の有効活用を進め、中長期派遣留学先の充実を図っていく予定である。また、海外英語研修や国際専門研修については、奨学金や大学の経費補助による財政的な負担軽減をアピールするとともに、学生へのアプローチの方法についてもさらに工夫し、参加を促進したい。

本学における外国人留学生数は 2011 年度の 366 人をピークに 2020 年度 100 人(いずれも 5 月 1 日現在)と減少の一途を辿っており、キャンパスの国際性や多様性を維持することが難しくなりつつある。加えて、コロナ禍の影響によって、外国人留学生の確保は今後ますます難しくなることが見込まれる。多様な文化背景を持つ学生が集う大学として国際化を推進するため、安定的に外国人留学生を確保するための方策を実施したい。

(4) 全体のまとめ

本学では、「MS-26」および「障がいのある学生への支援に関する方針」に基づき、学生支援を実施しており、関係する組織が連携し、修学、生活、進路、正課外活動に関する支援を適切に実施している。修学・生活支援は多岐にわたるが、相互に情報共有しながら実施している。進路支援も早期からの動機付けから、就職活動時における具体的サポートまで整備しており、学生は適当な時期に必要な情報が得られるようになっている。具体的には、修学支援において、学生が履修する演習の担当教員が指導教員となり、修学の面での支援を行っている。生活支援においては、学務センターが中心となって、奨学金制度を充実させ、すべての学生に等しく、質の高い教育を享受できる環境を整備している。また、学生の健康の維持管理については、保健センターが中心となり、学生からの保健相談に対応している。障がい学生支援センターを新設し、障がいのある学生に対する合理的配慮の調整など支援を行っている。障がいのある学生に対する具体的な支援については、障がいのある学生が「働くということ、就職するということ」を学生自身が自ら「考える」ための気づきの場として、

「障がい学生のためのキャリアガイダンス&仕事理解セミナー」を12月に開催し6名の学生と3名の保護者が参加した。第1部は障がい者雇用の現状や採用環境について情報を共有し、第2部では障がい者の採用を積極的に行っている代表企業4社に協力いただき、ブース形式にて学生が直接採用担当者から話を聞くことで自身の会社理解を深める機会を提供している。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

① 学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための大学としての活動を、「MS-26」の戦略ドメイン「組織・経営改革」において、基本目標「ビジョンの実現に向け、戦略的かつ機動的な組織・経営改革を持続する」に基づき、行動目標「ビジョンの実現を支える基盤整備」、戦略計画「学生の主体的な学びを支援する環境整備」と定め、MS-26 戦略プランの中で明示している。

環境整備として、施設の老朽化対応、耐震性確保、高度情報化によって教育環境を改善し、さらに福利厚生の充実を図るため、2000(平成12)年度からキャンパスの再開発を実施している。この再開発の基本方針は、①学生の教育環境・福利厚生施設の充実、②大学院の充実、③事務組織の統合・集約化、④研究の高度化促進、⑤高度情報化、⑥施設の共用化であり、この方針の下、学部・センター等の代表者で構成される「再開発検討委員会」で全学的な意見集約を行い、再開発マスタープラン及び再開発スケジュールからなる「キャンパス再開発基本計画(以下「再開発計画」という。)」を取りまとめている。同委員会での検討結果は、教学及び法人の意思決定を経て、全学的に共有されている。

特に、建物の新築等を行う場合は、再開発検討委員会において、建物の規模や設備を始め として、講義室・演習室の座席数や通路幅等も含めた内容を検討し、より細かな配慮の行き 届いた教育研究環境の実現を目指している。

なお、再開発計画は、向こう 15 年間について策定しており、毎年度再開発検討委員会で 見直しを行っている。このことによって、キャンパス内のゾーニングや歩車分離・外構計画 等についても、きめ細かく実現していくことを目指している。

また、研究センター及び学術研究奨励助成制度に採択されたプロジェクト部門の事業の施設については、必要に応じて研究者が所属する学部・研究科等の中で整備することにしている。

②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育 研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1:施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学修を促進するための環境整備

評価の視点2:教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の校地は、名古屋市の天白キャンパス(5 学部 6 大学院研究科を設置、第 1・第 2 グラウンド等を含む)、八事キャンパス(薬学部・大学院薬学研究科)、ナゴヤドーム前キャンパス(都市情報学部・大学院都市情報学研究科、人間学部・大学院人間学研究科、外国語学部を設置)、春日井市の春日井(鷹来)鷹来キャンパス (農学部附属農場・薬草園他)、日進市の日進キャンパス(総合グラウンド)、瀬戸市の瀬戸校地(演習林)等からなる。校地面積は計 485,028 ㎡、校舎面積は計 232,775 ㎡であり、大学設置基準などの法令上必要な要件を十分に充足している。

運動施設として、天白キャンパスには、トレーニングジムや会議室等が併設されている天白新体育館 (3,604 m)、天白 6 号館 (1,257 m) 及び人工芝化された第 1 グラウンド (21,188 m)、第 2 グラウンド (25,143 m) 等があり、主に正課・課外活動に利用されている。日進総合グラウンド (106,222 m) は、主に課外活動に利用されている。

他の施設として、春日井(鷹来)キャンパス内の農学部附属農場(94,166 m²)・薬草園(2,250 m²)、天白キャンパスの薬草園(1,710 m²)瀬戸校地の演習林(31,795 m²)などがある。

今後、2020(令和2)年時点の「再開発計画」のうち5年以内に実施する工事として、天白キャンパスでは、研究実験棟IVが竣工し、2023(令和5)年度全学共用棟(仮称)新築工事に着手する。加えて、春日井(鷹来)キャンパスでは、2021(令和3)年度に本館の全面リファイニング工事を実施し、一層の充実が図られる予定である。

<ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備>

学内無線 LAN によって、全キャンパス内のほぼすべての場所で自由にパソコンを使用できる環境にあり、キャンパス間のネットワークも構築している。

キャンパス間では、同時性、双方向性を確保した遠隔授業の実施も可能である。この遠隔教育システムを利用し、八事キャンパスの薬学部ライフサイエンスホール、愛知医科大学病院、藤田医科大学医学部及び名古屋大学医学部附属病院の 4 カ所を光通信回線で結び、各病院で臨床研修を行っている学生が、リアルタイムに研究成果や症例を発表し自由に討議を行うことが可能となっている。

<施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保>

校地・校舎などの管理責任体制は、「固定資産及び物品管理事務細則」第6条第1項に「各部門の管理責任者のもとに取扱責任者を置き、別表第2のとおり事務長・課長等を、これに

充てる。」と定めている。

施設・設備の整備状況については、各キャンパスにおいて、それぞれの教育・研究のニーズに応じた最新の設備を有した校舎を整備している。また、取得後経過年数が経っている施設や、耐震補強が必要な施設については、前述の「再開発計画」の中で建替えもしくは改修計画を進めている。さらに、本学ではキャンパス全域の耐震診断を行い、毎年必要な耐震改築・改修工事を順次進めている。これには、方針も踏まえつつ、建物本体のみならず附属設備の老朽化や施設に対するニーズを見極めながら、建物の建替えと耐震改修を計画的に進めている。

施設・設備の維持・管理については、各キャンパスに施設管理センターをはじめとした設備管理員を配置し、有資格者(電気主任技術者、ビル管理者等)による諸設備の運転監視及び施設巡回、諸設備の点検計測等を実施している。

防犯対策については、各キャンパスに防災センターを設置し、警備員による施設巡回、受付案内、鍵貸出、入構車両の誘導、ルール違反車両への対応等を実施している。なお、警備員を24時間常駐しており、警報装置の監視及び入退室管理システムや監視カメラによる機械警備を積極的に取り入れ、さらにキャンパスと外部との主要な往来箇所には守衛室を設置して警備員が直接入構車両や不審者のチェックを行い、セキュリティ強化に努めている。

なお、防火防災対策として、防火・防災管理規程に基づき、自衛消防組織の充実強化、防 災機器及び災害用備蓄品の整備等を行っている。また、消防法に基づき、各キャンパスで選 任されている防火管理者及び防災管理者が消防計画を作成し、火災や地震等の災害による 被害を軽減するため、防火・防災に関する意識の高揚及び知識の啓発普及、消防訓練の推進、 防災設備並びに避難施設の維持管理などに努めている。

安全衛生については、安全衛生法に基づき、「安全衛生委員会」を定期的に開催し職場の 安全衛生にかかわる事項を審議・報告している。あわせて産業医による職場巡視を原則月1 回実施し、1年をかけて全学の巡視を行うことで、学内の安全・衛生の確保に努めている。 なお、巡視時の指摘事項については関係部局等に通知し、早急に改善するよう促している。

また、安全衛生管理体制の一環として、「薬品管理部会」を設置している。さらに、薬品管理システムを運用することで薬品や高圧ガスを保有している研究室の在庫及び使用状況等の把握が一元化でき、各種統計の作成や、事故時の対応等が時間をかけずに容易に実施可能となった。災害の事前予防のため、ヒヤリ・ハット報告や農作業安全講習等も行っている。加えて、名古屋市と協定を結び、家具転倒防止のボランティア活動も行っている。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備>

2016(平成28)年度から、天白キャンパス、八事キャンパス、ナゴヤドーム前キャンパスにおいて、キャンパス全面禁煙を実施している。

キャンパス内のバリアフリー化については、身体の不自由な学生が比較的ストレスなく キャンパス生活を送れるよう、エレベーター、多目的トイレ、点字ブロック・サイン等を各 校舎に設置している。さらに、主要な建物間を連絡ブリッジで結び、段差解消機やスロープ を整備することで、キャンパス内にあるほぼ全ての講義室に車椅子で移動が可能となった。 また、講義室には車椅子対応の机・椅子や難聴者システム等を導入し、トイレについては、 オストメイト対応も進め、個別の事情に寄り添った学生対応に努めている。

<環境対策>

施設面の環境対策として、自然エネルギーを利用した自然換気・採光、太陽光発電、雨水利用、屋上緑化等を取り入れている。また省エネルギーのため、コージェネレーション・システム、氷蓄熱空調システム、空調・照明制御、クールトンネル、垂直ルーバー等を導入している。エコセンターでは廃棄物保管の一元化を図っており、適正な廃棄物処理を徹底している。

<学生の自主的な学修を促進するための環境整備>

大学の諸施設(講義室、演習室、実験室等)は、各学部・研究科の目的に沿って実施される教育課程や学生数・開講科目数・コマ数等に応じて整備しており、工夫を行っている。例えば、講義で学んだ知識や理論を活きたものにするための実感教育の場として、天白キャンパスには主に理工学部の実験に対応した「構造耐震実験室」「水理実験室」「地盤防災実験室」の3つの実験室からなる大型重量実験棟を有している。八事キャンパスには理系学部の実験に対応した「分析センター」「実験動物施設」「RI実験施設」「モデル薬局」等の設備を備えた八事新1号館・八事新2号館がある。その他にも裁判員裁判に対応した「模擬法廷」(天白キャンパス)や、ネイティブスピーカーや留学生とのコミュニケーションや文化交流が楽しめる「グローバルプラザ」(天白キャンパス・ナゴヤドーム前キャンパス)などの特色ある施設も充実させている。

全教室に AV 機器を設置している。また、収容人数 40~60 名の講義室は机・椅子の可動・固定が選択できるようにしており、教育課程・教育方法に応じた授業が実施可能となっている。理系学部の実験室については、専門領域別に固有の実験室を設置している。ナゴヤドーム前キャンパスにおいては、各学部の特色に合わせ、学部固有の演習室を充実させ、授業時間外でも学生が自主的に利用できるようにして教育効果を高めている。

さらに、各キャンパスで、授業の課題や各自の主体的な取組など、仲間と話し合いながら 学修することができる学び合いの場として「ラーニング・コモンズ」や「学生ホール」など の共用スペースを各建物に設けている。また、タワー75の8階には学生向けに25台のパソ コンを配備した学部学生自習室・大学院自習室を設置し、学生の学修・研究活動を保証する 環境が整備されている。

さらに、自学自習を目的とした貸出用パソコン 140 台と iPad50 台を情報センターヘルプデスクやラーニング・コモンズにて貸出をし、学生が認証して印刷できるようオープンスペースの各所にオンデマンドプリンタを設置している。天白キャンパスの共通講義棟北地下1階グローバルプラザ内では英語レッスンの補助としてタブレット 20 台、大学院生の大学院自習室・院生研究室に 22 台のパソコンを配備し、学生の学修・研究活動を保証する環境が整備されている。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

大学全体として情報リテラシーの向上、情報倫理の確立に取り組むため、毎年度、情報セキュリティ委員会主催で教職員対象の情報セキュリティ研修を実施し、教職員の情報セキュリティの意識向上に繋げている。近年においては、社会におけるインシデント事例を踏ま

え、標的型攻撃メール訓練を実施し、全専任教職員へ訓練メールを送付している。2020年度の訓練メールの開封率は昨年度の34.6%から、5.6%に低減し、インシデント発生件数は大幅に改善され、教職員の意識向上をより推進している。

学生に対しては、「情報リテラシー」「情報社会と倫理」等の講義を通じて、学生の情報倫理の向上を行っている他、情報センターでは情報セキュリティに係るマニュアルを整備し、情報センター窓口において誰でも閲覧できるよう配置している。

<コロナ禍の対応>

昨年度末に発出された緊急事態宣言を受けてのコロナ禍の対応として、急遽の遠隔授業切り替えに備えて、全学生に ICT 環境に関するアンケート実施した。これを受けて WebClass や講義収録サーバの増強等を行った。

2020 年度のコロナ禍の対応としては、施設部と学務センター、情報センターが中心となり、教室の感染症予防対策、千鳥配置の座席表作成及びシール表示、出席カードリーダーの待ち位置表示、教卓付近の OA クリーナーや消毒ジェルの設置、遠隔授業用の動画カメラ貸出、遠隔授業に備えた貸出 PC 対応や新入生に対する推奨パソコンの提示など、迅速な準備・実施を行っている。また、次年度に向けて、教室にネットワークカメラを設置し授業動画を各教員のフォルダーに収納するシステムの実施に向けた打ち合わせ、確認作業、諸対応も行っている。

点検・評価項目③:図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1:図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワーク の整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学修に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間、専門的な知識を 有する者の配置等)の整備

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>

本学附属図書館は、3 つのキャンパス(天白キャンパス・八事キャンパス・ナゴヤドーム前キャンパス)それぞれに配置する附属図書館本館、薬学部分館、ナゴヤドーム前キャンパス図書館で構成されている。附属図書館本館は地下 1 階・地上 5 階建、建築延床面積 12,426 ㎡、薬学部分館は同面積 1,245 ㎡、ナゴヤドーム前キャンパス分図書館は同 1,833 ㎡である。

附属図書館本館の蔵書数は 1,001,864 冊、雑誌は 20,508 種を数え、2019 年度の年間受入 冊数は 8,070 冊となっている。座席数は 1,204 席である。また共用部分として、社会科学閲覧室、人文科学閲覧室、自然科学閲覧室、雑誌閲覧コーナー、英語軽読書室、新聞コーナー、自由閲覧室、参考図書閲覧室等を設けている他、メディア室、マイクロ資料室、視聴覚室、

グループ学修室、グループ研究室、コピー室、ラウンジ、レファレンスカウンターなどを整 えている。

薬学部分館及びナゴヤドーム前キャンパス図書館の蔵書数は、それぞれ 63,400 冊と 121,359 冊、雑誌は 711 種と 823 種、座席数は 150 席と 340 席である。いずれも本館同様に、教育・研究に相応しい環境を整備している。電子媒体としては、データベース 3,460 種、電子ジャーナル約 19,602 タイトルが利用可能となっており、学内パソコンからアクセスできる。特に、本学の学部・研究科の学問分野の特性から幅広い分野のデータベース及び電子ジャーナルの利用環境を整備している。主なデータベースのログイン/検索回数は、SciFinder (7,757 件/42,701 回)、Japan Knowledge (510 件/2、153 回)、JDream III(6,231 件/16,596 回)、EBSCO(25,263 回)、ProQuest(4,207 回)となっている。また、これらの電子媒体の利用促進、有効活用のため、2013 年度から EBSCO のディスカバリーサービス(EDS)を導入、2017 年度からは OPAC の所蔵データを EDS に連携、紙媒体資料と電子資料をワンストップで検索できる環境を実現した。

蔵書検索や電子資料利用のために、附属図書館本館に22台、薬学部分館に4台、ナゴヤドーム前キャンパス図書館に10台のパソコンを設置し、学生及び教員の学修・研究上、重要な役割を果たしている。また、蔵書検索や電子資料利用は、情報処理センター管轄の情報処理系教室に設置されている計1,850台のパソコンをはじめ、附属図書館以外の学内外からも可能となっている(学外からは一部制限あり)。

<国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備>

国立情報学研究所の図書館間相互利用システム(NACSIS ILL)に加盟している大学や研究機関と図書の相互貸借及び複写等において相互協力をしている。また、国立国会図書館「デジタル化資料送信サービス」への参加、名古屋市主催の横断検索サービス「まるはち横断検索」への加盟など、検索性向上・利用可能資料の拡充に努めている。

<学術情報へのアクセスに関する対応>

主に研究者を対象として VDI 接続によって学外からも学内と同様に IP アドレス認証の電子資料が利用可能な環境を提供している。2016 年度からは学外アクセス及びダウンロードしてオフライン利用可能な電子書籍システム BookLooper を導入、2020 年度には本館及び薬学部分館閲覧スペースにフリーwifi 環境を導入した。同じく 2020 年度から SSL-VPN接続によって Maruzen eBook Library の電子書籍 12,632 点(2020 年 3 月 31 日時点)の学外アクセス提供を開始している。

<学生の学修に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備>

2020 年度において、附属図書館本館は、授業期間の開館時間を 9 時から 22 時までとし、カード式入館システムの導入によって、その利便性を高めている。その他、授業期間については、日曜日の開館制度を導入しており、現在は、日曜日に加えて祝日も 10 時から 17 時まで(祝日が授業日にあたる場合は 9 時から 22 時まで)開館することによって、更に利便性を高めている。その結果、2019 年度の附属図書館全体の入館者/貸出冊数は 363,402 人/74,062 冊となっている。また、学修支援施設として申請によって利用される視聴覚室、

グループ学修室、グループ研究室の利用件数/利用人数は、それぞれ 130 件/3,084 人、193 件/1,247 人、13 件/23 人となっている。

各館にて、図書館利用に関する教育として、新入生対象の図書館利用全般に関する教育と 学部 2 年生以上を対象としたデータベース検索研修教育の 2 つを実施しており、2019 年度 には合計で、本館 4,766 人、薬学部分館 225 人、ナゴヤドーム前キャンパス図書館 1,429 人 が参加した。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

附属図書館本館には専任事務職員・臨時職員あわせて 10 人を配置して図書館運営にあたっている 10 人中、司書・司書補有資格者は 5 人である。また、附属図書館本館に 33 人 (25 人)、薬学部分館に 6 人 (5 人)、ナゴヤドーム前キャンパス図書館に 11 人 (8 人)の外部委託者を配置して利用者へのサービスを提供している(括弧内は司書・司書補資格保有者数)。

点検・評価項目④:教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1:研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等 の教育研究活動を支援する体制

<大学としての研究に対する基本的な考えの明示>

本学では、研究活動の充実について、名城大学の基本戦略 MS-26 の 5 つの柱(戦略ドメイン)の一つ「研究の充実」の中に位置づけており、基本目標を「研究環境の充実を通して、社会に評価される学術の創造と普及を図り、教育と社会に還元する」と定めており、具体的な行動目標として、「独創的研究の推進と研究成果の社会への発信」、「国際的な研究拠点の育成と強化」を明示している。2020(令和 2)年度の各行動目標における戦略計画として、自由な発想に基づく、独創的な研究の推進、研究成果の積極的な発信、国際的研究拠点づくりを掲げている。それぞれの戦略計画に対しては、進捗指標を設定し、計画の進捗を把握しつつ、目標達成に向けた学生支援活動を展開している。当該方針については、大学のウェブサイトにも掲載し、広く学内外に周知している。

<研究費の適切な支給>

研究活動を支援する組織としては、学術研究支援センターを設置し、その中核となる学術研究審議委員会は、原則として毎月 1 回開催し、研究推進に係る諸施策に関する十分な審議を前提とする全学的な合意形成を行い、迅速な意思決定を図っている。なお、この委員会

は、「学術研究審議委員会要項」によって、学長、副学長1名、学術研究支援センター長、 大学教育開発センター長、総合研究所所長、各学部から選出の委員各1名、総合研究所運営 委員会から選出の委員1名で構成している。

専任教員には、研究活動を助成し、研究上の経費を補助するために「教員研究費実施要項」に基づき、経費面での条件整備の中心となる教員研究費を交付している。金額は、教授482,000 円、准教授・助教・講師473,000 円、助手465,000 円、教務技術員228,000 円である(いずれも年額)。また、国外の学会、国際会議又は国際シンポジウムで研究発表する場合、年1回200,000 円を上限として旅費を補助している。さらに、論文掲載料等補助として、原著論文1件につき50,000 円を限度として補助している他、出産や育児、介護からの復帰に際し、研究復帰支援助成費(1回200,000 円上限)を、また外国語論文作成補助(1件30,000 円上限)も行っており、これらの研究費の適切な執行を支援するため、研究費の適正な執行に関する説明会の実施や、研究経費申請執行マニュアルを発行している。

<外部資金獲得のための支援>

外部資金獲得については、科学研究費助成事業(科研費)への申請を中心に、申請書作成 支援や科研費に関する各種の情報提供を行っている。科研費を獲得した教員には間接経費 の一部を配分し、研究環境の向上に活用してもらう他、科研費などの採択に繋げるべく、学 術研究奨励助成制度という学内独自の制度による研究支援策も整備している。この結果と して科研費の申請状況等は以下の通りである。

		2019 年度	2020 年度	2021 年度
申請件数	新規	160 件	157件	147 件
	全体	255 件	257 件	244 件
採択件数	新規	48 件	38 件	33 件
	全体	143 件	138 件	130 件

科学研究費申請件数

また、科研費以外の外部資金では、国の大型補助金を中心とした予算・施策動向の調査、研究者の分野や特性に応じた公募情報提供を行う体制も整備している。これら研究活動の活性化を支える人材を配置しており、過去には文部科学省の私立大学研究ブランディング事業の申請などにも関わり成果を上げている。

これらを支えるべく、科研費学内説明会の開催、科研費広報パンフレットのウェブ上での公開、科研費申請書書き方ハンドブックの作成・配布、学内アドバイザーによる申請書作成補助などを行っている他、ポストドクター (PD:研究員)、リサーチ・アシスタント (RA)、研究補助員等の雇用管理業務を担い、研究支援を行っている。さらには、国内の大学その他の研究機関において専攻する分野の学術研究を行う国内研究員制度と、海外で学術研究または学術調査を行う在外研究員制度を整えており、それぞれについて、教育・研究の資質向上を図ることを目的に経費補助を行っている。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

各学部・各研究科の主たる教育研究活動エリアに、各教員の研究室を配した建物があり、個人研究室、合同研究室及び資料室などを配置している。専任教員の研究室は、若干の広狭があるものの、1人当り平均28.4㎡を確保している。研究室には、机・椅子・書架の他、電話・学内LAN等が整備されており、全室冷暖房を完備している。なお、実験室を要する学部のうち、農学部・薬学部では、実験室の中に研究室を整備しているが、理工学部では、一部を除き、研究室と実験室を別々に整備している。

研究専念時間を確保するために、1週間あたりの責任担当授業時間を教授は10時間、准教授・助教・講師は8時間と設定している。やむを得ずこの設定時間を超えて授業を担当しなければならない場合は、責任担当授業時間数と併せて18時間以内とすることとし、準備時間を十分に確保して授業の質を高め、かつ研究活動に支障がないよう配慮している。

<ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制>

教育の人的支援体制として、また、大学院学生の学修効果の向上、学部の教育内容の充実を目的として、学部等で開講する実験、実習、演習、ゼミナール等を担当する教員の補助を、大学院学生の中から選任した TA に担当させている。担当時間数は大学院での学修に支障がないよう週3コマ(1コマは90分)を限度とし、授業補助手当を支給している。業務内容は、出席管理、問題演習の指導補助、実習・実験の指導補助、実験操作の指導等である。2020年度の新たな取り組みとして、「TAハンドブック」を作成し、3月末までに各学部へ配布している。また、TAハンドブック作成にあたり、TA学生へのインタビューを行ったうえで、関係学部の学務センター委員で構成するワーキンググループで TA制度の改善を検討した。また、各学部事務職員と意見交換することでTA制度理解や改善点の共有などの効果も得られている。

また、研究活動支援体制として、学術研究支援センターにおいて、ポストドクター (PD)、リサーチ・アシスタント (RA)、研究補助員等の研究支援員の雇用管理業務を行っている。とりわけ、学生の研究支援員の雇用条件については「アルバイト要項」に基づき、自身の学業・研究に支障をきたすことがないように配慮し、勤務時間は1か月52時間を超えないようにしている。

この他、国際化推進センターにおいて、外国人留学生を支援する学生ボランティア団体の「スチューデントアシスタント(SA)」を募集している。SA に対しては、各種研修を実施し、プログラム開発力や運営能力を身に付けてもらい、留学生へのサポートを充実させるとともに、SA 自身の能力向上を図るための研修を行っている。

⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1:研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み・規程の整備

- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究者の行動規範や不正防止計画を策定するととともに、研究活動の不正行為、研究費の不正使用の防止に関する規定等を整備している。コンプライアンス教育については、コンプライアンス教育及び経費執行説明会を複数回実施し、誓約書を提出させている他、研究倫理教育については、倫理教育責任者である各学部長等が所属教員等に倫理教育を行い、(受講)確認書を全教員から提出させている(概ね4~5年に1回)。また、これらのもととなる研究倫理関連規程や国のガイドライン等を記載した「研究ガイドブック」の発刊等を行い、全教員へ配布している。

研究倫理に関する学内審査機関としては、全学的な審査委員会である「研究者等倫理委員会」を整備しており、研究活動の不正行為防止、競争的研究資金の不正使用防止、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の調査及び判定に関する事項等を担うとともに、不正防止計画の策定も同委員会にて策定している。これらによって研究活動において求められるコンプライアンス体制を強化している。

その他、博士(後期)課程大学院生の学位論文について、研究指導教員が「論文盗用防止 検索システム(iThenticate)」を用いることで、適切な論文指導とその確認が行われている。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

<教育研究等環境の適切性の定期的な点検・評価>

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

施設、設備等の維持及び管理については、施設部が各キャンパス整備課題の進捗状況や老 朽化した施設の点検、各種法令等で必要とされる点検を定期的に実施しており、この定期点 検の結果を修繕や更新計画の優先順位へ反映している。

安全管理については、「安全衛生委員会」が労働災害の原因及び再発防止対策等を検討するとともに、作業環境の適切性について点検し、その改善に努めている。また、「安全衛生委員会」のもとに「薬品管理部会」を設置しており、薬品等の適正使用及び管理に関する事項を担っている。

本学における事務電算システム基本計画の策定や事務電算システム計画の検証と評価といった事項を審議する委員会として、電算システム統合化プロジェクトチーム会議を設置している。電算システム統合化プロジェクトチーム会議は、事務局長を議長とし、大学全体の情報基盤整備を審議しうる構成となっている(同会議は令和3年度から名称変更予定)。

附属図書館では、重要事項を審議するため図書館長を委員長とする附属図書館委員会を 設置している。図書館委員会は年 5~6 回程度開催され、図書館の予算・決算や購入資料の 選定・承認、その他の重要事項を審議している。

研究活動については、学術研究支援センター長を委員長とする学術研究審議委員会が設置されており、各学部・研究科等の意見集約を行うとともに、研究政策の策定およびその実施・調整に関する事項や研究施設設備の整備に関する事項等の審議や成果の検証を行って

いる。2020 年度においては、コーディネーター活用等による産官学連携に向けたマッチング支援、科研費申請説明会・研究倫理・コンプライアンス教育の推進、研究復帰支援の新制度導入等、研究推進の環境整備等の改善を行っている。

(2) 長所・特色

教育研究等環境の整備については、再開発検討委員会を通じて教学と法人の間で財務面への影響を考慮しながら検討している。

学生支援の対応としては、学位論文指導時に、具体的に論文のどの箇所が他の論文と類似しているか知ることができる「論文盗用防止検索システム(iThenticate)」を用いるため、大学院生及び研究指導教員が緊張感をもって盗用や剽窃を防止することができる。

TA 制度の充実のため、「TA ハンドブック」を配布し、教員と学生の双方が TA 制度の理解を深めるツールを提供できていることも長所として挙げられる。遠隔授業活用のグットプラクティスの選出と紹介をねらいとして、「オンライン活用法コンテスト」を開催し、優秀活用法を大学ウェブページで公開している。

コロナ禍での対応としてリモート化が加速し、遠隔授業対応(WebClass サーバ/講義収録サーバ増強)、学務ポータル・スマートフォン対応(履修登録・出席管理・成績照会)、Web会議対応(会議用 Zoom ライセンス)など、大学の ICT 化を推進してきた。

電算システム統合化プロジェクトチームは全ての事務部長を構成員とし、毎年定期的(4~5回程度)に開催してきたことから、事務電算システムを中心とした ICT 活用推進に関する議論・検討の場として、効果的に機能している。

附属図書館では、読書を推進する取り組みとして、新入生入学時や文学賞発表時に合わせ、 積極的に企画展示を実施している。学生が興味を持ちやすいカテゴリーに分け、本を手に取 らせる工夫を行ったことで展示の貸出冊数は約 400 冊になった。また、スタンプラリーな どのイベントと連動させることで相乗効果(貸出促進)につながると考える。また、図書館 利用に関するガイダンスは、例年、授業の一環として実施していたが、コロナ禍の状況を鑑 みて少人数・短時間でのガイダンスに変更して実施した。少人数・短時間のガイダンスに移 行したことで参加が少なかった学部からの利用者が増え、「時間が短くなったことで参加し やすくなった」との声が聴かれた。

(3) 問題点

「論文盗用防止検索システム(iThenticate)」の利用率が低いことから、利用率の向上が 課題として挙げられる。

(4) 全体のまとめ

本学は、教育研究活動を行うに必要な校地・校舎、図書館、運動設備、教員研究室などの施設設備を有し、適切に維持管理するとともに、「MS-26」に示される方向性に基づき、整備計画を再開発マスタープラン及び再開発スケジュールからなる「キャンパス再開発基本計画(以下「再開発計画」という。)」を定めることによって、本学が目指す教育研究活動に相応しい環境整備を計画的に進めてきた。

また、教員に対する各種の研究費や外部資金獲得を含む研究支援ならびに適切な研究活

動を進めるための研究時間の確保や研究倫理教育などの仕組みや規程、教育研究活動を支援する体制を整備している。実現と効果を最大化するためのキャンパスのネットワーク環境等の整備、国際化の推進および学生の多様な学びに応えられる学修環境の整備を進めた結果、無線 LAN等情報通信技術環境、多文化交流ラウンジの設置およびラーニング・コモンズや学生セミナー室などの学修環境の整備が実現でき、学生・教職員に活用されている。このように本学では、学生や教員が快適に教育研究等を行うことのできる施設・設備および制度・規程などの環境を適切に整備している。

第9章 社会連携・社会貢献

- (1) 現状説明
- ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための

大学運営に関する方針の明示

評価の視点2:学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学の理念や学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の明示>

本学では、社会貢献を教育と研究に並ぶ大学の使命の一つとして位置づけ、社会連携・社会貢献に関する大学としての活動を、「MS-26」の中期ビジョン「地域とともにある大学として、地域の多様なニーズに対応し、人的交流を通して活性化につながるサービスを充実する」に基づき、行動目標を「地域支援の充実」「社会人の学び直しの機会の提供」として設定し、「地域と一体となったコミュニティづくり」「生涯学修支援プログラム」といった戦略計画を定め、MS-26 戦略プランの中で明示し、本学ウェブサイト上で学内外に公表している。

また、名城大学の教育・研究で得られた知の成果を広く社会に還元し、我が国の産業の持続的発展及び文化の発展に寄与することを目的に実現するために「名城大学産学官連携ポリシー」を以下の通り掲げ、本学ウェブサイト上で学内外に公表している。

(名城大学産学官連携ポリシー)

- ・自由な発想による創造的な研究を重視しつつ、産学官連携を通じて社会に貢献できる研究 を推進します。
- ・教育と研究・開発の成果を積極的に広く社会に発信し、名城大学パテントポリシーに基づ き、産業界への技術移転・事業化を行い、社会の持続的な発展に寄与します。
- ・国際的な産学官連携を推進することにより、我が国の産業の国際競争力の強化に寄与します。
- ・地域社会における知的活動拠点として、地域産業界や地方自治体等との連携・交流を推進します。
- ・教育研究環境を整え、産学官連携活動を通じて、社会の発展に貢献できる人材を育成します。
- ・透明性の高い産学官連携活動を行い、社会への説明責任を果たします。
- ・産学官連携活動を円滑かつ持続的に促進するため、学術研究支援センターがその活動を推 進します。

以上の方針を踏まえ、各部局の設置目的、活動趣旨に従って、本学では、社会連携・社会 貢献を推進している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1:学外組織との適切な連携体制

評価の視点2:社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3:地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携体制>

学外組織との適切な連携体制については、社会連携センターが中心となり、産業界、地方公共団体等の各種機関との連携・協定締結を行っている。また、社会連携・社会貢献に関する大学としての活動は社会連携センター、産学官連携の推進や特許など知的財産権の管理については学術研究支援センター、出前講義については入学センターと大学教育開発センターが中心となり、各種取組を実施している。具体的な取り組みは以下に詳述するとおりである。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

(1) 生涯学修の場の提供

本学では、学術研究の成果を地域社会へ還元できるよう、大学の講義を市民に広く開放し、 大学と地域社会との結びつきを強めることを目指し、「生涯学びを楽しむ」ための大学独自 の公開講座を多数開講している。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応す るためオンラインで実施した。具体的な講座として、「アジア、日本における複言語主義を 考える(外国語学部主催)」、「コロナが進展させた働き方の変化はどう進むのか」、「政治学 者が読み解くアメリカ大統領選 2020 |、「世界が注目するカーボンナノチューブはなぜ発見 できたのか |、「食物がもつ力を最大限活用した健康づくり | といったテーマの講座が挙げら れ、社会情勢や科学技術、食や健康などのテーマについて、大学の専門性を生かした講座が 充実している。講師は、本学の専任教員を中心としているが、学外からも各分野の専門家を 講師に招き、多様な公開講座を市民に提供している。また、2020 年度には、社会ニーズに 基づき、社会人と学生がともに学べる講座として、学外と連携して「Light up my way.〜人 生 100 年時代の選択力・表現力・行動力を高める 3 DAYS プログラム〜」や「shake アクセ ラレーションプログラム「DRAFT」キックオフ記念公開講座」、「場づくりのプロから学ぶ 多様な人を巻き込むファシリテーション講座~協働を促す『問い』の立て方とは?」といっ た社会人向けの公開講座も社会連携センターが主催で開催している。また、公開講座をとり まとめたリーフレットについては、掲載する講座紹介文を作成するにあたって、市民にヒア リングを行っており、市民目線に立った表現と講座の魅力をアピールする等の工夫も行っ ている。2020年度に実施した大学独自の公開講座のテーマ数は20テーマである。

また、地域行政と連携した生涯学修の場(地域連携プログラム)の提供も行っている。具体的には、「親子で楽しむ英語絵本読み聞かせ講座(刈谷市)」、「名城大学連携講座『寺社建築の見方・楽しみ方』(日進市)」、「子ども大学にっしん(名城大学連携講座)今日からあなたもこども編集長!(日進市)」「異文化理解などの視点から多文化共生を考える(名古屋市東区)」、「世界を変える青色 LED(富山県氷見市)」等が挙げられる。2020 年度においては、コロナ禍のため一部の講座をオンラインで開催しており、合計 5 講座に 36 組、86 名が参加した。

以上の他、高等学校および自治体からの依頼に基づき、教員を派遣している出前講義を実

施している。高等学校に対しては、課題研究の授業や進路研究など、大学受験のためのモチベーション向上や大学の模擬授業を体験する機会として、自治体の市民に対しては、幅広い知識と視野と豊かな感性を身につけることをねらいとした生涯学習の機会とすることを目的としている。いずれも、本学ホームページから希望のテーマを選択するという形で提供しており、2020年度は高等学校から49件、自治体からは9件の計58回を実施している。

(2)連携事業の学内外への情報発信、連携先の開拓等による多様な社会連携事業の創出

社会連携センターでは、連携事業の学内外への情報発信、連携先の開拓・学内調整による、多様な社会連携事業の創出することを目的として、学内外マッチングや学外機関と連携した学びの場づくりやプロジェクト開発を行っている。2020年度の連携相談と学内マッチングの実績としては、「ベンチャーカフェ名古屋 学生アンバサダーへの学生参加促進(名古屋市事業)」、「東海アントレプレナー人材育成プログラム Tongali プロジェクトやイノベーターズガレージ開催イベントへの学生参加促進」、「有機栽培の普及のための品質に関する研究(株式会社 yaotomi」などが挙げられる。

学外機関と連携した学びの場づくりとして、「スキルアップ講座(プロジェクトマネジメント講座、資料作成講座)」や「金融アクティブラーニングプログラム「株の力」(三菱モルガンスタンレー証券)」、「外部資金(寄附金)をもとにした社会連携プログラムの実施(社会をフィールドにした実践型プログラム IMPACT!)」、学外機関と連携したプロジェクト開発として、「HACK U 名城大学(ヤフー株式会社)」、「Hack Aichi(愛知県庁主催ハッカソンPJ チーム組成)」、「起業を志す学生コミュニティ MEIJO STARTUP CLUB」、「社会連携センター所属学生ボランティア団体『PLAT サポーターズ』による新入生向けオンライン交流会開催」、教育プログラム開発サポートとして、「名城大学チャレンジ支援プログラムへの協力(2 期生 OUR PROJECT 開発ワークショップの開発、キャリアセミナー)」、「『食』をテーマとした製品・サービス開発講座イノベーションチャレンジプログラム」、「MS-26 学びのコミュニティ事業 都市情報学部 CBML へのプログラム開発協力」など多様な取組を行っており、2020 年度においては、合計 141 件の開催実績である。

(3) 地域に開かれた多様な交流・活動ができる場「社会連携ゾーン shake」の企画・運営地域に開かれた多様な交流・活動ができる場として、「社会連携ゾーン shake」を設置しており、学外でのセミナーやイベント等での事例報告や講師依頼の対応、自治体・企業・NPO 等の視察等対応、学生による取材や広報誌への協力、学生が参加できる学びの機会創出を行っている。2020 年度においては、オンラインですべての取り組みを実施した。地域のゆるやかなつながりを生み出すコミュニティ活動「ナゴヤ 100 人カイギ」の開催、企業・行政・NPO 等から 30 人が集まり、地域の課題解決策のアイデアを生み出すワークショップ「ナゴヤをつなげる 30 人」の開催協力、実行したいアイデアを持つ若者と支援者の出会いの機会づくりである shake アクセラレーションプログラム「DRAFT」企画立案を行った。

(4) 自治体・企業・NPO 等と本学の連携事業創出の仕組み化

自治体や企業から講師を招き、「社会連携フォーラム 2020」や「第 6 回 PLAT ラボ」を 実施している。2020 年度においては、合計 2 件の開催実績があり、164 名が参加した。

(5) 研究分野における産学官連携・地域連携

2020 年度の学外組織との連携協力による研究としては、受託性大型プロジェクト 39 件 318,631 千円、受託性大型プロジェクト以外のものとして、民間企業および各種事業団体から委託を受けたものの受託研究実施は 20 件 11,447 千円、さらに、地方公共団体、他大学および民間企業等の委託者と共通の課題について、対等の立場で共同研究を推進したものが 111 件 109,112 千円、奨学寄附金受入 83 件 70,490 千円を扱い、研究費総額は約 509,680 千円となっている。取扱件数及び取扱金額共に 2019 年度より減少している。

受託研究、共同研究等の受入れ件数の増加ならびに受入れ研究費の増額を目標に、学内シーズの把握・公表、本学教員や産学官連携コーディネーターの日々の積極的な活動のほか、外部資金の獲得のための活動を鋭意継続している。2020 年度の具体的な活動としては、本学の研究成果や保有する知的財産に関する情報について通じて積極的に学外に提供するため、名城大学バーチャルリサーチフェア 2020 の開催、各種展示会や銀行の技術相談会への出展、研究の背景・目的、成果の内容、応用例をまとめた「名城大学研究シーズ集」を作成し、企業、官公庁、産学連携支援機関などに提供する等を行っている。2021 年度からは、URA を導入し産学連携を一層強化する。また、知的財産権については、発明評価小委員会で職務発明の法人承継の審議を行い、国内 23 件、国外 5 件の特許出願を行った。

(6) 社会人の学び直しに係る取組

東洋大学、東京大学、名古屋大学と連携し、Open IoT 教育プログラムを開設している。本講座は、高度な IoT 技術を身に付けたい社会人を対象に、IoT 関連分野の体系的な知識とスキルを短期間で身につけることのできる「学び直し」のための履修証明プログラムであり、文部科学省「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT-Pro)」に採択されている。本プログラムに係る募集等の広報や事務手続きについては大学教育開発センターが所管しており、2020 年度については、6名の受講者を受け入れている。

(7) 学外組織との協定

本学と学外組織との協定について、2020年度は新たに名古屋ダイヤモンドドルフィンズと名城大学との連携・協力に関する協定(2020年7月)、氷見市と名城大学との連携等に関する協定(2020年7月)、名古屋市、学校法人名城大学及び名古屋オーシャンズ株式会社との協定(2020年10月)、愛知県と学校法人名城大学との連携・協力に関する包括協定(2021年3月)、外国人留学生の国内就職に関する協定(名古屋中公共職業安定所)(2021年3月)を締結し、2020年度末時点において部局間協定を合わせ47の協定を締結している。

<地域交流、国際交流事業への参加>

教育・研究の活性化や交換留学先の確保を目的として、各学部と協働しながら協定先を拡充している。2021 年 1 月末現在、国際交流協定数は 100 協定(95 大学)である。また、ラジャマンガラ工科大学タニヤブリ校本学の海外拠点を設置し、海外での研修や広報に活用している。外国人留学生の地域交流として矢田小学校とのプログラムの他、オンライン交流会やオスロ大学との交流(オンライン・節分イベント)を実施している。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

<社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価>

社会連携・社会貢献に係る各種取組の点検・評価については、自己点検・評価報告書(部署版)と根拠資料に基づき、事業の進捗状況や達成度を確認するとともに、次年度の課題等を記載することで改善・向上に繋げている。

社会連携センターにおける連携事業、社会貢献などの活動全体については、社会連携センター委員会において事業の実施及び年度の事業結果について報告を行い、必要に応じて事業内容への意見聴取を行うとともに改善を図っている。

また、学術研究支援センターが所管する知財の保護活用を含む研究成果などの活用・社会還元などの産学官連携の活動については、学術研究審議委員会において活動や今後の方針などの共有を行っている。更に、地域連携事業や公開講座などについては、連携自治体との協議会において、要望をすりあわせながら内容の検討を行い、ニーズに沿った事業の実施を進めている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

昨年度の自己点検・評価報告書等による点検・評価を踏まえ、社会連携フォーラムについて教職員への広報強化、日程調整上の工夫、オンラインとリアルのハイブリッドな運営、PLAT ラボにおいて活用・事例づくり、学外の共創空間等との連携を強化、学外で開催されるもので学生の学びになるものは学生へ周知、DRAFTへの参加者の拡大(応募者、フォロワーなど)、天白 Cへの共創空間の設置、新型コロナ感染拡大への対応、オンラインでの開催の際の運営サポート、大学のプロモーションにつながる公開講座の実施等の改善を行っている。

また、研究推進支援を担う専門職として、URA(リサーチ・アドミニストレーター)を2021年度から採用することも決定している。

(2) 長所・特色

社会連携センターは少人数の部署ながらも、年間 140 件を超える各種連携事業に関わっており、高い成果を挙げている。またナゴヤドーム前キャンパスに設置している社会連携ゾーン shake は 144 の shake パートナーシップ団体を有し、学内外の団体問わず年間 400 件を超える利用実績(2019 年度)があり、地域社会に貢献している。社会連携事業についても幅広く実施しており、近隣から県外の自治体、地域コミュニティ、NPO 等市民活動団体、大企業から中小企業、スタートアップと幅広い様々な団体からの連携相談を元に、多様な社会連携事業を生み出している。 学部、研究室へのマッチングだけでなく社会連携センターが主催となり、実践的な学びの機会を自ら企画・運営し学生に提供している。社会連携センター

ターが主催となるプログラムやプロジェクトを正課外活動として展開できるため柔軟に連携相談に対応できる。企業や自治体等との連携事業を多数実施しているため、各学部やセンターから PBL 科目、フィールドワーク、スキルアップ講座、キャリア教育等の実施相談が多く、相談依頼のあった学部・センターに適した社会連携によるプログラムを企画・運営支援を行い、依頼元の特色づくりに貢献している。

(3) 問題点

社会連携センターは多数の連携事業に携わっているにも関わらず、その学内・学外での認知度が低いことが課題となっており、広報活動に力を入れていく必要がある。また、各種連携事業を実施するのは各学部等の教員・学生が中心となるが、連携事業をマッチングするためには各教員や研究室、ゼミナール等で取り組んでいる研究内容等についてある程度把握しておく必要があるため、独自のネットワークを広げるとともに学術研究支援センターと情報交換していく必要がある。加えて、社会連携プログラムに参加する学生数の増加や社会連携センターによるプログラム外での学生の自主的な社会連携による活動のさらなる活性化も社会連携センターの課題として挙げられる。

(4) 全体のまとめ

本学では、MS-26 戦略プランの中期ビジョン「地域とともにある大学として、地域の多様なニーズに対応し、人的交流を通して活性化につながるサービスを充実する」や「名城大学産学官連携ポリシー」に基づき、学外組織との連携体制を構築するとともに、生涯学修の場の提供、学内外マッチングや学外機関と連携した学びの場づくりやプロジェクト開発、研究分野における産学官連携・地域連携学外組織との協定締結といった、社会連携・社会貢献事業に取り組んできた。

特に、ナゴヤドーム前キャンパスに設置している社会連携ゾーン shake は、多くの shake パートナーシップ団体を有し、学内外の団体問わず年間 400 件を超える利用実績があり、地域社会に貢献している。また公開講座、出前講義では、教育研究機関に相応しい講座内容を提供することで、本学の知的・人材リソースを地域の生涯学修活動に還元している。

このように本学は、社会貢献目標の達成に向けて、本学のリソースや特色を活かし、教育研究機関に相応しい内容の社会連携・社会貢献活動を適切に行っていおり、大学基準に照らして良好な社会連携・社会貢献を実現していると判断できる。

第10章 大学運営・財務

- (1) 現状説明
- ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学 運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための

大学運営に関する方針の明示

評価の視点2:学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示>

本学では、2015年に2026(令和8)年をマイルストーンとする戦略プラン「Meijo Strategy -2026」(通称 MS-26)を策定している。2026(令和8)年に目指す将来ビジョンとして、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」を掲げ、このビジョンの実現に向けた大学運営を行っている。この MS-26では、ビジョンを実現するために5つのドメイン(人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、社会貢献、組織・経営改革)を設定しており、基本目標、行動目標、戦略計画の3層構造で体系化している。このドメインの1つである「組織・経営改革」を大学運営に関する方針として掲げ、そのドメインに基本目標「ビジョンの実現に向け、戦略的かつ機動的な組織・経営改革を持続する」を設定するとともに、この基本目標を達成するため、行動目標(組織の活性化、ブランド力の向上、ビジョンの実現を支える基盤整備)を設定し、この目標を実現するための戦略計画をそれぞれの行動目標ごとに設定している。

この MS-26 を実行するにあたり、2026 年に達成する数値目標を明確にするため、MS-26 を補完する中期事業計画を策定し、2021 年度から運用開始する予定である。

<学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知>

学内構成員に対する MS-26 戦略プランについては、毎年作成する全学の「事業計画書」に掲載しており、大学協議会及び常勤理事会に提示することで構成員に周知している。また、全学の「事業計画書」のみならず、MS-26 戦略プラン自体については、大学のホームページで公開しており、学内構成員のみならず、広く社会に周知している。更に、この MS-26 戦略プランによる大学運営の成果は、「事業報告書」として取りまとめ、大学のホームページで公開しているが、併せて、MS-26 戦略プランのコア事業である「学びのコミュニティ創出事業」、「Enjoy Learning プロジェクト」、「名城大学チャレンジ支援プログラム」についても成果を適宜、大学のホームページで公開している。

この MS-26 戦略プランを進めることを前提として、学長が就任時に策定している「学長方針」について、毎年、年度初めの大学協議会において、学長自ら説明し、学内に周知している。

②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権 限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1:適切な大学運営のための組織の整備

・学長の選任方法と権限の明示

- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2:適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

本学では、法人全体の運営は、私立学校法に基づき、「学校法人名城大学寄附行為」の定めに従い行われている。また、大学運営は、教育基本法及び学校教育法並びに関連法令に基づき、「名城大学学則」、「名城大学大学院学則」の定めに従い行われている。

大学運営においては、「名城大学学則」にて大学に学長、副学長、学部長を置くことを定めている。現在、副学長は4名(教育・入試担当、教育・情報担当、研究・産学連携・社会連携・国際・八事キャンパス担当、学生支援・アスリートサポート・ドーム前キャンパス担当)任命しており、内2名は常勤の理事を兼ねており、法人と教学との連携を図っている。また、学長が指示する特定の業務について、全学的な視点から企画・立案を行うことを役割とする学長補佐制度を導入しており、現在、産官学担当として1名配置している。

また、事務組織については、「事務組織規程」において基本事項を定め、「事務組織規程施行細則」において、具体的な分掌業務について定めている。

<学長の選任方法と権限の明示>

学長の選任方法は、「学長選考規程」及び「同施行細則」に基づき、①「学長候補者選考委員会」に報告する学長意向投票選出者 1 名を決定するため、本学専任教職員を投票権者とした「意向投票」を実施し、本学専任教職員を選挙権者とした「学長意向投票」を実施し、②その投票選出結果を踏まえ「学長候補者選考委員会」による面接等を経て、学長候補者を1 名確定し、理事会での議決によって選任され、確定する。同選考過程において、重要な役割を果たすのが「学長候補者選考委員会」であり、大学として求める学長像を提示、また、学長意向投票選出者への面接の過程で、意向投票、業績、経験等を踏まえ、本大学の基本戦略を推進する資質があるか審議する等の職務を行っている。

学長の権限は、学校法人名城大学寄附行為第8条第2項に「名城大学学長は、名城大学及びこの法人の設置する学校の教育に関する事項を統括する」と定められている。また同9条には、学長は理事となること、同22条には評議員となることが定められている。学長の任期は4年、再任の場合は2年である。

<役職者の選任方法と権限の明示>

【副学長】

副学長の選任方法は「副学長要項」に基づき選任される。具体的には、学長が選任する。 任期については学長の任期内とし、学長が定める。 副学長の任務は、副学長要項に「大学運営の円滑化を図るため、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる」旨定められている。また副学長のうち 2 名は学校法人名城大学の理事となることが、「学校法人名城大学寄附行為」に定められている。

【学部長・研究科長】

学部長・研究科長は、各学部・研究科で定める選考規程等に基づき選任される。学部長・研究科長の任期は2年である。学部長・研究科長の第一の役割は、学部・研究科の運営である。「事務組織規程」には、学部長は学部、研究科長は研究科の総括責任者として「学長の命を受けて、当該学部の業務を掌理し、所属職員を統轄する」旨位置づけられている。加えて、評議員会、大学運営会議、学部長会、大学協議会、大学評価委員会などの全学的な委員等も務め、諸課題の洗い出し、解決に向けた具体的な方策の検討など、学部運営のリーダーに留まらず、大学全体の運営においても重要な役割を担っている。

<学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

本法人の意思決定プロセスは、理事会を最高意思決定機関と位置づけた上で、各種センター委員会、学部教授会、研究科委員会、大学協議会、常勤理事会、評議員会、理事会を通じて行われている。各会議の運営上のルール等は、各規程・要項等で定めており、そのルールに沿って審議が行われている。

このうち教学に関する意思決定は、各種センター委員会、学部教授会、研究科委員会等を通じて、最終的には、教学の最終審議機関である大学協議会での協議を経て学長が決定する。また、学長による意思決定に関わり、学長、副学長、学部長、事務局長で構成する学部長会において、教育研究に関わる重要事項について事前に協議することも行っている。更に、学長が主体的かつ円滑な大学運営を図るための補佐機関として学長スタッフ会議を設置している。学長スタッフ会議は、学長、副学長、事務局長、総合企画部事務部長で構成し、毎週開催しており、学長の補佐機能としての役割を果たしている。

<教授会の役割の明確化>

教授会の審議決定に付する事項は「名城大学学則」に規定されており、

- ①教育課程及び成績評価に関する事項
- ②学生の資格認定及びその身分に関する事項
- ③教授、准教授、助教、講師、助手等の専任教育職員の教育研究業績の審査及び専任教育職員の進退に関する事項
- ④教育研究に係る学則の変更に関する事項
- ⑤その他教育研究に関する重要な事項
- と定められている。

<学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化>

学長による意思決定と教授会との関係に関する事項は「名城大学学則」及び「教授会及び研究科委員会が学長に対し意見を述べる事項を定める内規」に規定されており、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」として、①学

生の入学及び卒業に関する事項、②学位の授与に関する事項が定められている。

<教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化>

法人全体の管理運営は、私立学校法に基づき、「学校法人名城大学寄附行為」の定めに従い行われている。また、教学の管理運営は、教育基本法および学校教育法並びに関連法令に基づき、「名城大学学則」や「名城大学大学院学則」の定めに従い行われている。学校法人名城大学寄附行為では役員構成およびその選任方法、理事会・評議員会の構成および議事等について定め、名城大学学則・名城大学大学院学則では教学事項の決裁基準や教授会をはじめとする機関会議の議事事項等を定め、これらを基本として大学全体理運営が行われている。

教学の最終審議機関である大学協議会で審議された重要事項は、学校法人の最終意思決定機関である理事会(原則として2か月に1回開催)において最終的に決定される。理事会の下には理事長、学長、常勤の理事が構成員となる常勤理事会(原則として毎週開催)を置き、理事会の決定した基本方針に基づく具体的な執行計画、理事会から委任された事項等について審議しており、法人と教学との役割を踏まえ、適切に意思決定を行っている。大学協議会と常勤理事会それぞれにおいて審議した内容は、互いに報告しており、法人と教学の動きが適宜確認できる仕組みを有している。

さらに、設置学校の将来計画など重要な経営事項に関して、法人・教学が統一した意思を 形成するための議論の場として「大学運営会議」を設け、政策的課題に関する意見交換を行っている。また、本学では、学長、副学長のうち2名、および事務局長は、理事も兼ねており、教学と法人が協働できる体制を構築している。

<学生、教職員からの意見への対応>

学生からの意見については、毎年実施している学生アンケート、授業改善アンケート等を 通じて確認している。また教職員からの意見については、本学の意思決定プロセス内の諸会 議を通じて集約している。

学長は定期的にオフィスアワーの時間帯を設けており、学生や教職員の意見を幅広く聴取し大学運営に役立てている。

<適切な危機管理対策の実施>

本学では、2012 (平成 24) 年に制定した「危機管理規程」に基づき、理事長を危機管理 統括責任者、学長を危機管理副統括責任者とするとともに、「危機管理委員会」を設置し、 円滑な法人運営に支障をきたす危機事象に対する全学的な危機管理対応策を講じている。

また、地震対応、事故対応、新型コロナウイルス感染症など重要な危機事象については、「大地震対応マニュアル」「名城大学における新型コロナウイルス感染症に係る活動制限指針」などの個別対応の指針等を整備している。この他、国内外での大規模な自然災害等の緊急事態発生時の学生・教職員の安否確認に備えて、安否確認メールシステムを導入し、このシステムを利用した安否確認訓練の実施や、被災地域に居住、滞在している教職員及び学生の安否確認を行う体制を整備している。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<内部統制>

予算は以下の過程を経て編成される(以下に図示)。

- ①予算編成方針審議決定:総合企画部及び財務部が「予算編成方針案」を作成し、常勤理事会において審議した上、理事長が決定する。また、大学運営会議で説明し、方針等に対する理解活動を推進する。
- ②予算要求書作成依頼:財務部は各予算部門の責任者に対し、予算編成方針に基づき予算要求書の提出を求める。
- ③予算要求書作成:各予算部門の責任者は、予算要求書を財務部宛に提出する。
- ④予算折衝: 財務部は、各予算部門の責任者と前年度計画の実施状況及び予算要求書のヒアリングと折衝を行う。
- ⑤予算案審議:財務部は、予算案を作成し常勤理事会で審議した上、理事長の承認を得る。
- ⑥予算査定案通知:財務部は、各部門の予算責任者に予算査定額(内示)を通知する。
- ⑦予算査定案調整:各予算部門の責任者は、予算査定額(内示)を受け確認し、計画変更等がある場合は、財務部と調整する。
- ⑧予算審議・成立:財務部は、評議員会・理事会において予算案を説明し、審議後、承認を 得て予算成立となる。

図 予算編成過程

理事会	評議員会	理事長	財務部	各予算部門
<u></u>	计磁具云	常勤理事会	総合企画部	百分类叫
		① 予算編成方 針審議決定	① 予算編成方針 (案)作成	
			② 予算要求書 作成依頼	③ 予算要求書 作成
			④ 予算要求書の ヒアリング 及び折衝	
8 予算案審 議・ 承認	8 予算案審 議・ 承認	⑤ 予算案審議 ————————————————————————————————————		
			⑤予算案作成	
⑧予算成立				

予算成立・配布後は、「経理規程」に則り、各予算部門責任者が予算執行の承認・決裁を 行っている。決裁時のチェック項目として、事業計画に基づく予算執行、配布予算内での実 施を盛り込んでおり、それらが順守されている。

日常的な予算管理は、会計システムによって行われている。これによって、予算残高や執 行実績を各事務職員がシステム上で確認することができる。

監査については、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人名城大学寄附行為第 21 条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく有限責任監査法人による会計監査、学内規程(監事監査規程等)に基づく内部監査を行っている。

監事の体制については、2020年(令和 2)年度に新たに非常勤監事 1 名を加え、計 4 名体制となっている。理事会・評議員会には監事全員が、常勤理事会には常勤の監事 1 名が出席し、意見を述べることができる。

常勤監事は、業務執行の決裁文書、収入支出の伝票及び証憑書類を閲覧し、必要があれば 業務担当者へのヒアリングを行うなどして、期中の業務監査並びに財務監査を実施してい る。また、有限責任監査法人による年度監査の実施後、「監査会」を開催しており、監事、 有限責任監査法人、監査室及び理事長および常勤の理事が出席して事業報告および決算報 告を行った後、監事から監査報告書が提示される。なお、この監査報告書は理事会、評議員 会に提出される。

なお、監査報告書に加えて、理事長に対して、通常業務を中心に具体的な指摘検討事項を 含んだ監事報告がなされる。

また本法人では、1998 (平成 10) 年に「監査室」を設置し、専任事務職員を配置して、 学校法人の業務及び財産の状況に関する透明性を高め、法令順守を徹底するべく指導にあ たっている。

<予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立>

本法人では、学校法人会計基準に基づく形態別(勘定科目別)管理のほか、独自の管理会 計制度によって、学内予算運営を行っている。

管理会計は、本学の全体目標達成に向け各部門が目標遂行に邁進できるよう、執行目的別の支出管理に向けた「目的別会計」の構成となっている。目的別会計では、マネジメントシステム MS-26 に掲げる戦略目標を「事業目的」に落とし込み、この事業目的ごとに予算配布する方式を採用している。

予算執行に際しては、各予算部門における事業計画の効果的・効率的な実施に向けた工夫 を促すため、各予算部門に対し同一目的内で流用する等、弾力的な運用を行っている。

④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組 織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

<職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

事務職員の採用は、広く公募を行い、人物及び業務上必要とする知識、技能及び常識等に関する考査として、書類審査、筆記試験、面接試験を実施している。最終的には常勤理事会の審議承認を経て内定を通知している。

職員の昇格については、判断基準として根幹を為すものは人事考課の結果である。人事考課制度は、事務職員等人事考課実施要項によって、管理職については2000(平成12)年度から、管理職以外については2001(平成13)年度から運用している。同制度の運用開始に先立って、1999(平成11)年6月に資格と職制を分離した。資格は処遇上の区分であり、下位から主事、主査、副主幹、主幹、副参事、参事となっている。資格ごとの役割や求められる職務能力が資格基準として事務職員等人事考課実施要項に定められている。また、昇格は年1回(4月または6月)を原則としており、常勤理事会の審議を経て理事長が決定するという手順が定められている。

事務職員の職制は管理職と管理職以外に区分され、後者の職員は一般職と位置づけられ

る。管理職の職制は事務局長、事務部長、課長、事務長、室長であり、組織における役割(職務)を果たすための指揮命令を行う。一般職からの管理職への昇任は、主査以上については年1回(4月または6月)を原則としており、常勤理事会の審議を経て理事長が決定するという手順が定められている。

<業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備>

2003(平成 15)年度以来、学生サービスを第一とし、かつ、教員が教育研究に専念できる環境を醸成することを目的として、事務組織の改編を行い、学部事務室の統合及びセンター化によって、教学組織がよりその役割を担うことができる事務組織の構築を行ってきた。加えて、組織を細分化せず、社会の変化を俊敏に感受し、迅速な意思決定と業務執行ができるように再編した。

事務組織の再編とともに、職制についても従来の係長、事務長補佐・課長補佐制度を廃止し、管理職者の役割を明確にしたうえで事務長・課長がリーダーシップを発揮できるよう組織をフラット化した。そして、教育・研究・社会貢献を推進する事務組織である各センターにはセンター長(専任教員)と事務部長を、各部には事務部長を配置し、教員と事務職員双方が協働する事務組織運営を行っている。

現在の事務組織については、事務組織規程に基づいて設置されており、必要な事務職員を配置することで、業務は適切に遂行されている。また、事務職員の連絡調整会議として事務 部長会議を、連絡会議として全学管理職者会議を月例で開催している。

また、有機的連携の具体的な取り組みとして、教学重要事項における最終審議機関である 大学協議会においては、学長・副学長、学部長等の他に、各事務部長も陪席者として参画し、 教学重要事項について共有を図っている。

上記のいずれについても、学校法人名城大学の基本戦略 MS-26 (大学版及び部署版) に示された基本目標・行動目標に基づき、進捗状況を確認しながら取り組んでいる

また、業務内容の多様化、高度化する専門性に対応するため、専門的知識・経験を持つ外部人材を契約事務職員として採用している。例えば、URAの採用による産官学連携の推進、大学の国際化推進のための人材採用、コンプライアンス順守のための法務人材、学内の安全衛生体制の維持や薬品の適切な管理のための人材、社会連携を推進するための人材など数多くの人材を採用している。

<教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)>

常勤理事会、大学運営会議、大学協議会、学長スタッフ会議といった重要事項を審議する会議において、事務職員である事務局長や事務部長が、各学部の教授会においても事務職員が委員として参画している。また教職協働の一例として、中期事業計画を策定するワーキンググループにおいても事務職員が参画している。また、先述の通り、すべてのセンターにはセンター長(専任教員)と事務職員を配置しており、双方が協働する事務組織運営を行っている。

<人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

人事考課制度は、管理職については2000(平成12)年度から、管理職以外については2001

(平成13)年度から導入しており、2004(平成16)年からは「改革推進のための名城トータル・マネジメント・システム」マニュアルを人事考課対象となる全事務職員に配布し、評価の対象と内容及び基準を共有している。

人事考課にあたっては、①業務考課(期待目標に対してどの程度達成したか、担当した職務をどの程度推進し、貢献したかを考課する)と、②職務遂行能力考課(各資格に求められる職務遂行能力要件を基準として発揮能力の現在の高さを考課する)を行い、①と②の結果から、③総合考課を行う。人事考課の結果は、管理職者の期末手当に反映される以外には賃金には直接反映されないが、資格は等級と号俸によって構成される俸給表と連動しており、上位の等級への移行は人事考課の結果に基づいてなされる。

人事考課は、考課者による個人差を修正するため、同一の被考課者に対し二次・三次考課者による複数の調整を行うとともに、事務部長を構成員とした「調整会議」において、部署間の調整を行っている。

⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図る ための方策を講じているか。

評価の視点1:大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

<大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施>

事務職員の人材育成を目的とした人事制度の構築は、1995(平成10)年に着手し、現在は、目標管理制度、人事考課制度、自己申告制度を中心とし、この3つの制度を面談により結びつけた有機的かつ効果的な運用ができるトータル人事制度を構築している。目標管理制度では目標に挑戦する過程で一人ひとりのもてる能力と可能性を引き出させ、人事考課制度では業務遂行と目標への挑戦過程を評価し、弱み・強みをフィードバックすることによって人材育成を図っている。自己申告制度では、長期的視野に立ったキャリアプランを作成させ、その実現のために自己啓発によるスキル・能力の向上をはかることによって、自律的な人材育成を目指している。

事務組織の専門性の向上は、職員の専門的力量を向上させることによってなし得ると考えており、その直接的な手段として、研修に力を入れ、①階層別研修、②テーマ別研修、③ 専門的研修、④自己啓発を柱とした研修制度を次の通り体系的に構築している。

①階層別研修

a.管理職研修:大学経営人材育成とビジョン・戦略を実行に移し業務改革を行い得る人材 を育成する。

b.一般職研修:大学職員として必要な知識と情報を提供する。

c.新人研修:入職後3年未満の職員に対して、動機付けを行う。

②テーマ別研修

a.マネジメント力や対策企画立案力の向上等、ニーズに応じたスキルアップ研修

③専門的研修

a.セミナー等派遣研修:業務に関連したセミナーへの参加支援

- ④自己啓発(研修費補助による自己啓発支援)
 - a.職員等個人研修費
 - b.講座受講研修費
 - c.エクステンション受講研修費
 - d.セミナー等自主参加研修費
 - e.グループ自主研修費

教員のSDについては、大学協議会や学部長会を通じて、本法人財務状況の報告や、高等教育に関する政策動向の情報提供を行うことに加えて、各学部・研究科・センターに「FD・SDを推進する組織」を設置しており、すべての教員が参加しやすいよう教授会の前後で適切なテーマ(「遠隔講義有効活用への対応」、「高大接続改革」、「ハラスメント」、「発達障害を抱える学生の対応」、「内部質保証」、「IR」、「大学における SDGs の取り組み方」、「『教学マネジメント指針』の共有」等)を設定して会議を開催し、着実に取り組んでいる。また、大学教育開発センターが所管する全学 FD フォーラムにおいても、「学生の成長につながる教育の質保証について考える一第三期認証評価を踏まえて一」といった SD の要素を含めたテーマでの実施をしている。2020 年度の SD 参加率については 91.1%であった。

- ⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに 改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- ○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ○監査プロセスの適切性
- ○点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価>

大学運営に関する業務等の適切性については、所管する部署において、MS-26 戦略プランに基づく自己点検・評価報告書(部署版)に事業の進捗状況や達成度、次年度の課題等を記載するとともに、最終的には、本学の内部質保証を推進する組織である大学評価委員会で自己点検・評価報告書(部署版)に基づく活動の点検・評価を行い、改善・向上に繋げている。

さらに、MS-26 戦略プランを進めることを前提として、学長が就任時に策定している「学長方針」についても、毎年、学長、副学長、事務局長、総合企画部事務部長で構成する「学長スタッフ会議」で進捗度を点検・評価し、重要課題については各部署と共有して実行を促進させている。

<監査プロセスの適切性>

先にも述べた通り、監査については、監事による監査、有限責任監査法人による会計監査、 学内規程(監事監査規程等)に基づく内部監査を行っている。監事の体制については、常勤 監事 2 名と非常勤監事 2 名の計 4 名体制となっている。監事全員が理事会、評議員会に出 席し、そのうち常勤監事 1 名は、常勤理事会にも出席し、それぞれの会議で意見を述べるこ とができる。常勤監事は、業務執行の決裁文書、収入支出の伝票及び証憑書類のすべてを閲覧し、必要があれば業務担当者へのヒアリングを行うなどして、期中の業務監査並びに財務 監査を実施している。

また、法人に「監査室」を設置しており、学校法人の業務及び財産の状況に関する透明性を高め、法令順守を徹底するべく指導にあたっている。また、有限責任監査法人による年度監査の実施後、監査会を開催しており、監事、有限責任監査法人、監査室及び法人の経営責任者も出席して事業報告及び決算報告を行った後、監事から監査報告書が提示される。なお、この監査報告書は理事会、評議員会に提出される。監査報告書とは別に、業務を中心に、理事長に対して具体的な指摘検討事項を含んだ監事報告がなされる。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上記の点検・評価や、監査を通じた指摘事項等を踏まえて改善策を検討し、実行に移している。例えば、2020 年度から、意思決定の迅速化の観点から、事務組織(学長室、総合政策部、総務部、財政部、施設部等)の組織及び所掌業務を見直した。また、MS-26 戦略プランを進めるにあたり、数値目標が明確でないことから、2020 年度に MS-26 戦略プランを補完する中期事業計画を策定した。この中期事業計画では、年度ごとのアクションプランを示すとともに、KPI 指標として設定した「学生の大学に対する満足度」、「学位授与方針の達成度」、「本学を卒業することの誇り」、「本学卒業生としての誇り」、「在学中の学びを振り返っての成長実感」、「就職満足度」それぞれにおいて2026年度に達成する数値目標を設定した。

(2) 長所・特色

新会計システム導入後 10 年が経過し、経費の発生源入力を主体とした「目的別会計」が全学的に浸透したことによって各予算部門がコスト意識の醸成に繋げている。特に新規事業を行う際には、事業のスクラップアンドビルドを前提として予算編成を行う等して経費節減に繋げている。特に近年では、ナゴヤドーム前キャンパスの開設や天白、八事キャンパスの再開発が進み、それに付随する経費(施設維持管理費、減価償却費)が増加する傾向にあるものの、業者選定を通じて投資額を抑えることや、既存設備の省エネルギー化を進める等して、経費削減を行っており、事業活動収支差額比率は、低位ではあるが凡そ3~5%と安定して推移している。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学の立学の精神や大学の将来を見据えた中長期計画である「MS-26」は、学内外に広く伝えられ、共有化されている。これらの方針に基づき、適切な大学運営のために、学長・役職者の選任方法・権限や教学組織と法人組織の権限と責任等について諸規程を整備することで対応している。また、危機管理対策についても、迅速かつ的確に対処するための体制を

明確化している。さらに、予算編成と予算執行も透明性を持って行われ、安定的な財政運営 の仕組みを構築している。

大学運営に必要な事務組織については、円滑かつ効果的に大学業務を遂行できるよう編成されており、SD の実施も踏まえ、業務の多様化・専門化に対応している。さらに教員と職員の連携関係も的確に採られており、事務組織は適切に機能している。

大学運営の適切性についての点検・評価については、監事による監査、有限責任監査法人による会計監査、学内規程(監事監査規程等)に基づく内部監査等が適正に行われるとともに、各種監査の実施と実施後のフォローアップ、等を通して、大学運営の適切性や透明性を担保している。

大学運営に関する意思決定は、規定を定めこれに基づき実施している。また予算編成は、 管理会計を導入し、コスト削減意識を醸成している。教員・事務職員の教職協働については、 組織的整備及びSD活動を組み合わせて実現している。

以上のことから、大学運営は効果的かつ適正に行っていると判断できる。

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

(1) 現状説明

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1:大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2:当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定>

中期事業計画のアクションプランに「安定的な財政基盤の維持・強化」の政策目標をたて、フローとストックの達成目標をたてている。

フローでは、事業活動収入の総額を 255 億円以上の水準で維持すること、また事業活動 収支差額比率を 5.0%以上確保する目標をたてている。ストックでは、運用資産余裕比率を 1.2 年以上、また運用資産の総額を 330 億円以上の水準で維持することを目標としている。 また、これら目標を達成するために、アクションプランと同時に収支改善計画(収入増・ 支出減)を策定し実施している。

<当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

過去5年間(2015年度~2019年度)の学校法人の経営状況を示す事業活動収支計算書関係比率は、「大学基礎データ」表9に記載している通りである。2019(令和元)年度の本学の経営状況を全国平均(「平成30年度版今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団大学)薬他複数学部を設置する大学法人の数値)と比較すると、収入構成面について、学生生徒等納付金比率は低く、寄附金比率が高くなっている。

一方、支出構成面では、人件費比率は全国平均より若干高く、教育研究経費比率は高く、 管理経費比率は低い。結果として事業活動収支差額比率は4.1%となり、全国平均より低い 値となっている。

次に、財政状態を示す貸借対照表関係比率は、「大学基礎データ」表 11 に記載している通りである。資産構成では、固定資産構成比率、流動資産構成比率ともほぼ全国平均である一方、流動比率が年々低くなってきている。

総じて 2019 (令和元) 年度の各比率は、全国平均と同等か良好であるを上回るものが多いものの、事業活動収支差額比率のように全国平均を下回るものがあることは事実である。これは、支出面において、キャンパス再開発による経常経費の増加に加え、教育研究活動への投資を維持してきたこと、収入面において、定員管理の厳格化によって学生生徒等納付金が減少していることが主な要因である。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。 <大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)>

評価の視点1:大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために 必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2:教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3:外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費

等) の獲得状況、資産運用等

予算編成方針の策定にあたっては、財務部及び総合企画部が協働し、キャンパス再開発計画による設備投資スケジュールや、教育研究活動に係る事業計画や教職員の人員計画等をもとに、収益力及び財務状況を分析した「将来の財政見通し」を作成し、財政面の検証を行ったうえ予算編成方針を学内へ展開している。

予算編成方針は、経費区分(経常経費・設備投資・人件費)ごとに査定方針を決定し、これに基づき予算要求書を提出させている。経常経費(各部署の一般経費)については、過去の予算執行実績を加味しつつ、前年度予算額以下に抑えることとし、スクラップアンドビルドの意識醸成を進めている。各予算部門責任者は、事業計画ごとに必要経費を算出し、部局運営費等の経費を「経常経費」として予算要求する。経常経費については、前述のとおり、前年度予算額以下に抑えることを編成方針として掲げており、予算要求額が前々年度執行額以下または前年度予算額以下であれば、同額査定とし予算配布する。ただし、各予算部門責任者が自主的に個々の事業を見直し、既存事業の見直しによって確保した財源を、新規事業に充当することを認めている。

設備投資については、再開発事業計画に基づき、財務状況及び教育研究活動への影響が最小限となるよう計画的に実施している。人件費については、教員・事務職員の退職・新規採用計画に基づき予算編成を行っている。

因みに 2021 年度予算編成方針は、 I:基本方針として ①全体方針 ②特別な事業への対応 (2021 年度は新型コロナウィルス感染症への対応) ③経常経費のゼロシーリング ④人件費等義務的経費の予算化、 II:重点事項への予算措置として ①教育研究 ②人材確保 ③施設設備拡充の 3 項目への対応措置、 III:財務基盤強化として ①事業活動収支差額比率の達成目標 (2019 年度は 5.0%) ②入学者数確保の目標値 ③寄付金増額 ④特定資産の積み立て ⑤支出削減策の推進を打ち出した。

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

持続的な教育研究活動を展開しながら健全な財政を確保するには、中期事業計画を反映 した財政計画そしてその適正な運営を管理する予算制度の確立が重要であると認識してい る。

現在は、経常的な予算とは別に、重点事項の予算措置として教育研究にかかる主要課題へ 予算を措置しているが、2026 年度の開学 100 周年に向けた中期事業計画に掲げる教育研究 のアクションプランで策定する事業への投資が必要となる。限られた財源のなかで、教育研究活動への新たな投資をするためには、既存の支出の見直しを前提とした予算編成をしていくこととなる。

また、2016 年度のナゴヤドーム前キャンパス開設に始まった再開発事業は現在も進行中であり、今後も継続する。施設設備整備事業を行いつつ、永続的な教育研究活動を維持するため、まずは学生数確保を安定的に維持する。その上で、学納金以外の収入源として、寄附金・補助金・外部資金等収入を拡大する。特に、寄附金については、2021 年度より開学 100周年記念募金事業が発足するため大いに期待できるところである。また、収入の多様化とともに、経常経費への見直しも含めた抜本的な支出削減策により安定的な財務基盤を維持する。

< 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等>

最近の外部資金の獲得状況としては、経常費補助金に加えて、文部科学省の補助事業として、「私立大学等改革総合支援事業」等が採択されている。

科学研究費補助金の申請件数、採択件数、交付額は以下のとおりである。2016 年度に外部資金の獲得を推進するという大学の方針が明確に示されて以降、採択を受けた教員が申請書作成時のポイントを説明するなどの科学研究費補助金申請に関する説明会の強化、学内研究費(公募制)の科学研究費補助金申請者への優先配分、新任用教員や若手教員など対象を絞った説明会の開催、申請教員が認めた場合は、採択を受けた申請書の閲覧を可能とする制度など、大学として積極的な申請を促した結果、申請件数、採択件数、交付額は年々増加する傾向にある。

【採択件数と交付額の推移(2019~2020年度)】

年度	申請件数	採択件数(※)	交付額(単位:千円)
2019	160	143 (48)	297,420
2020	157	138 (38)	317,935

※採択件数は、新規採択と継続分の合計。() 内は、申請件数に対する新規採択件数

本学が獲得している受託研究費等の外部資金のうち、奨学寄附金、受託研究費、共同研究 費の受入状況は以下のとおりである。年度により増減はあるものの、毎年度実績を挙げてい る。

【外部資金の推移(2019~2020年度)】 (単位:千円)

	2019	2020
奨学寄附金	37,738	37,090
受託研究費	15,334	11,447
共同研究費	110,485	109,112

2020 年度の学外組織との連携協力による研究としては、受託性大型プロジェクト 40 件 318,631 千円、受託性大型プロジェクト以外のものとして、民間企業及び各種事業団体から 委託を受けたものの受託研究実施は 20 件 11,447 千円、さらに、官公庁、他大学及び民間企業等の委託者と共通の課題について、対等の立場で共同研究を推進したものが 111 件、受 託研究 20 件、奨学寄附金受入 51 件を扱い、研究費総額は約 509,680 千円となっている。 取扱件数及び取扱金額共に 2019 年度よりも減少している。

金融資産の運用については、運用利益の追求に先んじ「安全・確実な運用」を第一として 実施している。2019 (令和元) 年度には、資産運用規程の一部を改正し、購入可能な金融商 品の選択肢の拡大 (円建外債の購入を可能とする) 及び購入方法の拡大 (額面以上の価格で の債券購入を可能とする) をした。いずれも元本毀損リスクがない商品の拡大であることか ら、受取利息の大きな収入増が期待できるものではないが、運用期間や商品構成と合わせ一 定額の受取収入が維持できるよう努力している。なお、2019 (令和元) 年度の受取利息は、 約1.2 億円となっている。

また、毎年度の資産運用計画については、毎年5月の理事会で、前年度運用実績の報告・ 運用分析、そして当該年度における運用方針・運用金額を報告している。その後の運用実績 については、購入債券の銘柄・金額等内容を含め、常勤理事会にて9月末と3月末に運用 結果を報告し、資産運用の透明化を図っている。

(2) 長所・特色

2019 (令和元) 年度の事業活動収支差額比率をはじめとする事業活動収支にかかる財務指標は概ね良好である。特に、経常収入に占める教育研究経費の比率は、全国平均に比べ高く、これは教育研究活動への確実な投資がされていることを示している。

また、2020年(令和 2)年度に非常勤監事 1 名を加え計 4 名の監事が理事会、評議員会に出席し、そのうち常勤監事 1 名は常勤理事会にも出席し、それぞれの会議で意見を述べることができる。これによって、法人業務及び財政状況を日常的にチェックする監査機能が定着している。また、理事長宛に提出された監事報告に記載された指摘検討事項に対して、担当部署が監事に対し改善状況の報告を行う仕組みが、業務の改善に大きな役割を果たしている。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学では、2016年12月に策定した「中長期財政方針」によって、事業活動収入の範囲内で事業を実施するとともに、中長期的な目安として、支出配分比率の適正化を図り、同方針に基づく収支構造の転換を図ってきた。

財務基盤の確立については、フローにおける収入面では、財源の多様化の実現に向け、現行の教育振興資金募金事業に加え、2021年度には開学 100周年募金事業が発足する。また、産官学連携による外部資金獲得強化も目指している。

一方、支出面では、支出抑制を図るため、予算編成ではスクラップ&ビルドによる対前年度当初予算ゼロシーリングを実行してきた。経常経費をゼロシーリングにすると同時に、重点事業には投資を継続してきたが、今後は、マイナスシーリングも視野に入れた予算編成を検討することはもちろん、事業及び業務の合理化・効率化や効果的な予算執行を推し進めていかねばならない。特に、教育研究経費比率が全国平均を大きく上回っているため、他大学との比較分析結果も踏まえ、外部資金を活用する研究・社会連携事業の比率を高めることを含め、適正な支出割合を検討していく必要がある。また、施設設備整備計画については、ランニングコストの増加及び資金ストックの減少を抑制するためにも、再開発計画の見直し等含めた事業計画と予算規模の適正を見定め収支の均衡を図っていく。